

熊本地震における被災動物対応記録集



熊本地震における被災動物対応記録集

はじめに

平成 28 年 4 月 16 日に発生した熊本地震では、人のみならず動物も被災し、各被災地で自治体や地元獣医師会が中心となって被災動物の救護にあたった。特に、益城町、熊本市では被害が甚大で飼養*環境が確保できず、多くの避難者から預かりの要望があったため、益城町及び熊本市の避難所で無料一時預かりシステムの整備や施設の設置し、入所者を対象に避難所を閉鎖する 10 月末まで行った。

今般の災害では、過去の災害の教訓を生かし、現地動物救護本部*が設置されたが、熊本においてははじめての経験であり、構成員の連携や情報共有に時間がかかった。また、これらの情報をもとに集まった募金をどのように使用するか等のいろいろな問題点も浮かび上がってきた。こうした災害の中、自らも被災しながら被災者支援や動物救護にあたった被災地の自治体や関係団体等の方々の活動の記録を収集、整理し、記録集として残すことは、今後起こりうる災害に備え、自治体等において地域の状態に応じた動物救護体制のあり方を検討する基礎資料になると考えられる。

そこで、今般の熊本地震による動物の被災状況、関係団体等による動物救護の対応状況を収集、記録し、良かった点や課題となった点を整理、分析することで、今後の大規模災害に備えた被災動物の保護のあり方を提言するための記録集を作成した。また、平成 30 年 2 月に改訂を行った「人とペットの災害対策ガイドライン」の基礎資料として活用した。

*用語解説参照。

熊本地震における被災動物対応記録集

<目次>

はじめに

1. 熊本地震におけるペットの被災概況	3
(1) 熊本地震の概要	3
①地震の概要	3
②被害の概要	5
(2) ペットの被災概況	11
①被災地のペットの避難概況	11
②動物病院の被災状況	13
③民間の一時預かり施設の被災状況	16
(3) 動物救護に関する取組の概況	17
①災害に備えた動物救護体制の整備状況	18
②避難所におけるペット同行被災者の受入れ状況	26
③仮設住宅におけるペットの飼養	29
④行政による放浪動物・負傷動物の保護活動	34
⑤飼い主からの一時預かり	35
⑥所有権放棄の状況	36
⑦所有権明示の状況	37
⑧現地動物救護本部の状況	38
⑨ボランティアの確保	39
⑩物資等の受入れ、共有体制	39
⑪資金の確保	39
⑫広報・普及啓発活動	40
⑬「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」活用状況	41
⑭今後の災害に備えて	42
2. 各地の動物救護活動	45
(1) 熊本県及び熊本市における動物救護活動	45
①熊本県（熊本市を除く）	46
②熊本市	55
(2) その他被災市町村における動物救護活動	63
①益城町	64
②八代市	68
③阿蘇市	71
④南阿蘇村	73
⑤高森町	76
⑥玉名市	78

⑦宇城市	-----	80
⑧美里町	-----	82
⑨菊陽町	-----	84
⑩大津町	-----	87
⑪甲佐町	-----	89
⑫嘉島町	-----	91
⑬山都町	-----	93
⑭西原村	-----	95
⑮御船町	-----	97
⑯宇土市	-----	99
3. 動物救護活動を支えたもの	-----	103
(1) 人的支援	-----	103
①自治体が係る支援	-----	103
②獣医師会が係る支援	-----	103
③ペット関連企業等が係る支援	-----	113
(2) 支援物資等	-----	119
①自治体による確保・受入れ・配布	-----	119
②獣医師会が係る支援	-----	119
③ペット関連企業等が係る支援	-----	120
(3) 資金（義援金など）	-----	124
①自治体による資金確保・義援金の募集・配布	-----	124
②獣医師会が係る支援	-----	124
③ペット関連企業等が係る支援	-----	125
(4) 現地動物救護本部における支援活動	-----	129
①現地動物救護本部の動物救護活動	-----	129
②ボランティア派遣等の人的支援	-----	130
③支援物資の調達・提供	-----	131
④義援金の募集・配分	-----	132
(5) 自治体と民間団体との連携による支援活動	-----	133
①ワンニャンハウスの動物救護活動	-----	133
②民間 NGO の動物救護活動	-----	138
(6) 民間団体独自の支援活動	-----	149
①民間の動物病院の動物救護活動	-----	149
②動物愛護団体の動物救護活動	-----	155
4. 避難生活の状況	-----	165
(1) ペット同行避難者の状況	-----	165
(2) 仮設住宅におけるペット飼養状況	-----	183
①ペット飼養者へのヒアリング	-----	183

②ヒアリング結果のまとめと課題	186
5. その他	191
(1) 動物園・水族館の展示動物	191
①災害に備えた動物救護体制の整備状況	191
②(公社)日本動物園水族館協会と熊本市動植物園における対応の経緯	191
③被災した動物園・水族館数	195
④飼養施設に被害があった動物園・水族館	195
⑤展示動物に被害があった動物園・水族館	195
⑥展示動物の移送	196
⑦被災した動物園・水族館への支援	198
⑧今後の災害に備えて	198
(2) 産業動物	199
①国における産業動物への対応の経緯	199
②熊本地震における畜産関係の被害状況	199
(3) その他	200
①犬及び猫以外のペット	200
②特定動物(主に個人飼養のもの)	200
6. 各地の被災ペット対策における対応事例・課題となった事例	203
(1) 同行避難と避難所への受入れ	203
①対応事例	203
②課題となった事例	204
(2) 自治体と民間団体との連携	206
①対応事例	206
②課題となった事例	207
(3) 獣医師会の取組み	208
①対応事例	208
②課題となった事例	209
(4) 一時預かり	210
①対応事例	210
②課題となった事例	211
(5) 保護活動	212
①対応事例	212
②課題となった事例	213
(6) 返還・譲渡	214
①対応事例	214
②課題となった事例	215
(7) 情報収集、広報・普及啓発	216
①対応事例	216

②課題となった事例	-----	217
(8) ボランティア活動	-----	218
①対応事例	-----	218
②課題となった事例	-----	219
(9) 資金の確保、義援金の募集・配分	-----	220
①対応事例	-----	220
②課題となった事例	-----	221
(10) 物資等の受入れ、提供体制	-----	222
①対応事例	-----	222
②課題となった事例	-----	223
7. 動物救護活動から見えた課題	-----	227
(1) 言葉の定義、表現について	-----	227
(2) 現地動物救護本部の立ち上げについて	-----	228
(3) 初動対応について	-----	229
(4) 支援体制について	-----	230
(5) 災害時の愛護団体、ボランティアの活動について	-----	231
(6) 避難所、仮設住宅における避難生活について	-----	232
(7) 飼い主への支援活動について	-----	234
(8) 支援に係る費用について	-----	235
(9) ペット救護ガイドラインについて	-----	236

【参考資料】平成28年熊本地震に関する環境省のペット救護対策の経緯について

【用語解説】

【同行避難】

災害の発生時に、飼い主が飼養しているペットを同行し、指定緊急避難場所等まで避難することです。同行避難とは、ペットと共に移動を伴う避難行動をすることを指し、避難所等において飼い主がペットを同室で飼養管理することを意味するものではありません。

なお、「避難所運営ガイドライン」（平成28年4月内閣府）では、「同伴避難」という用語が用いられています。「同行避難」が、ペットとともに安全な場所まで避難する行為（避難行動）を示す言葉であるのに対して、「同伴避難」は、被災者が避難所でペットを飼養管理すること（状態）を指します。ただし、同伴避難についても、指定避難所等で飼い主がペットを同室で飼養管理することを意味するものではなく、ペットの飼養環境は避難所等によって異なることに留意が必要です。

【飼養】

動物を養い育てることです。「飼育」と同じ意味ですが、本記録集では「飼養」に統一しました。

【現地動物救護本部】

自治体、地方獣医師会、民間団体等が、災害の発生時に被災地において動物救護活動を実施し、被災ペットや飼い主に対して必要な支援を行うために設置される組織です。被災地から避難したペットと飼い主を支援するために、近隣の自治体に設置されることもあります。

なお本文中で、現地動物救護本部等とあるのは、これまでの災害の際に設置された、同様の機能を持つ組織の名称が「動物救護本部」には限定されていないことによります。

【一般財団法人ペット災害対策推進協会】

天災や人災などの不測の緊急災害時に、被災したペットの救護や円滑な救護活動の確保を目的として、(公財)日本動物愛護協会、(公社)日本動物福祉協会、(公社)日本愛玩動物協会、(公社)日本獣医師会などを主な構成団体として、平成8年に設置された「緊急災害時動物救援本部」の事業と資産を引き継いで設置された広域組織です。平成26年に法人化されました。

災害時のペットの救護支援のみならず、ペットとの同行避難の普及啓発、災害時の救護ボランティアの育成や研修、全国各地の災害対策用資材の備蓄基地の整備など、災害発生に備えた平時からの活動を目的としています。特に災害の発生時には、被災地の自治体や獣医師会、現地動物救護本部等と連携を取りながら被災ペットの救援物資や資金などの提供活動を行うとともに、現地の動物救護本部等が行う被災ペットの救護のための義援金募集事務の代行等を行います。

【所有者明示】

ペットに迷子札、マイクロチップ、鑑札、狂犬病予防注射済票等を装着することにより、飼い主の氏名や連絡先等が把握できるよう明確にしておくことです。このことにより、ペットと飼い主がはぐれた場合でも第三者が飼い主を特定でき、早期の返還につながります。なお、飼い主の名前や連絡先などが特定出来ない首輪のみの装着は、所有者明示としては不十分です。また、マイクロチップを装着した場合は、(公社)日本獣医師会などにマイクロチップ番号と連絡先等を登録しておく必要があります。

1. 熊本地震におけるペットの被災概況

1. 熊本地震におけるペットの被災概況

(1) 熊本地震の概要

① 地震の概要

平成 28 年（2016 年）4 月 14 日 21 時 26 分、熊本県熊本地方の深さ約 11km を震源として、マグニチュード（以下「M」という。）6.5 の地震（前震）が発生し、熊本県益城町において震度 7 を観測しました（表 1-1-1）。その 2 日後の平成 28 年 4 月 16 日 1 時 25 分、同じく熊本県熊本地方の深さ約 12km を震源として、M7.3 の地震（本震）が発生し、熊本県西原村と益城町において震度 7 の地震が発生しました（表 1-1-2）。4 月 14 日の発災当初は、その後に発生する地震は余震であり 14 日の地震の規模を上回る地震が発生するとは考えられていませんでした。最大震度 7 を超える 2 度の揺れと度重なる余震によって、多くの家屋が倒壊するなどの被害が各所で見られました。この一連の地震は横ずれ断層型とされ、益城町堂園付近では最大約 2.2m の右横ずれの地盤変位が確認されました。これは、平成 7 年（1995 年）1 月 17 日に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）と同規模の大きな地震になります。

なお、同じ震源地で震度 7 以上を 2 回観測するのは観測史上初のことであったほか、平成 7 年以降に生じた内地地震としては M3.5 以上の地震回数が最多となり、発災当初から 10 月 31 日までに一連の地震で観測された震度 1 以上の地震の回数は 4,123 回に上りました。気象庁はこの「4 月 14 日 21 時 26 分以降に発生した熊本県を中心とする一連の地震活動」を指す言葉として「平成 28 年（2016 年）熊本地震」を用いています。以下、本稿でも「平成 28 年（2016 年）熊本地震」を「熊本地震」としました。

表 1-1-1 4 月 14 日の前震において震度 6 弱以上を記録した地域

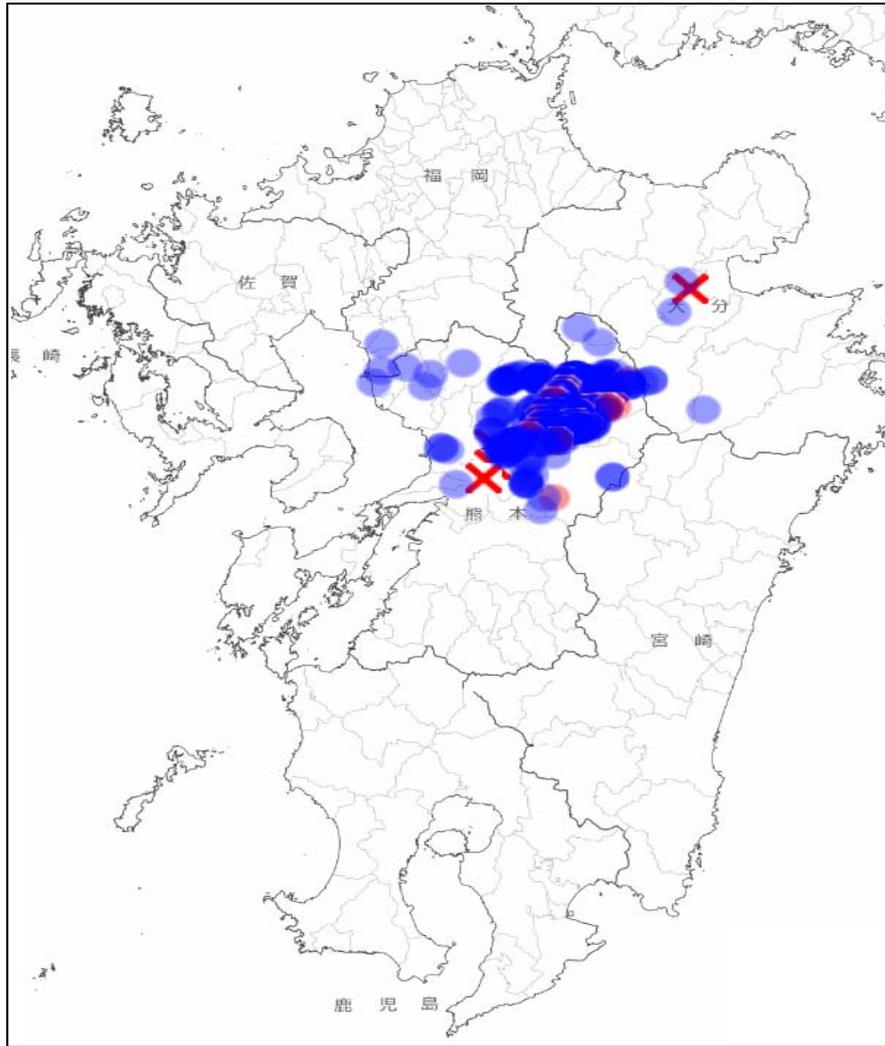
震度	県	市区町村
7	熊本県	益城町
6 弱	熊本県	熊本市東区, 熊本市西区, 熊本市南区, 西原村, 宇城市, 玉名市

内閣府公表資料 http://www.bousai.go.jp/updates/h280414jishin/pdf/h280414jishin_36.pdf に基づき作成

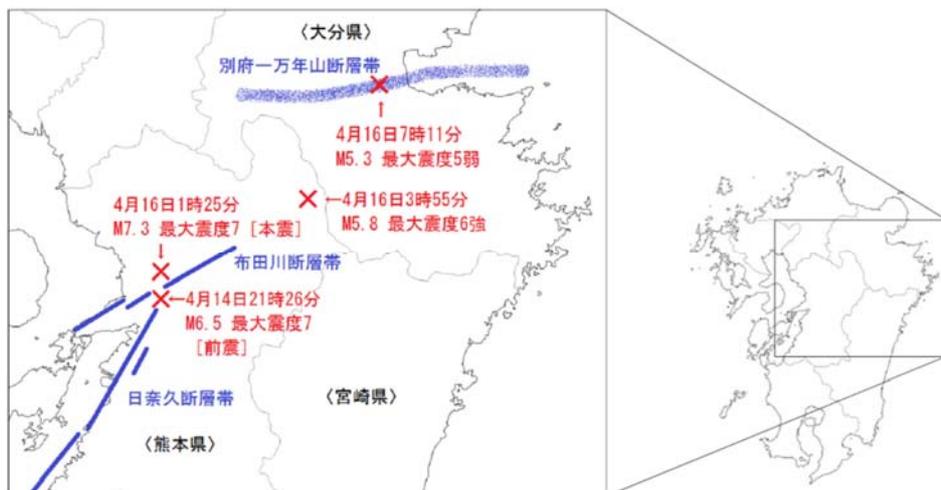
表 1-1-2 4 月 16 日の本震において震度 6 弱以上を記録した地域

震度	県	市区町村
7	熊本県	益城町, 西原村
6 強	熊本県	熊本市中央区, 熊本市東区, 熊本市西区, 南阿蘇村, 菊池市, 宇土市, 嘉島町, 合志町, 大津町, 宇城市
6 弱	熊本県	熊本市北区, 熊本市南区, 西原村, 玉名市, 美里町, 阿蘇市, 菊陽町, 御船町, 山都町, 氷川町, 和水町, 八代市, 上天草市, 天草市,
	大分県	由布市, 別府市

内閣府公表資料 http://www.bousai.go.jp/updates/h280414jishin/pdf/h280414jishin_36.pdf に基づき作成



※ × : 主な震源地、赤● : 大規模土砂崩落地、青● : 小規模土砂崩落地
 地理院地図（電子国土Web）より作成



【出典】国立国会図書館 平成 28 年（2016 年）熊本地震の概況 調査と情報—ISSUE BRIEF—
 NUMBER 910(2016. 5.26.)

② 被害の概要

熊本地震の発生により、震源地である熊本県熊本地方を中心に多くの人命が失われ、家屋やインフラ等にも壊滅的な被害が生じました。また、地震による地盤の緩みとその後の雨によって、数多くの土砂災害が報告されています。

(ア) 人的被害

熊本震災による死亡者は137人にのぼり、負傷者は2,479人と発表されています(表1-1-3)。最も多くの人的被害があったのが熊本県で、死亡者137人、負傷者2,407人となっており、他の地域と比べて熊本県に被害が集中していたことが分かります(平成28年11月14日時点)。

表 1-1-3 人的被害の状況 (平成28年11月14日時点) [単位:人]

都道府県	死亡者	重傷者	軽傷者
福岡県		1	17
佐賀県		4	9
熊本県	137	974	1,433
大分県		11	22
宮崎県		3	5
計	137	993	1,486

内閣府公表資料 http://www.bousai.go.jp/updates/h280414jishin/pdf/h280414jishin_36.pdf に基づき作成

(イ) 建築物等の被害

建築物への被害については、8,329 戸が全壊し 31,692 戸が半壊となるなど甚大な被害となりました（平成 28 年 11 月 14 日時点）。被害が熊本県と大分県の一部に集中していたことが分かります（表 1-1-4）。

戸建て住宅については、台風対策として屋根の瓦が強風で飛ばないように留めてあったことが、家屋倒壊の多さの一因とされておりますが、最初の揺れに対しては倒壊することなく耐えた家屋でも、度重なる大きな余震による倒壊の恐怖感から、住民は建物内で眠ることができず、車やテント等で避難生活を送る避難者が多くなったといわれています。

表 1-1-4 建築物の被害状況（平成 28 年 11 月 14 日時点）

[単位：戸]

都道府県	住居被害			非住家被害		火災
	全壊	半壊	一部損壊	公共建物	その他	
山口県			3			
福岡県		1	230		1	
佐賀県			1		2	
長崎県			1			
熊本県	8,320	31,475	135,613	311	4,185	15
大分県	9	214	7,783	187	60	
宮崎県		2	20			
計	8,329	31,692	143,651	311	4,248	15

内閣府公表資料 http://www.bousai.go.jp/updates/h280414jishin/pdf/h280414jishin_36.pdf 及び大分県公表資料 http://www.pref.oita.jp/uploaded/life/1048291_1367002_misc.pdf に基づき作成

(ウ) 避難者数

熊本地震に伴う避難者の数は、避難者の最も多かった平成28年4月17日時点において、熊本県で183,882人、大分県で12,386人にのびりました（表1-1-5）。

また、避難所は4月17日までに熊本県で855箇所、大分県で235箇所が設置されました。その後公営住宅等への受け入れ、応急仮設住宅の整備やみなし仮設住宅への異動等が進んだことにより避難所の統廃合が行われ、大分県では平成28年5月16日をもって県内の全避難所が閉鎖となり、避難者数の多かった熊本県内の避難所についても地震発生から約7ヶ月後の平成28年11月18日をもって全ての避難所が閉鎖となりました。平成28年11月14日現在、熊本県では16市町村、110団地、4303戸の応急仮設住宅の整備が完了し入居が進んでいます（表1-1-6）。

表 1-1-5 避難所及び避難者数の推移

都道府県	市町村	避難所数		避難者数	
		4月17日	6月15日	4月17日	6月15日
熊本県	熊本市	254	48	108,266	1,594
	大津町	73	5	12,879	103
	菊陽町	15	1	8,000	7
	益城町	12	15	7,910	2,029
	阿蘇市	30	1	7,277	30
	宇城市	21	7	6,828	252
	合志市	20	2	6,629	32
大分県	別府市	28		6,539	
熊本県	菊池市	25	1	3,631	6
	御船町	24	3	3,234	257
	南阿蘇村	20	9	3,043	971
	西原村	10	5	2,951	547
大分県	由布市	38		2,667	
熊本県	嘉島町	3	2	2,000	329
	山都町	37	1	1,975	4
	小国町	30		1,955	
	八代町	66	1	1,705	7
	南小国町	29		1,701	
大分県	大分市	132		1,475	
熊本県	宇土市	15	7	1,183	61
大分県	竹田市	18		1,122	
	豊後大野市	19		583	
熊本県	甲佐町	10	1	561	4
	山鹿市	10		550	

	美里町	8	5	471	4
	高森町	14	3	400	
	天草市	6		136	
	玉名市	15		134	
	人吉市	10		109	
	産山村	6	5	95	
	荒尾市	19		73	
	南関町	6		54	
	水俣市	22		39	
	芦北町	25		30	
	上天草市	1		28	
	長洲町	4		17	
	和水町	2		10	
	玉東町	4		6	
	多良木町	1		2	
	津奈木町	3			
	相良村	2			
	山江村	2			
	湯前町	1			
	氷川町	(未確認)	1	(未確認)	4
計	44 市町村	1,090	123	196,268	6,241

内閣府公表資料 http://www.bousai.go.jp/updates/h280414jishin/h28kumamoto/pdf/h280617_1.pdf 及び
大分県公表資料 http://www.pref.oita.jp/uploaded/life/1043297_1327206_misc.pdf に基づき作成

表 1-1-6 仮設住宅団地の整備数

都道府県	市町村	整備戸数等	
		団地数	戸数
熊本県	熊本市	9	541
	宇土市	6	143
	宇城市	6	176
	美里町	3	41
	大津町	6*	91
	菊陽町	1	20
	阿蘇市	4	101
	産山村	2	9
	南阿蘇村	8*	401
	西原村	5	312
	御船町	21	425
	嘉島町	11	208
	益城町	18	1562
	甲佐町	6	228
	山都町	1	6
	氷川町	3	39
計	16 市町村	110	4303

※ 室南出口仮設団地については、大津町と南阿蘇村の被災者の方の団地となるため、それぞれの町村の団地として計上しています。

熊本県公表資料

http://www.pref.kumamoto.jp/common/UploadFileOutput.ashx?c_id=3&id=15918&sub_id=77&flid=86887 に基づき作成

(エ) 災害関連法令の適用地域

熊本地震に伴う被害の発生に鑑み、熊本県内の全 45 市町村に対して「災害救助法」(平成 22 年 10 月 18 日法律第 118 号)が適用されました(表 1-1-7)。

表 1-1-7 災害救助法が適用された地域

都道府県	災害救助法適用市町村
熊本県	熊本市, 八代市, 人吉市, 荒尾市, 水俣市, 玉名市, 山鹿市, 菊池市, 宇土市, 上天草市, 宇城市, 阿蘇市, 天草市, 合志市, 下益城郡美里町, 玉名郡玉東町, 玉名郡南関町, 玉名郡長洲町, 玉名郡和水町, 菊池郡大津町, 菊池郡菊陽町, 阿蘇郡南小国町, 阿蘇郡小国町, 阿蘇郡産山村, 阿蘇郡高森町, 阿蘇郡西原村, 阿蘇郡南阿蘇村, 上益城郡御船町, 上益城郡嘉島町, 上益城郡益城町, 上益城郡甲佐町, 上益城郡山都町, 八代郡氷川町, 葦北郡芦北町, 葦北郡津奈木町, 球磨郡錦町, 球磨郡多良木町, 球磨郡湯前町, 球磨郡水上村, 球磨郡相良村, 球磨郡五木村, 球磨郡山江村, 球磨郡球磨村, 球磨郡あさぎり町, 天草郡苓北町

内閣府公表資料 http://www.bousai.go.jp/kohou/oshirase/pdf/20160415_01kisyu.pdf に基づき作成

(2) ペットの被災概況

① 被災地のペット避難概況

熊本地震では、地震の揺れによる家屋の倒壊や土砂災害により多くの人命が失われました。被災地域のペットについては、命は助かったものの負傷したり、地震の揺れに驚いて逃げ出し、放浪状態となったペットが多数あったことが分かっています。

熊本県県内の犬の登録頭数は 112,543 頭となっています（平成 25 年 3 月 31 日現在）。一方で、県の動物飼養実態調査や（一社）ペットフード工業会の調査から、登録せずに飼われている犬も相当数いるのではないかと推測されます。猫については、登録制度はありませんが、動物飼養実態調査等から県内では 10 万頭程度が飼われていると推計されます。

環境省では、熊本地震において開設された避難所を巡回し、ペット同行避難者の避難状況を確認しました（環境省,2016）。巡回調査は熊本市を除く 16 市町村 136 カ所（のべ 147 カ所）で実施し、この内、調査時とそれ以前に同行避難があったとされる避難所は 85 カ所あり、調査を実施した避難所の半数以上（62.5%）で同行避難がみられました。一方、調査時にペットの同行避難が確認された避難所は 50 カ所（36.8%）と、同行避難情報があった避難所（85 カ所）の約 6 割に減少していました。その要因として、避難所屋内への受け入れが拒否されたこと、飼養者が他の避難者に配慮してペットと移動、またはペットだけを家に置いて来たこと等が考えられます。

調査時に避難所屋内でのペットの飼養が確認されたのは、益城町、南阿蘇市、西原村、宇土市、菊陽町、大津町、御舟町、阿蘇市、八代市の計 15 の避難所であり、同行避難が確認された避難所（51 カ所）の約 3 割弱でした（表 1-2-1）。他方、益城町、宇土市、大津町、御舟町や甲佐町の避難所で、屋内へのペット持込みを原則不可としていた避難所もあったことが確認されました。

避難場所は体育館、廊下・ロビー、教室・会議室等の他、和室を使用する等他の避難者と避難スペースを区別している避難所もみられました。また、全体の数は把握できていませんが、避難所に避難したものの、前述のような理由からペットとともに車中泊した被災者がいたのも熊本地震の特徴のひとつです。一方、一部の避難所において室内同居ができないことの解釈を誤り「ペット同行避難はできない」と SNS で拡散されたことで、被災地に混乱が生じたことも分かっています。

このように、震災によって死亡したり負傷したりするなど直接的な被害を受けたペットの他にも、同行避難後の避難所の対応方針の違いや誤った解釈によりペットとその飼い主はさまざまな形で震災の影響を受けていることが分かりました。

過去の災害では「同行避難」の定義の周知徹底が議論されてきましたが、熊本地震においても、「同行避難」と避難後の「ペットとの室内同居避難」の混同が生じており、定義の再確認の必要性が訴えられています。

表 1-2-1 避難状況

市町村名	巡回避難所数		同行避難の情報がある避難所数	調査日現在、同行避難が確認された避難所数	調査日現在、屋内で同行避難が確認された避難所数	確認された避難ペット		
	箇所数	のべ箇所数				犬(のべ頭数)※	猫(のべ頭数)※	その他の動物
益城町	11	16	11	11	2	65	10	ウサギ・フェレット・ハリネズミ
南阿蘇村	13	15	8	6	3	25	3	
西原村	6	9	5	4	1	18	—	セキセイインコ
宇土市	9	9	5	2	1	11	—	
菊陽町	9	9	6	5	3	9	1	
大津町	20	20	15	4	2	7	1	
御船町	13	14	5	4	1	5	—	
甲佐町	9	9	7	4	—	5	—	
阿蘇市	12	12	3	3	1	4	—	
嘉島町	1	1	1	1	—	2	1	
宇城市	19	19	11	4	—	2	1	ウサギ
八代市	3	3	1	1	1	2	—	
美里町	3	3	2	1	—	1	—	
高森町	6	6	3	—	—	—	—	
玉名市	1	1	1	—	—	—	—	
山都町	1	1	1	—	—	—	—	
計	136	147	85	50	15	156	17	

※頭数が確認されたもののみをカウント

② 動物病院の被災状況

(一社)熊本県獣医師会の報告によると、(一社)熊本県獣医師会会員のうち被災した動物病院は震源地である益城町の2動物病院をはじめ、隣接する熊本市では東区と中央区を中心に28戸、その他、阿蘇市3戸、合志市2戸、菊陽町2戸、大津町1戸、西原村1戸でした。被害の内訳は、全壊1、大規模半壊2、半壊5、一部損壊31でした(表1-2-2)。地震発生時における動物病院でのペットの避難状況についての詳細は把握できていませんが、今回被災した全壊、大規模半壊と半壊の動物病院の中には、震災時に入院動物がいなかった病院や、犬や猫の収容施設(ケージ等)までは被害が及ばず、安全が確認できたことから、同行避難の必要はないと判断した病院があります。一方、特に地震の被害が大きかった益城町、熊本市の動物病院では、夜半の発災に加え、電気、水道等のライフラインが寸断された状況の中で、人の安全が優先されるということから、まずは一旦、人の安全を確保した後、病院に戻り、残した動物への処置を行ったという例が多くありました。

表 1-2-2 発災直後における(一社)熊本県獣医師会会員動物病院の状況(平成28年4月20日現在)

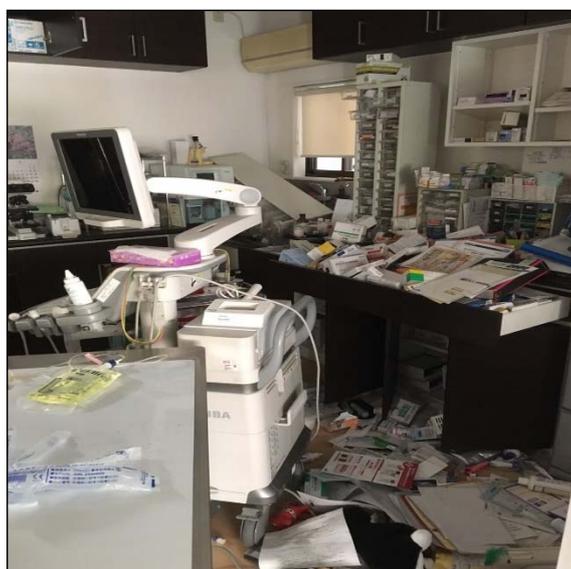
所属支部	病院数	診療施設における被害数	被害内訳		診療可能な病院数		診療稼働率	一時預かり可能な病院数
熊本市	42	25	全壊	1	可	27	76%	11 (その他条件付2病院)
			大規模半壊	2	条件付き可	5		
			半壊	2	不可	10		
			一部損壊	20				
有明	10	0	全壊		可	10	100%	3
			大規模半壊		条件付き可			
			半壊		不可			
			一部損壊					
山鹿市	7	0	全壊		可	7	100%	2 (その他条件付き1病院)
			大規模半壊		条件付き可			
			半壊		不可			
			一部損壊					
菊池	22	3	全壊		可	21	95%	3 (その他条件付き1病院)
			大規模半壊		条件付き可			
			半壊		不可	1		
			一部損壊	3				
大津	10	3	全壊		可	5	80%	2 (その他条件付き2病院)
			大規模半壊		条件付き可	3		
			半壊		不可	2		
			一部損壊	3				
阿蘇中部	11	3	全壊		可	10	100%	1
			大規模半壊		条件付き可	1		

			半壊		不可			
			一部損壊	3				
小国	1	0	全壊		可	1	100%	0
			大規模半壊		条件付き可			
			半壊		不可			
			一部損壊					
南阿蘇	6	1	全壊		可	6	100%	0
			大規模半壊		条件付き可			
			半壊	1	不可			
			一部損壊					
上益城郡	6	3	全壊		可	3	67%	3
			大規模半壊		条件付き可	1		
			半壊	2	不可	2		
			一部損壊	1				
宇城	3	0	全壊		可	3	100%	1
			大規模半壊		条件付き可			
			半壊		不可			
			一部損壊					
八代郡	2	0	全壊		可	2	100%	2
			大規模半壊		条件付き可			
			半壊		不可			
			一部損壊					
八代市	3	0	全壊		可	2	100%	1
			大規模半壊		条件付き可	1		
			半壊		不可			
			一部損壊					
芦北	2	0	全壊		可	2	100%	0
			大規模半壊		条件付き可			
			半壊		不可			
			一部損壊					
人吉球磨	23	0	全壊		可	23	100%	7
			大規模半壊		条件付き可			
			半壊		不可			
			一部損壊					
天草	7	0	全壊		可	7	100%	0
			大規模半壊		条件付き可			
			半壊		不可			
			一部損壊					

大窪	1	1	全壊		可	1	100%	
			大規模半壊		条件付き可			
			半壊		不可			
			一部損壊	1				
無所属	1	0	全壊		可	1	100%	0
			大規模半壊		条件付き可			
			半壊		不可			
			一部損壊					
合計	157	39	全壊	1	可	131	90%	36 (その他条件付き6病院)
			大規模半壊	2	条件付き可	11		
			半壊	5	不可	15		
			一部損壊	31				



全壊した動物病院（熊本市東区）



半壊の動物病院内（熊本市東区）

[写真提供：（一社）熊本県獣医師会]

③ 民間の一時預かり施設の被災状況

熊本地震の被災地域内にある民間の一時預かり施設では、発災時に預かっていたペットの被害は確認されていませんが、預かり施設内の家具の倒壊や水道管等の破損による断水などの、施設への被害が確認されています。

また震災後に、避難生活に伴うペットの一時預かり依頼や迷子動物の収容が急増したため、預かり施設の設備改修を行いながら、ボランティアスタッフや支援物資の募集・受入れを行って対応していたことが分かっています。熊本空港の近くにある民間の預かり施設では、迷子動物の情報共有等について独自に行政との調整を進めていたほか、民間団体であることから行政の支援を受けることが困難な中で、Facebook等のインターネットツールを活用して独自に義援金募集や支援物資の呼びかけなどを行っていました。



地震直後の事務所内



地震直後のトリミングスペース



支援物資

[写真提供：ドッグレスキュー熊本]

(3) 動物救護に関する取組の概況

本項は、環境省が地方自治体や地方獣医師会を対象に実施した熊本地震での被災動物の救護活動に関するアンケートとヒアリングの回答結果を基に、平成 28 年 10 月末時点での動物救護に関する取組の概要をとりまとめたものです。

アンケートは以下の 3 つの対象に分けて実施し、対象によって設問内容が異なります。そのため、本項では対象を便宜的に自治体 A、自治体 B、地方獣医師会として、それぞれの回答がどの対象に対しての設問に対する回答であるかを記しています。

表 1-3-1 アンケート対象

対象の名称	自治体 A	自治体 B	地方獣医師会
対象	熊本地震における被災地の県、政令市	避難所・仮設住宅を設置した市町村	被災地と被災地を支援した地方獣医師会
対象組織	①熊本県 ②熊本市	①益城町 ②八代市 ③阿蘇市 ④南阿蘇村 ⑤高森町 ⑥玉名市 ⑦宇城市 ⑧美里町 ⑨菊陽町 ⑩大津町 ⑪甲佐町 ⑫嘉島町 ⑬山都町 ⑭西原村 ⑮御船町 ⑯宇土市	①（一社）熊本県獣医師会
団体数	2 自治体	16 自治体	1 団体

注：避難所または仮設住宅を設置したとの回答が得られた自治体であり、避難所または仮設住宅を設置した全ての自治体とは限らない。

① 災害に備えた動物救護体制の整備状況

(ア) ペットとの同行避難についての方針

熊本県と熊本市（アンケート対象：自治体 A）はともに、熊本地震以前から、災害時のペットとの同行避難についての方針を定めていました。しかし、熊本県では方針が記載された手引きを市町村に配布する直前に地震が発生したため、県内の市町村に同行避難についての方針を周知できませんでした。また、熊本県、熊本市ともに、管轄する市区町村の担当部署との間で同行避難に関しての取り決めはしていませんでした。

表 1-3-2

熊本県及び熊本市（自治体 A）	熊本県	熊本市
同行避難についての方針の有無	有	有
同行避難に関する市区町村担当部署との取り決めの有無	無	無

(イ) 避難所におけるペットの受け入れ方針

熊本県と熊本市（アンケート対象：自治体 A）はともに、熊本地震以前から、避難所でのペットの受け入れについての方針を定めていました。しかし、熊本県では方針が記載された手引きを市町村に配布する直前に地震が発生したため、県内の市町村に避難所でのペットの受け入れについての方針を周知できませんでした。また熊本県、熊本市ともに、避難所でのペットの受け入れに関して、市区町村の担当部署との間で取り決めをしていませんでした（表 1-3-3）。

一方、16 市町村（アンケート対象：自治体 B）のうち、熊本地震以前から避難所でのペットの受け入れに関する方針を定めていたのは 4 自治体でした（表 1-3-4）。

表 1-3-3

熊本県及び熊本市（自治体 A）	熊本県	熊本市
避難所でのペットの受け入れについての方針の有無	有	有
避難所でのペットの受け入れに関する、市町村担当部署との取り決めの有無	無	無

表 1-3-4

16 市町村（自治体 B）	有	無/他
避難所でのペットの受け入れについての方針の有無	4	12

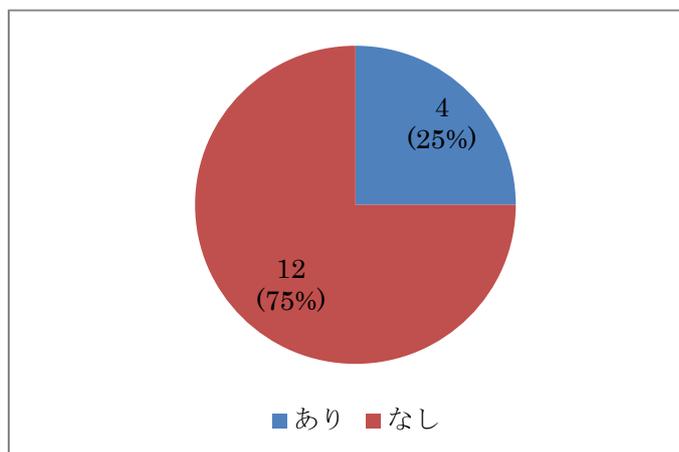


図 1-3-1 避難所でのペット受け入れ方針の有無（自治体 B）

(ウ) 仮設住宅におけるペット飼養についての方針

熊本県と熊本市（アンケート対象：自治体 A）はともに、熊本地震以前に、仮設住宅でのペットの飼養についての方針を定めてはいませんでした。また、熊本県、熊本市ともに市町村の担当部署との間で、仮設住宅でのペットの飼養に関して取り決めは行っていませんでした（表 1-3-5）。しかし熊本県は、地震の発生後に、市町村に対して仮設住宅でのペットの受入を要請しました。

また、16 市町村（アンケート対象：自治体 B）のうち、熊本地震以前から仮設住宅でのペットの飼養について方針を定めていたのは 3 自治体で、このうち 2 自治体は室内飼養に限り受入れ可とする方針でした（表 1-3-6）。

表 1-3-5

熊本県及び熊本市（自治体 A）	熊本県	熊本市
仮設住宅でのペットの飼養についての方針の有無	無	無
仮設住宅でのペットの飼養に関する市区町村担当部署との取り決めの有無	無	無

表 1-3-6

16 市町村（自治体 B）	有	無/他
仮設住宅でのペットの飼養についての方針の有無	3	13

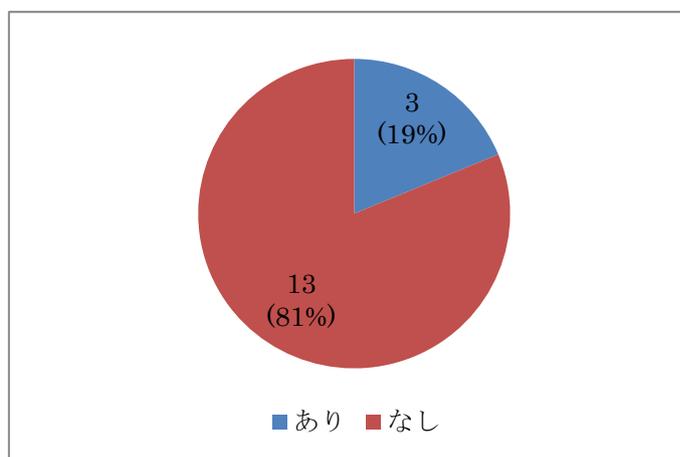


図 1-3-2 仮設住宅でのペット受け入れ方針の有無（自治体 B）

(エ) 避難所または仮設住宅の運営マニュアル

16 市町村（アンケート対象：自治体 B）のうち、熊本地震以前から、避難所または仮設住宅の運営マニュアルに、ペットに関する記載があったのは 2 自治体でした。このうち 1 自治体は室内でのケージ内飼養を原則とする方針でした。

表 1-3-7

16 市町村（自治体 B）	有	無/他
避難所または仮設住宅の運営マニュアルにおけるペットに関する記載の有無	2	14

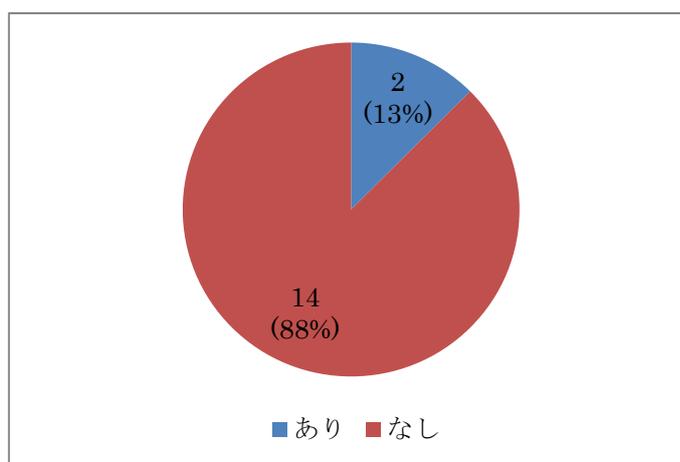


図 1-3-3 避難所または仮設住宅の運営マニュアルでのペットに関する記載（自治体 B）

(オ)「地域防災計画」における‘避難所でのペットの受け入れ’に関する記載

熊本県と熊本市（アンケート対象：自治体 A）では、平成 28 年 10 月末日時点において双方ともに、地域防災計画に避難所でのペットの受け入れに関する記載がありました（表 1-3-8）。

また、16 市町村（アンケート対象：自治体 B）のうちの 3 自治体にも記載があり、このうちの 1 自治体では、ペットの受け入れが可能な避難所をあらかじめ指定していました（表 1-3-9）。

表 1-3-8

熊本県及び熊本市（自治体 A）	熊本県	熊本市
地域防災計画への 避難所でのペットの受け入れに関する記載の有無	有	有

表 1-3-9

16 市町村（自治体 B）	有	無/他
地域防災計画への 避難所でのペットの受け入れに関する記載の有無	3	13

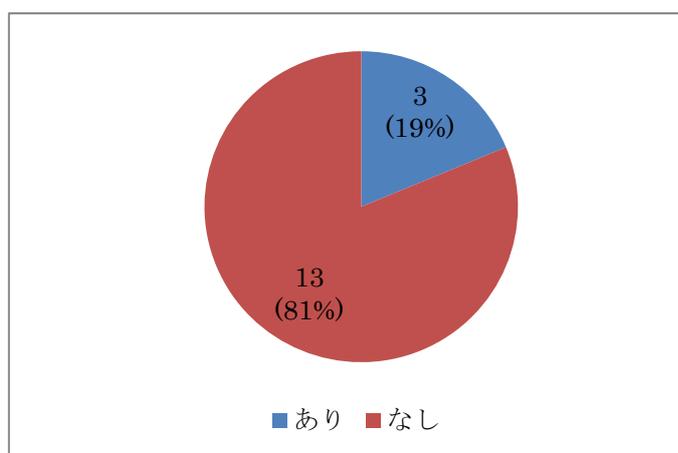


図 1-3-4 地域防災計画への避難所でのペット受け入れに関する記載の有無（自治体 B）

(カ) 「地域防災計画」における「仮設住宅でのペットの飼養」に関する記載

熊本県と熊本市（アンケート対象：自治体 A）のうち、熊本県では平成 28 年 10 月末日時点において、地域防災計画に、仮設住宅でのペットの飼養に関する記載がありました（表 1-3-10）。また、16 市町村（アンケート対象：自治体 B）のうちでは、1 自治体に記載がありました（表 1-3-11）。

表 1-3-10

熊本県及び熊本市（自治体 A）	熊本県	熊本市
地域防災計画への 仮設住宅でのペットの飼養に関する記載の有無	有	無

表 1-3-11

16 市町村（自治体 B）	有	無/他
地域防災計画への 仮設住宅でのペットの飼養に関する記載の有無	1	15

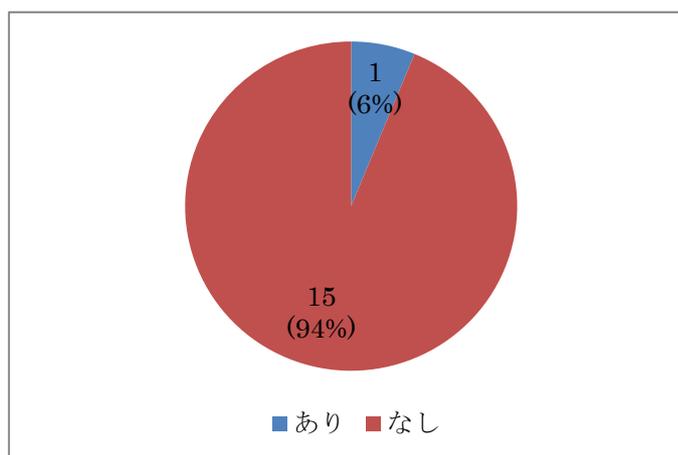


図 1-3-5 地域防災計画への仮設住宅におけるペット受け入れに関する記載の有無（自治体 B）

(キ)「地域防災計画」における‘平常時からの飼い主責任・役割’等に関する記載

熊本県と熊本市（アンケート対象：自治体 A）のうち、熊本市では平成 28 年 10 月末日時点において、地域防災計画に、平時からの飼い主の責任・役割、避難訓練でのペット同行等に関する記載がありました（表 1-3-12）。また、16 市町村（アンケート対象：自治体 B）のうち、それが記載されていた自治体はありませんでした（表 1-3-13）。

表 1-3-12

熊本県及び熊本市（自治体 A）	熊本県	熊本市
地域防災計画への 平常時からの飼い主の責任・役割に関する記載の有無	無	有

表 1-3-13

16 市町村（自治体 B）	有	無/他
地域防災計画への 平常時からの飼い主の責任・役割に関する記載の有無	0	16

(ク) 地方自治体におけるマニュアルの策定など

熊本県と熊本市（アンケート対象：自治体 A）のうち、熊本県では熊本地震以前に、災害に備えて、動物救護に関するマニュアル（防災計画をマニュアルとして活用している場合も含む）を策定していましたが、市町村に配布する直前に地震が発生したため周知できませんでした。

表 1-3-14

熊本県及び熊本市（自治体 A）	熊本県	熊本市
災害時の動物救護活動に関するマニュアル策定の有無	有	無

(ケ) 地方獣医師会におけるマニュアルの策定等

（一社）熊本県獣医師会では、動物救護活動に関するマニュアル等は策定していませんでした。

(コ) 地方自治体と地方獣医師会等との協定締結

熊本県は、平成 27 年 4 月 30 日に、(一社) 熊本県獣医師会との間に「災害時の動物救護活動に関する協定」を締結していました。この協定は、「県域(熊本市を除く)又は隣接する県等の区域で災害が発生した時にその被災地において被災動物を救護する活動を実施し、被災動物及びその飼養者に対して必要な支援を行う」というものです。熊本県地域防災計画に基づき、県が行う被災動物の救護対策について、(一社) 熊本県獣医師会が動物救護活動を実施して協力する内容が謳われています。また、熊本市も(一社) 熊本県獣医師会熊本市支部との間に、被災動物の健康管理・治療、一時保護等の救援活動について「災害時の動物救護活動に関する協定」を締結していたことが分かっています。

表 1-3-15

熊本県及び熊本市 (自治体 A)	熊本県	熊本市
地方獣医師会等との協定締結の有無	有	有

(サ) 獣医師間の連携

熊本県獣医師会は、熊本地震の発災以前に、九州地区獣医師会連合会や隣接する他県の獣医師会との間で、災害に備えた事前の取り決め等は設けていませんでした。

(シ) 拠点施設の取り決め

熊本県と熊本市(アンケート対象:自治体 A)はともに、熊本地震以前から、災害時に動物救護活動の拠点とする施設(放浪動物・負傷動物を保護・収容するための施設)を取り決めていました。

表 1-3-16

熊本県及び熊本市 (自治体 A)	熊本県	熊本市
動物救護活動の拠点施設についての取り決めの有無	有	有

(ス) 物資の備蓄

熊本県と熊本市(アンケート対象:自治体 A)のうち、熊本県、熊本市ともに熊本地震以前より災害に備えて動物救護に必要な物資の備蓄はありませんでした。

表 1-3-17

熊本県及び熊本市 (自治体 A)	熊本県	熊本市
物資の備蓄の有無	無	無

② 避難所におけるペット同行の被災者の受入れ状況について

(ア) 避難所におけるペット受け入れの際のルールを設定

16 市町村（アンケート対象：自治体 B）のうち、9 自治体においてペットを受け入れる（飼養する）にあたっての条件やルール等が設定されている避難所がありました。このうち 1 自治体は受け入れ不可とする方針を定めていたほか、4 自治体が避難所室内へのペットの連れ込みを不可としていました。

表 1-3-18

16 市町村（自治体 B）	該当自治体数
避難所でペットを受け入れるにあたって、条件・ルール等が設定されていた市町村	9
避難所でペットの受け入れを行わない方針とした市町村	1
避難所室内へのペットの連れ込みを不可とした市町村	4

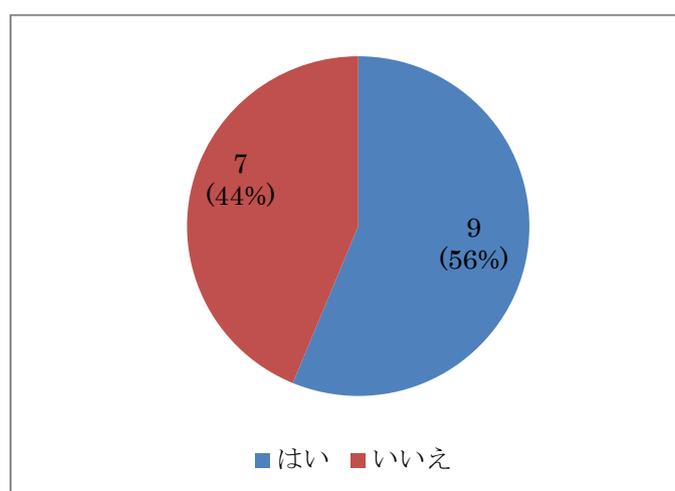


図 1-3-6 避難所におけるペット受け入れの際のルール設定の有無（自治体 B）

(イ) 避難所におけるペットの飼養頭数

16 市町村（アンケート対象：自治体 B）の自治体が把握していた避難所でのペットの飼養頭数は、犬 92 頭、猫 40 頭、その他 2 頭でした。

表 1-3-19

犬	猫	その他
92 頭	40 頭	2 頭

(ウ) 避難所におけるペット飼養のための配慮や支援

16市町村（アンケート対象：自治体B）のうち、5自治体において被災者が避難所でペットを飼養するために特別の配慮や支援を行っていました。その内容は、ペット飼養者と非飼養者の避難所内でのエリア分けや動物専用スペースの設置、グラウンドの開放、ペット用品の配布等でした。

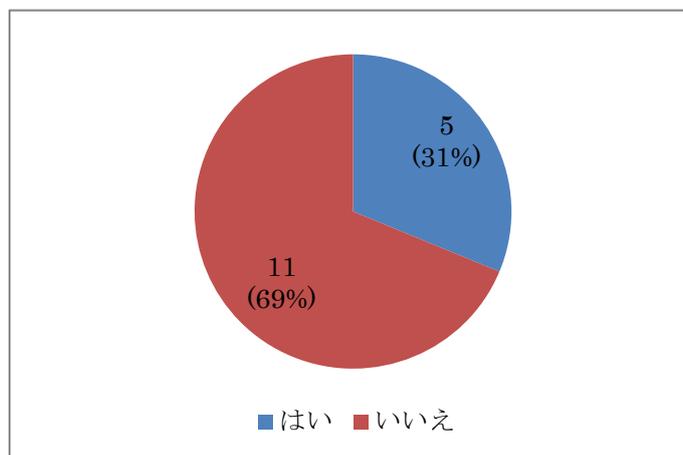


図 1-3-7 避難所におけるペット飼養のための配慮や支援の有無（自治体B）

(エ) 避難所におけるペットに関するトラブル

16市町村（アンケート対象：自治体B）のうち、5自治体において避難所でのペットに関するトラブルがあったことが分かっています。その内容には、ペット飼養者と非飼養者の間での、避難所内でのペット飼養に関するものが多く、一部では、避難所職員からの注意を無視した、飼養者の身勝手な行動が問題になっていました。

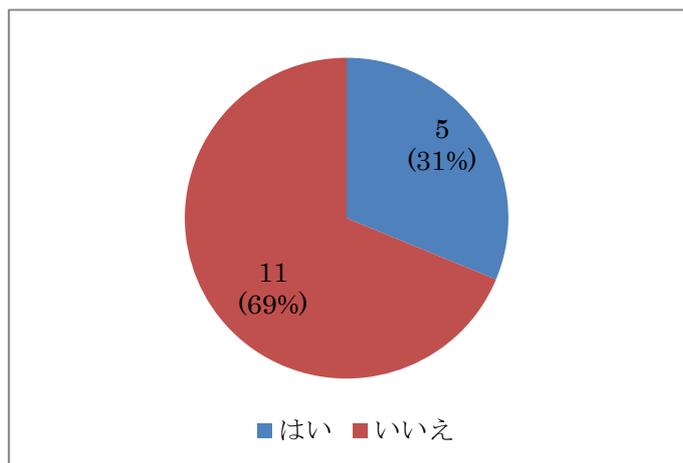


図 1-3-8 避難所におけるペットに関するトラブルの有無（自治体B）

③ 仮設住宅におけるペットの飼養

(ア) 仮設住宅におけるペットの受け入れ方針

熊本市とその他 16 市町村（アンケート対象：自治体 B）のうち、14 自治体が仮設住宅を設置しており、仮設住宅を設置した自治体全体での仮設住宅の設置地区数は 92 地区、総戸数は 4078 戸となっています（図 1-3-9）。このうちの 8 自治体が、仮設住宅にペットを受け入れる（飼養する）際に届出書または誓約書等を取り交わしていました。また、2 自治体では一部地区の仮設住宅においてペットの受け入れを不可としていました。一方、ペットの同行避難に対する受入れ態勢やマニュアル等が整っておらず、仮設住宅でのペットの飼養を禁止していた自治体もありました（表 1-3-20）。

表 1-3-20

熊本市及び 16 市町村（自治体 B）	該当自治体数
仮設住宅でペットを受け入れるにあたって、届出書、誓約書等を取り交わした市町村	8
仮設住宅でペットの受け入れを行わない方針とした市町村	1
一部地区の仮設住宅においてペットの飼養を不可とした市町村	2

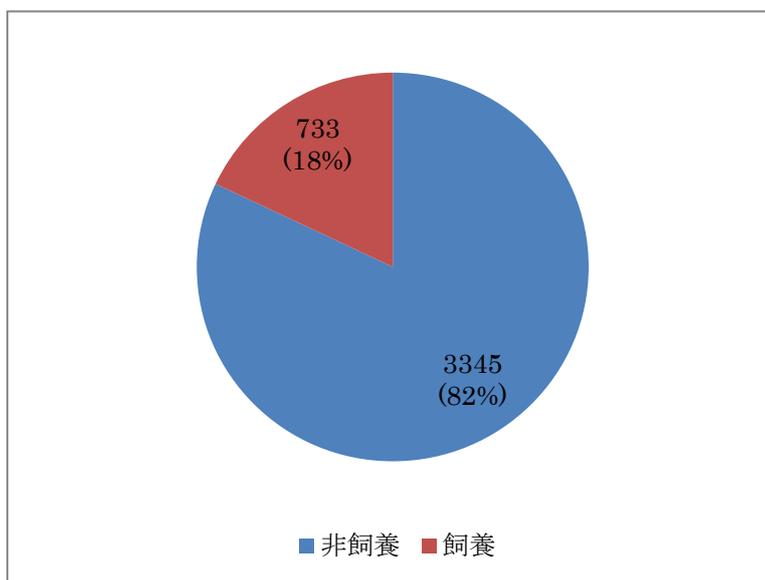


図 1-3-9 仮設住宅におけるペット飼養戸数の割合（N=4078）

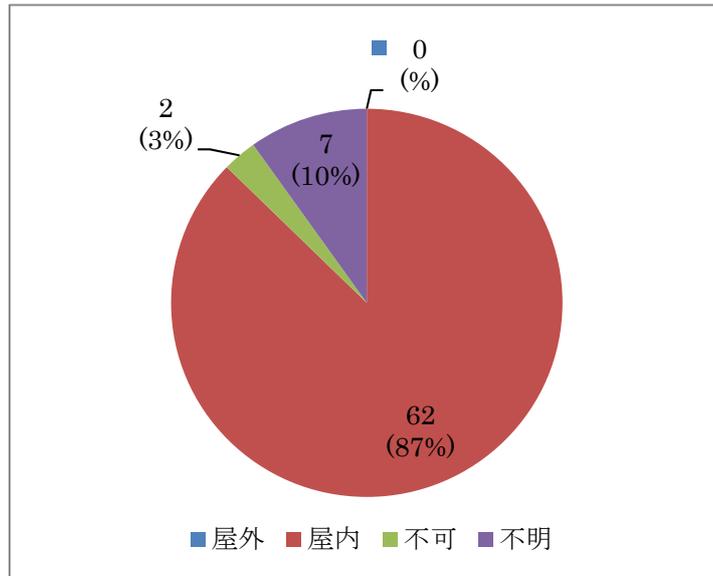


図 1-3-10 仮設住宅における飼養条件 (N=71)

(イ) 仮設住宅におけるペットの飼養頭数

熊本市とその他 16 市町村（アンケート対象：自治体 B）の自治体が把握した、仮設住宅でのペットの飼養頭数は、犬 628 頭、猫 312 頭、その他 25 頭でした。

表 1-3-21

犬	猫	その他
628 頭	312 頭	25 頭

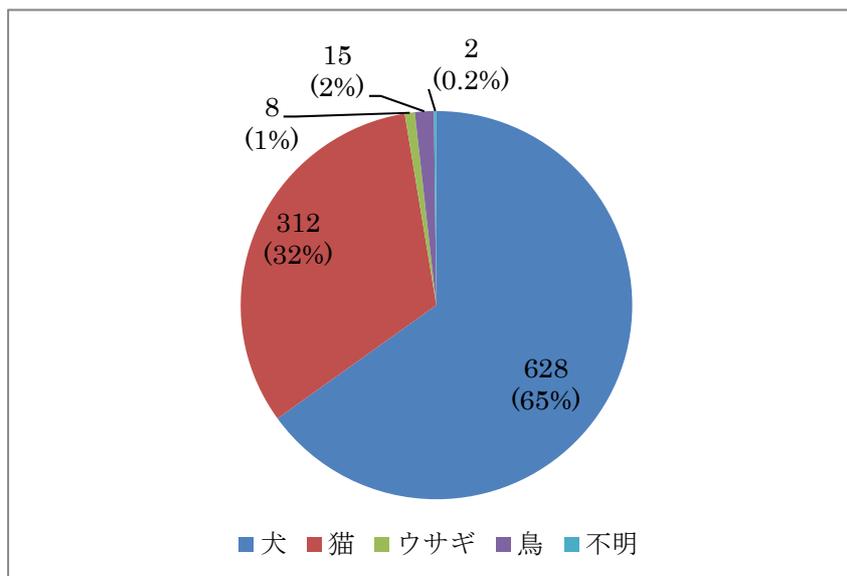


図 1-3-11 仮設住宅における飼養頭数内訳 (N=965)

(ウ) 仮設住宅におけるペットの飼養に係る連携と支援

熊本市とその他 16 市町村（アンケート対象：自治体 B）のうち、仮設住宅でのペットとの同居にあたって、熊本県等と連携・調整を図っていたのは 6 自治体でした。また、自治体独自の配慮や支援を行っていたのは 6 自治体でした。

表 1-3-22

熊本県との連携・調整内容
熊本県の資料を参考に庁内で検討を行った。
熊本県からペットとの同居を可能にするように要請があった。
熊本県等と調整し、室内のみの飼養となった。
熊本県からのゲージの提供。
仮設住宅入居説明会の折、阿蘇地域被災動物救護対策本部（熊本県・AINS [※] ）より、入居の際の注意点などを、ペットを飼わない人たちも含めたところで説明してもらった。
室内飼い用のゲージを用意してもらい、希望者に無料で貸し出した。
熊本県が参考に示した入居者のしおり案やペット飼育要領案を採用し使用している。
熊本県と（一社）熊本県獣医師会等で組織される熊本地震ペット救護本部が、仮設住宅へのゲージの提供や仮設住宅での相談会を実施している。
自治体独自の支援内容
入居申込時に、ペットの飼養希望、屋外飼育しているペットがいるか、ペットアレルギーの有無の項目も設け、住居割り振りの際に配慮した。また、入居申し込み説明会の時点から仮設住宅でのペットの飼養についての説明や、仮設住宅でペットの受入れを円滑にすすめるための、受入れ当初の支援メニューを紹介した。
室内飼いをするよう伝えた。
ペット同居可の専用仮設住宅の設置及び配置（団地の外側）。
届出書、誓約書の作成。 村の活動ではないが、AINS に仮設住宅を見回っていただいている。
すべての仮設住宅においてペットの飼養を可としており、室内飼いを基本としている。
ペットを飼養される世帯を極力集中させて、飼養しない世帯とのトラブルが減るように配置した。

※AINS：南阿蘇村を中心に活動する民間団体

(エ) 入居者間のペットに関する問題等の把握方法

熊本市とその他 16 市町村（アンケート対象：自治体 B）のうち、仮設住宅での入居者間のペットに関する問題等について、見回りや自治会の結成などの措置をとっていたのは 5 自治体でした。一方、住民からの直接の報告によって問題等を把握していたのは 3 自治体でした。なお、その他の自治体では、ペットに関する問題等の把握方法が不明でした。

表 1-3-23

ペットに関する問題等把握方法	該当自治体数
入居者間のペットに関する問題等の把握に飼い主の会や自治会、巡回などの措置をとっていた市町村	5
住民からの報告とした市町村	3

(オ) 仮設住宅におけるペットに関するトラブル

熊本市とその他 16 市町村（アンケート対象：自治体 B）のうち、アンケート調査の実施時点までに、仮設住宅において入居者間のペットに関するトラブルがあった自治体は 6 自治体でした。トラブルの事例は次の通りです。

表 1-3-24

事例	仮設住宅でのペットに関するトラブル事例	
	内容	対応
1	仮設住宅の犬が放れていた。	職員が訪問して指導。
2	仮設住宅敷地内での排便がそのままであった。	職員が訪問して指導。
3	猫を飼っている人がいて、困っている。	「ささえあいセンター※」の職員が、保健所の担当へ相談するように伝えた。
4	団地内にペットのフンがあるとの苦情。	仮設担当課がペットと同居している世帯に対し、注意勧告のチラシを配布。
5	猫が仮設住宅の外で毎日のようにケンカを繰り返している。	仮設担当課がペットと同居している世帯に対し、注意勧告のチラシを配布。
6	住民が犬にリードをつけて散歩中に、当該犬が、室外に出ていた他の犬に咬まれ負傷した。	保健所と役場が、咬んだと思われる犬の飼い主宅を訪問し、飼い方等について指導した。
7	仮設団地内で飼っている大型犬が、同じ仮設内で飼っている小型犬に噛み付き、小型犬がケガをした。	町職員（仮設団地担当）が大型犬の飼い主の自宅に行き、指導を行った。
8	散歩中の糞の不始末。	役場で看板設置。

※ささえあいセンター：地震の被災者に対して、見守りや生活支援、地域交流の促進などの

支援を行う組織（阿蘇市社会福祉協議会内）。

（カ）仮設住宅における適正な飼養管理等についての広報・普及啓発活動

熊本市とその他 16 市町村（アンケート対象：自治体 B）のうち、仮設住宅でのペットの適正な飼養管理等について、広報や普及啓発活動を行っていたのは 6 自治体でした。これらの自治体では、仮設住宅入居時の説明だけでなく、ペットの適正飼養に係るチラシの配布や掲示の他、保健所によるペットの飼養相談会等を行っていました。また、飼い主の会の設置の必要性を説明し、各仮設住宅で、ペット飼養者の連絡担当者を選任するように促した自治体もありました。

（キ）仮設住宅におけるペットとの同居にあたり、今後必要だと感じた措置や課題

熊本市とその他 16 市町村（アンケート対象：自治体 B）のうち、熊本地震を踏まえ、今後の災害に備えたペットとの同居にあたっては、5 自治体が、何らかの措置の必要性や課題があると考えています。

表 1-3-25

仮設住宅におけるペットの飼養にあたり、今後必要だと感じた措置や課題
限られたスペースの中で、どのようにして屋外飼育のスペースを確保するのがよいのか検討。
飼い主の会の設置を必須条件にした方がよいのかについて検討。
屋外飼養希望の犬を早期に受入れできるような対策の検討。
ペットの同行避難に対する受入れ態勢やマニュアル等が整っておらず、仮設住宅・避難所ともにペットの飼養を禁止している。今回の地震においては比較的被害が大きくなかったため特に支障はなかったが、今後は検討していく必要がある。
大災害が発生した場合、仮設住宅の担当課も被災動物の担当課も余裕のない状態になる。本村の場合、熊本県阿蘇地域被災動物救護対策本部に手助けをしていただき大変助かった。特に AINS には被災動物の把握をしていただき大変感謝している。
ケージの貸し出しや、ペットを飼っていない人への周知ができればペットが住みやすい環境が整うと思う。
上位官庁が積極的に行動し、このような組織が機能すれば、多くの問題が緩和されるのではないかと考える。
ペット飼養における飼い主への注意喚起の徹底、マナー遵守の徹底 トラブルに関する対応マニュアル等の作成（管理側）※法に基づくもの
周辺住民の理解が得られ難い場合に、どのような対応をしていくか。

④ 行政による放浪動物・負傷動物の保護活動

熊本県と熊本市（アンケート対象：自治体 A）は、双方ともに行政による放浪・負傷動物（被災ペット）の保護活動を実施していました。保護収容活動は、市民等からの通報や職員による地域巡回によりました。

表 1-3-26

熊本県及び熊本市（自治体 A）	熊本県	熊本市
行政による放浪・負傷ペットの保護収容活動の有無	有	有

熊本県と熊本市（アンケート対象：自治体 A）が保護収容した、放浪状態のペット数は、両自治体合わせて犬 1094 頭、猫 1405 頭で、このうち、元の飼い主が見つかった頭数と返還できた頭数は犬 400 頭、猫 11 頭でした。但しどちらの自治体も、保護収容と通常の捕獲との区別はしていませんでした。

表 1-3-27

	犬			猫		
	保護収容	飼い主判明	返還	保護収容	飼い主判明	返還
熊本県	861 頭	235 頭	235 頭	1163 頭	5 頭	5 頭
熊本市	233 頭	165 頭	165 頭	242 頭	6 頭	6 頭

⑤ 飼い主からの一時預かり

熊本県と熊本市（アンケート対象：自治体 A）では、双方ともに飼い主からのペットの一時預かりの依頼を受け付けており、預かり数は両自治体合わせて犬 43 頭、猫 22 頭、返還頭数は犬 43 頭、猫 22 頭でした（表 1-3-28、1-3-29）。なお、どちらの自治体においても一時預かりに係る費用は無料としていました（表 1-3-30）。

表 1-3-28

熊本県及び熊本市（自治体 A）	熊本県	熊本市
飼い主からの一時預かりの受け付けの有無	有	有

表 1-3-29

	犬		猫	
	一時預かり頭数	返還頭数	一時預かり頭数	返還頭数
熊本県	37 頭	37 頭	18 頭	18 頭
熊本市	6 頭	6 頭	4 頭	4 頭

注：発災から平成 28 年 3 月末日現在

表 1-3-30 一時預かりでの費用負担

熊本県及び熊本市（自治体 A）	熊本県	熊本市
①自治体または現地動物救護本部等の負担	○	—
②一時預かり先（団体・個人）の負担	○	—
③飼い主の負担	—	—
④その他	—	○

⑥ 所有権放棄の状況

熊本県と熊本市（アンケート対象：自治体 A）において、飼い主から一時預かりを依頼されたペットのうち、熊本県では、飼い主による引き取りが困難となり所有権が放棄された事例がありました。飼い主が所有権を放棄した理由については、ペット飼養が認められていない「みなし仮設」などに住居が移ったため、ペットを継続飼養できなくなったためであることが挙げられました。みなし仮設住宅等の入居に当たっては、ペットの飼養を不可としている場合も多く、被災者の希望に合うみなし仮設住宅が少ない中で、ペットの飼養を諦めざるを得ないケースがあったと報告されています。

表 1-3-31 一時預かりを依頼していた飼い主が所有権放棄をした理由

熊本県及び熊本市（自治体 A）	熊本県	熊本市
①避難所でのペットの飼養が許可されていないため	—	—
②避難所でペットの飼養は認められているが、トラブル等を懸念して飼えないため	—	—
③ペットの飼養可能な仮設住宅への入居を申し込んだが、住むことができなかったため	—	—
④みなし仮設などペット飼養が認められていない住居に移ったため	○	—
⑤飼い主が病気・怪我などで飼養することが困難なため	—	—
⑥その他	—	—

⑦ 所有明示の状況

熊本県と熊本市（アンケート対象：自治体 A）において、飼い主不明として動物救護施設に保護収容された犬・猫のうち、何らかの所有者明示等を装着していたのは犬 368 頭、猫 13 頭でした（ただし、自治体が把握できたもののみ）。

装着物の内訳は、犬ではマイクロチップを装着していたものが 7 頭、鑑札または狂犬病予防注射済票を装着していたものが 16 頭、迷子札付きの首輪をしていたものが 1 頭、首輪のみ（迷子札なし）を装着していたものが 344 頭でした。また、猫では、13 頭が首輪だけ（迷子札なし）を付けていました。

表 1-3-32 所有者明示等の表示物の装着状況

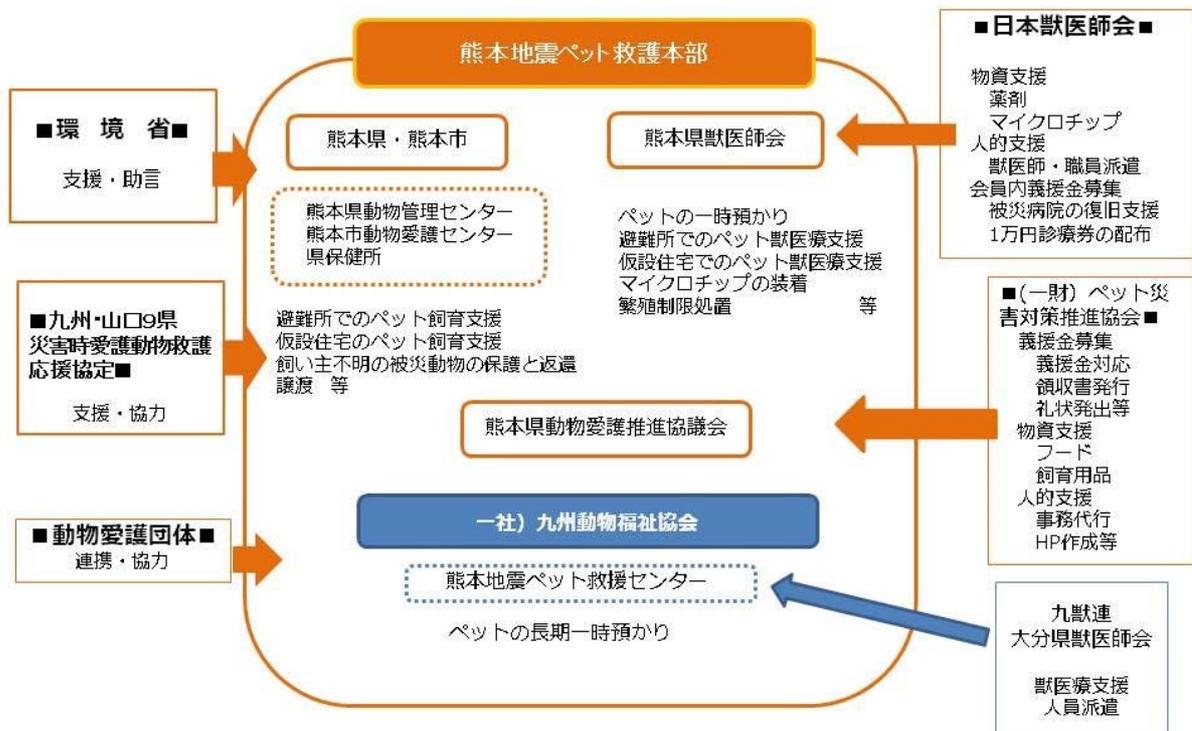
熊本県及び熊本市（自治体 A）		装着頭数	装着により 飼い主が判明した 頭数と割合	
犬	首輪のみ（迷子札なし）	344	136	(40%)
	迷子札	1	1	(100%)
	鑑札・狂犬病予防注射済票 （どちらか一方または両方）	16	15	(94%)
	マイクロチップ	7	6	(86%)
猫	首輪のみ（迷子札なし）	13	3	(23%)
	迷子札	0	0	(0%)
	マイクロチップ	0	0	(0%)

⑧ 現地動物救護本部の状況

熊本地震により被災したペットの救護やその飼い主を支援するために、熊本県、熊本市、(一社)熊本県獣医師会、(一社)九州動物福祉協会が連携して、「熊本地震ペット救護本部」を平成28年5月27日に設置しました。同本部は、環境省や九州各県、(公社)日本獣医師会、(一財)ペット災害対策推進協会(旧名称:全国緊急災害時動物救援本部)の支援を受け、支援活動を円滑にすすめています。

専用の窓口を設けて被災者からの相談を受け付けているほか、熊本地震によって一時的にペットの飼養が困難になった飼い主のために、(一社)九州動物福祉協会が運営する「熊本地震ペット救援センター(大分県玖珠郡九重町)」で、平成28年6月5日から被災ペットの一時預かりを開始しました。

なお、熊本地震ペット救護本部は現在(平成29年2月28日時点)も活動を続けています。



熊本地震ペット救護本部資料より

⑨ ボランティアの確保

熊本県と熊本市（アンケート対象：自治体 A）は、双方ともにペットの救護活動にあたって、ペットに関する知識を有する動物愛護協議会委員や動物愛護推進員に対してボランティア協力を依頼していました。

表 1-3-33

熊本県及び熊本市（自治体 A）	熊本県	熊本市
ボランティアへの協力依頼	—	—
専門知識や技術を有した人材へのボランティア協力依頼	有	有

⑩ 物資等の受入れ、提供体制

熊本県と熊本市（アンケート対象：自治体 A）は、双方ともにペットの救護活動の一環として、被災者や避難所、仮設住宅に対して物資を提供していました。この活動の中で要望が多く不足したのは、夏場の暑さ対策グッズでしたが、支援物資の仕分けを行うボランティアも不足していたことが分かっています。役だったものとしてはキャリー、ケージ等が挙げられます。

表 1-3-34

熊本県及び熊本市（自治体 A）	
不足して困ったもの	夏場の暑さ対策グッズ、猫用 2 段ケージ、受け入れ施設、仕分けボランティア、運営資金
役だったもの	フード、ペットシート、ウェットシート、キャリー、ケージ、首輪、リード、水、ウェットタオル、ペット用オムツ（車中泊時）、テント、毛布、犬小屋

⑪ 資金の確保

熊本県と熊本市（アンケート対象：自治体 A）のうち、熊本県ではペットの救護活動を行った際の資金の一部に熊本地震ペット救護本部からの配布義援金を利用しました。一方、熊本県、熊本市ともに広く一般に対しては義援金を募集しませんでした。

⑫ 広報・普及啓発活動

被災者の動物の救護(飼い主不明のペットの保護情報や、避難所等での適正な飼養管理等)に関する広報・普及啓発については、熊本県と熊本市(アンケート対象:自治体A)のうち、熊本市ではチラシやポスター等を作成し、熊本県ではこれらに加えてインターネットを活用した広報・普及啓発活動をしていました(表1-3-35)。

また、16市町村(アンケート対象:自治体B)での広報・普及啓発の方法は、ポスターやチラシ、インターネットを活用したもののほか、自治体職員や保健所職員等による避難所や仮設住宅の巡回などによりました(表1-3-36、図1-3-12)。

表 1-3-35 普及・啓発活動の方法

熊本県及び熊本市(自治体A)	熊本県	熊本市
①自治体の広報誌を活用	—	—
②ポスター・チラシを掲示	○(避難所)	○(避難所)
③インターネットを活用	○(避難所、 県全域)	—
④その他	○(仮設住宅)	○(仮設住宅)

表 1-3-36

16市町村(自治体B)	該当自治体数
①自治体の広報誌を活用	0
②ポスター・チラシを掲示	2
③インターネットを活用	1
④その他	2

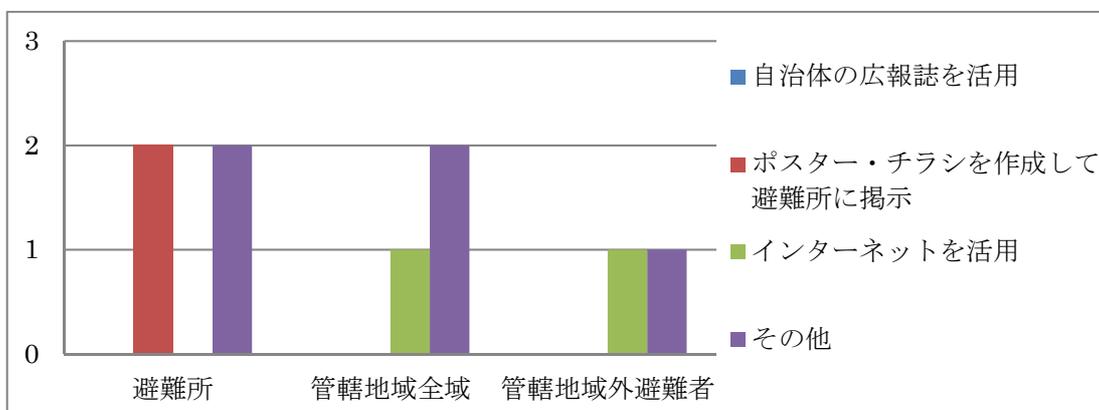


図 1-3-12 16市町村の避難所等における広報・普及啓発活動の方法(自治体B)

⑬ 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」活用状況

熊本県と熊本市（アンケート対象：自治体 A）のうち、熊本県では環境省が平成 25 年 6 月に発行した「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」（以下、「ペット救護ガイドライン」という。）を活用して県独自の対策の検討を進めていました。また、熊本市でもペット救護ガイドラインに基づいた対策、体制整備が進められていました。一方、16 市町村（アンケート対象：自治体 B）では、10 自治体がペット救護ガイドラインの存在を認識していましたが、6 自治体はペット救護ガイドラインの存在を認識していませんでした（図 1-3-13）。また、この中でペット救護ガイドラインを実際に活用した自治体は 1 自治体のみでした（図 1-3-14）。

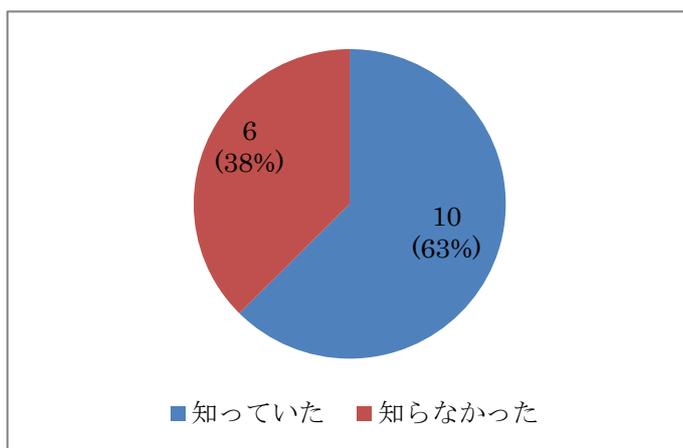


図 1-3-13 「ペット救護ガイドライン」の自治体認知度（自治体 B）

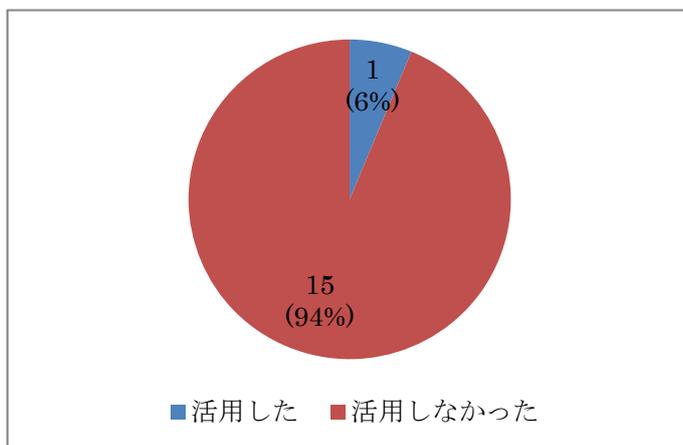


図 1-3-14 「ペット救護ガイドライン」の活用の有無（自治体 B）

表 1-3-37 「ペット救護ガイドライン」を活用して役だった点、不足と感じた点

自治体名	役だった内容	不足と感じたこと
熊本県	全般 特に事例、各種様式	救護本部に関すること（救護本部の体制図だけでは、運営方法等がよく理解できなかった。） 県レベル、政令指定都市レベル、災害の種類や規模等の対応等についても考慮していただけたらと感じた。 （一律のガイドラインで災害対策を練ることは困難と感じたため。）
熊本市	過去の震災における事例（避難所での対応等）について写真を使った紹介をしており、同行避難された方等への説明の際に役立った。	車中泊や軒先避難者のペット飼養状況の把握に苦慮したため、何か良い対応方法があれば内容を盛り込んでいただきたい。
南阿蘇村	仮設住宅への住民説明会で、環境省のガイドラインがあるので同行避難が必要なことを、動物を飼っていない人向けに説明できた。	特になし

⑭ 今後の災害に備えて

熊本地震を踏まえ、16市町村（アンケート対象：自治体B）では、5自治体が地域防災計画の見直しや災害に備えた備蓄飼料の確保、避難所等でのペット同行避難者への対応等について見直しを進めているほか、ペットのしつけやマイクロチップの挿入、迷子札の装着等の普及啓発についても検討を進めています。一方で、11自治体が今後も災害時のマニュアル等においてペットに関する内容の見直しは行おう予定はないと回答しています（図 1-3-15）。

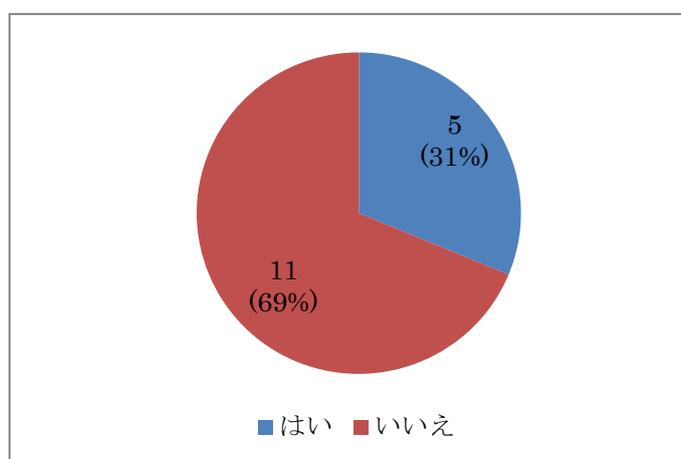


図 1-3-15 熊本地震を踏まえたマニュアル等の見直し予定（自治体 B）

2. 各地の動物救護活動

2. 各地の動物救護活動

(1) 熊本県及び熊本市における動物救護活動

本項は、環境省が地方自治体及び地方獣医師会等を対象に実施した熊本地震における被災動物救護活動に関するアンケートとヒアリングの回答結果を基に、県または政令市ごとに、動物救護に関する取組内容をまとめたものです。また、アンケートは平成28年10月末時点の情報を記入する形式としましたが、その後、新たな情報提供があった場合には新しい情報を追加しました。

なお、内容別に参照する際の利便性を考慮し、いずれの自治体についても項目記号と項目名を以下の(ア)～(タ)に統一しています。ただし、一部の質問については該当しない自治体もあることから、必ずしも項目名にある内容が全て本文に記されていない場合や、項目記号が連続していない場合があります。

《本項の項目》

- (ア) ペットの被災状況
 - (イ) ペットの避難・救護の経緯
 - (ウ) 災害に備えた動物救護体制の整備状況
 - (エ) 地域防災計画における動物対策の記載状況
 - (オ) 現地動物救護本部等の立ち上げと動物救護体制
 - (カ) 避難所におけるペットの受入れ状況
 - (キ) 放浪動物・負傷動物の救護活動
 - (ク) 飼い主からの一時預かり
 - (ケ) 新しい飼い主への譲渡
 - (コ) 所有者明示等の実施状況
 - (サ) ボランティアの活動状況
 - (シ) 支援物資の受入れ、提供体制
 - (ス) 資金の確保、義援金の募集、配布
 - (セ) 広報・普及啓発活動
 - (ソ) 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の活用
 - (タ) 熊本地震を踏まえた見直し状況
- 動物救護活動全体について ～各自治体からのコメント～

(イ) ペットの避難・救護の経緯

月日	動物の避難・救護に係る対応状況
4月26日～ 5月1日	避難所実態調査
5月12日～5 月18日	関係市町村に対し、仮設住宅でのペット受入れ要請説明
6月3日～3 月31日	仮設住宅入居者への支援物資提供（ケージ等）
8月31日～ 12月1日	仮設住宅でのペット飼育・健康管理相談会の開催
6月18日～ 3月20日	熊本県動物管理センター譲渡会の開催
7月15日～ 3月1日	自治体間譲渡の実施

(ウ) 災害に備えた動物救護体制の整備状況

熊本県では、災害時の同行避難や避難所におけるペットの受入れ方針について、市町村向けに「ペット受入に関する避難所運営の手引き」を平成28年3月に作成し、同年4月に県下全市町村に配布する予定でした。災害時の避難所設置や運営の際は、国のガイドラインと併せて市町村向けに作成したこの手引きを参考活用していただくとともに、モデル市町村を設定してペットの同行避難訓練等の実施を予定していましたが、その前に熊本地震が発生したため、記載内容が市町村に周知されませんでした。また、災害時の動物救護活動に関するマニュアルに関しても平成28年度中の策定を目指し、平成27年度から取り組んでいるところでした。

外部組織との関係では、(一社)熊本県獣医師会との間で、負傷した被災動物への応急手当に関する事、被災動物の保護や収容、及び健康管理(健康相談を含む)に関する事、被災動物に関する情報提供に関する事、施設、設備や物資の供給、その他必要な災害業務に関する事についての協定を結んでいました。

また災害時には、動物救護活動の拠点とする施設として、熊本県動物管理センターをこれに充てることに取り決めてありました。

(エ) 地域防災計画における動物対策の記載状況

熊本県の地域防災計画にはペットの受入れに係る以下の記載があります。

- ・避難所：「必要に応じ、市町村は、避難所における家庭動物のためのスペース確保に努める。」
- ・仮設住宅：「必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。」

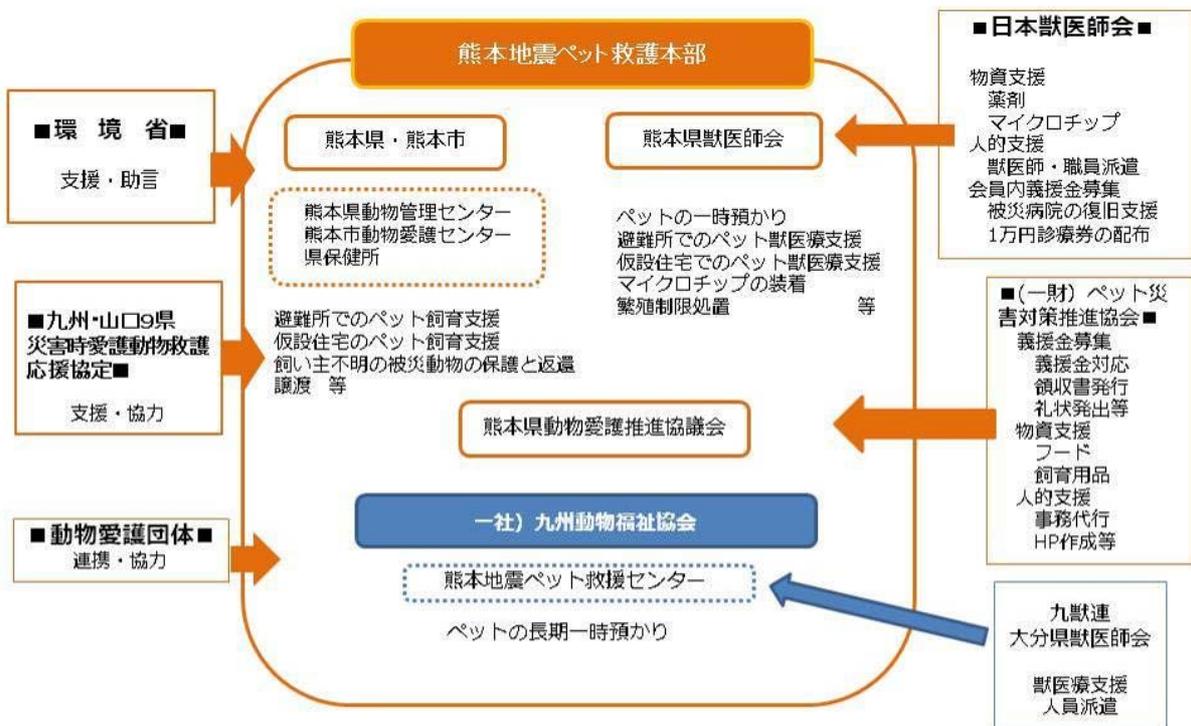
(オ) 現地動物救護本部等の立ち上げと動物救護体制

熊本県では、熊本県内の被災地域での動物救護活動のため、関係機関の連携により「熊本地震ペット救護本部」が平成 28 年 5 月 27 日に立ち上がりました。

【構成団体名（役割）】

- ・（一社）熊本県獣医師会（獣医療の提供）
- ・熊本県（迷子・負傷動物の保護）
- ・熊本市（迷子・負傷動物の保護）
- ・（一社）九州動物福祉協会（長期一時預かり）
- ・動物愛護推進員（被災者支援）

【組織図】



熊本地震ペット救護本部資料より

【設置要綱】

熊本地震ペット救護本部設置要綱

(設置目的)

第1条 熊本地震ペット救護本部（以下「救護本部」という。）は、熊本地震で被災したペット（犬、猫等、以下「被災動物」という。）の救護や、その飼育者への支援を円滑に行うために設置する。

(活動内容)

第2条 救護本部は次の活動を行う。

- ①被災動物への医療支援
- ②被災動物の保護・管理に関する支援
- ③避難所、仮設住宅等における被災動物支援
- ④環境省への支援要請、情報提供
- ⑤動物愛護団体等への支援要請、情報提供
- ⑥その他、前条の目的のために必要な事業

(本部構成と職務等)

第3条 救護本部は、次の団体をもって構成し、本部長を（一社）熊本県獣医師会会長とする。

- ①（一社）熊本県獣医師会（以下「県獣医師会」という。）
- ②熊本県（健康危機管理課）
- ③熊本市（熊本市動物愛護センター）
- ④（一社）九州動物福祉協会
- ⑤その他、必要と認めた団体。

2 本部長は救護本部会議を開催する。

(事務局)

第4条 事務局は、県獣医師会及び熊本県健康危機管理課が担当する。

(救護本部の設置及び活動期間)

第5条 救護本部の活動期間は、平成28年5月27日から、救護本部会議が定めた期日までとする。

(活動内容の公表)

第6条 救護本部の活動内容については、積極的に公表する。

(その他)

第7条 この要項に定めるほか、救護本部の活動や運営に必要な要綱は別に定める。

(附則)

第一次改正

この要綱は、平成28年6月2日から施行する。

(キ) 放浪動物・負傷動物の救護活動

熊本県では原則、平成 28 年 10 月 31 日までに熊本県内の保健所で保護された全ての動物を被災ペットとして取り扱う取り決めの下で、住民等からの通報や地域巡廻での捕獲、持込み、引取（主に猫）による動物を収容していました。保護収容した犬、猫の頭数の合計は犬 861 頭、猫 1163 頭でした（表 2-1-1）。

各保健所に保護収容した被災ペットは、熊本県動物管理HPへの掲載やボランティア等の協力による避難所・コンビニ等への情報の掲示によって飼い主を探しました。保護収容された犬、猫のうち元の飼い主が判明し返還された頭数は、犬 235 頭、猫 5 頭でした。

表 2-1-1

	平成 28 年					
	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
犬	184	165	97	188	97	130
猫	265	213	214	185	146	140

(ク) 飼い主からの一時預かり

熊本県では、飼い主からの一時預かり相談について、発災当初は、(一社)熊本県獣医師会との災害協定の基づき、県獣医師会が窓口となっておりました。「熊本地震ペット救護本部」の設立後は、救護本部を窓口としており、預かり先は本部の構成団体である(一社)九州動物福祉協会が運営する熊本地震ペット救援センター(大分県玖珠郡九重町)としました。預かり期間の上限を初回は3ヶ月とし、その後は、1ヶ月ごとに更新できることとしていました。また、救護本部の方針として、一時預かり施設の役割を、生活再建に向けてペットとどのように関わっていくかを考える期間、準備する期間としており、無期の預かりや目処がつかない長期的な一時預かりは、動物福祉の観点からも好ましくないため行わないことを説明し、預かりました。

一時預かりにあたっての費用は無料でしたが、登録犬であること、不妊去勢を実施すること(後に任意)、ワクチンの接種、ノミ・ダニの駆除を行うことが預かる条件となっていました。「熊本地震ペット救援センター」での各月の預かり頭数(熊本市分を含む)は以下のとおりで、3月末までの合計は犬 37 頭、猫 18 頭でした（表 2-1-2）。

表 2-1-2

	預かり頭数									
	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
犬	7	9	12	12	14	9	23	23	21	20
猫	4	6	11	13	12	12	12	10	10	6

(ケ) 新しい飼い主への譲渡

a. 返還・所有権放棄

熊本県では、放浪・負傷動物として行政が保護したペット（犬 861 頭、猫 1163 頭；通常捕獲も含む）のうち、犬 235 頭、猫 5 頭については元の飼い主が見つかり、返還することができました。

b. 譲渡

収容後の公示期間（2 週間以上）を経過しても元の飼い主が現れず飼い主が判明しなかったペットは譲渡対象とし、そのうち犬 487 頭、猫 772 頭が新たな飼い主に譲渡されました。熊本県では、譲渡を促進するために、熊本県動物管理センターで譲渡会を 10 回開催したほか、熊本県動物管理 HP で譲渡動物の紹介をし、譲渡対象のペットを紹介したチラシ等を作成して、ボランティアの協力で店舗等に掲示するとともに、県内の譲渡団体の協力により、県内外への譲渡を広く行うことができました。

また、県外自治体へ被災ペットの受入れをお願いし、延べ 17 自治体で犬 28 頭、猫 55 頭を受け入れていただき、ほとんどの動物が譲渡されました。

しかし、飼い主への返還や譲渡ができなかった犬 19 頭、猫 1 頭については、引き続き譲渡先を探しています。

なお、譲渡後に元の飼い主が判明した場合に備え、新たな飼い主への譲渡時には、元の飼い主が判明した場合は、速やかに元の飼い主へ手渡す旨の誓約書を交わしています。

(コ) 所有者明示等の実施状況

熊本県動物管理センターに保護収容されたペットのうち、首輪、迷子札、鑑札、狂犬病予防注射済票、マイクロチップの装着等、何らかの所有者明示がされていたペットは犬 204 頭、猫 5 頭でした（表 2-1-3）。そのうち犬 27 頭で飼い主が判明しました（表 2-1-4）。

表 2-1-3 所有者が明示されていたペットの頭数

	首輪のみ (迷子札なし)	迷子札 (迷子札付き首輪)	鑑札	注射済票	マイクロチップ
犬	204 頭	0 頭	2 頭	4 頭	3 頭
猫	5 頭	0 頭			0 頭

表 2-1-4 所有者明示を行っていたことにより、飼い主が判明した頭数

	首輪のみ (迷子札なし)	迷子札 (迷子札付き首輪)	鑑札	注射済票	マイクロチップ
犬	27 頭	0 頭	1 頭	4 頭	2 頭
猫	0 頭	0 頭			0 頭

(サ) ボランティアの活動状況

熊本県では、動物救護活動を行うボランティアとして、熊本県動物愛護協議会委員と動物愛護推進員に協力を依頼しました。ボランティアの役割は、被災ペット用の支援物資の配布や、被災者のペット飼養に関する相談への対応でした。のべ3名のボランティアが活動に参加しましたが、ボランティアの受入れに関する事前準備ができていなかったため、人員確保が困難な面もありました。

(シ) 支援物資の受入れ、提供体制

熊本県では、九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定に基づき各自治体から支援物資の提供を受けたほか、インターネットやテレビを活用した支援物資の提供の呼びかけ、ペット災対協への協力要請等により支援物資を調達しました。支援物資は、保健所や動物管理センターを起点として、市町村やボランティアを通じて、避難所や被災者へ配布されましたが、一時期に大量な支援物資が提供され、保管場所の確保が難しく、また仕訳作業員が不足する場面もありました。

支援物資のうち、テント、キャリーケース、毛布、ボブハウスが役だった一方、物資の保管や運搬に必要な運営資金が不足していました。

(ス) 資金の確保、義援金の募集、配布

熊本県の動物救護活動は県の予算と熊本地震ペット救護本部から配布される義援金により行われました。自治体の予算はその使用に当たっては予算化が必要なため、必要なときに必要なものが準備しにくかった面もありました。

(セ) 広報・普及啓発活動

熊本県では避難所において、インターネットを活用した広報やポスター・チラシを用いた動物救護に関する広報・普及啓発活動を行ったほか、仮設住宅ではボランティアがチラシを全戸に配布しました。しかし、人員不足のために十分な情報が提供できなかった面もありました。

(ソ) 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の活用

熊本県では、環境省が平成25年6月に発行した「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を活用して動物救護対策をとりました。このガイドラインでは、過去の震災での対応事例や、ペットの救護活動に係る各種様式が役立った一方で、熊本地震ペット救護本部の運営や県レベル、政令指定都市レベル、災害の種類や規模等に応じた対応等の内容を盛り込んでほしいとの意見がありました。

(タ) 熊本地震を踏まえた見直し状況

熊本県では、熊本地震での経験を踏まえて動物救護活動で課題となった点について改善策を検討しているところです。

動物救護活動全体について ～熊本県からのコメント～

<特に効果的だった点>

○九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定に基づく自治体間支援

避難所におけるペット同行実態調査を実施。併せて仮設住宅等におけるペットとの同居希望調査についても実施。希望調査結果は、市町村に行った仮設住宅におけるペットの受入れに関する要請の基礎資料にもなった。

4月14日の発災直後から、自治体からの支援物資が提供されたため、交通が遮断される前のある程度の物資を確保できた。

○益城町総合体育館避難所に併設されたペットの飼養施設に対する運営支援(ワンニャンハウス)

飼い主に対する適正飼養の啓発だけでなく、避難者の交流の場ともなり、被災者の心の支援にも繋がった。

○獣医師会との連携

事前に「災害時の動物救護に関する協定」が締結されていたため、救護活動の協力体制がスムーズだった。

○仮設住宅へのペット受入要請

仮設住宅を設置する予定の全市町村に対し、ペットの受入れに対する要請を行い、併せて、入居後に行われる飼い主への支援に関する説明も行ったことで、全ての市町村の仮設住宅がペットを受入れた。

○「熊本地震ペット救護本部」の設置

長期一時預かり施設の確保ができた。

一時預かりの相談窓口が設置されたことにより、ペットの健康管理・飼養管理に関する窓口が一元化された。

仮設住宅の入居者に対し、行政・獣医師会・動物愛護推進員等の支援チームにより、ペットの飼養や健康管理等に関する相談への総合的な対応が実施できた。

<特に対応に苦労した点>

○事前に救護ボランティア登録制度を確立していなかったため、ボランティアと行政との連携による被災者支援がスムーズに行えなかった。

○多岐にわたる業務が一度に進行し、スタッフも不足していたため、情報整理と被災者への発信がスムーズに行えなかった。

○発災直後から、各種団体が支援や状況確認のため次々と来庁され、その対応に追われた。

<今後特に必要と考える点>

○事前ボランティアの登録、研修制度。救護組織の確立。

○行政間の統一化した広域的な支援体制の整備。

○行政は、義援金の受入れやその活用に関する制約が多いため、自由度がより高く義援金の受入れ態勢やその活用が可能となる公的組織の編成。

(イ) ペットの避難・救護の経緯

月日	動物の避難・救護に係る対応状況
4月15日 ～	不明・保護犬猫の情報受付 犬・猫の引取り
4月16日 ～	物資の配布
4月20日	収容犬・猫の自治体への広域譲渡（北九州市） 避難所のペット飼養状況調査・見守り開始
4月27日 4月28日	収容犬・猫の自治体への広域譲渡（中国・四国・近畿 26 都 市）
5月9日	避難所での犬・猫（緊急）一時預かり事業開始（9月末日終了）
5月27日	熊本地震ペット救護本部立ち上げ
5月28日 ～	仮設住宅申込み説明会
6月21日 ～	仮設住宅入居説明会
7月9日～	仮設住宅自治会打合せ 仮設住宅でのペットの健康相談・しつけ教室の開催

(ウ) 災害に備えた動物救護体制の整備状況

熊本市では、災害時の同行避難や避難所・仮設住宅におけるペットの受入れ方針について、「熊本市地域防災計画」内に「避難所への愛玩動物の同伴、収容については、各避難所の施設能力とその状況、他の避難者への影響や衛生管理状況等を考慮し、避難所の運営委員会、動物愛護センター等により検討を行う。」と記載されていました。また、「避難場所開設・避難所運営マニュアル」内に同行避難した際の注意点等を記載していました。

外部組織との協定については、（一社）熊本県獣医師会熊本市支部と被災動物の健康管理・治療、一時保護等の救援活動について、株式会社プロミクロス（現 シグニ株式会社）及び 熊本県畜産農業協同組合連合会と救援活動に必要な医薬品等の迅速、安定的な物資供給について協定を結んでいました。

災害時に動物救護活動の拠点とする施設としては、被災動物救援センター（動物愛護センター内）をあらかじめ取り決めていました。

(エ) 地域防災計画における動物対策の記載状況

熊本市では、地域防災計画に以下の記載がされています。

- ・避難所への愛玩動物の同伴、収容については、各避難所の施設能力とその状況、他の避難者への影響や衛生管理状況等を考慮し、避難所の運営委員会、動物愛護センター等により検討を行う。
- ・市民生活の生活様式や価値観が変化するなか、犬や猫などの愛玩動物を家族の一員として共に暮らす方が増えている。被災の恐れのある場合または災害発生直後には、犬猫同伴で避難することが想定される。避難所は多くの被災者が避難生活を送る場であるため、動物を苦手とする人やアレルギーなどの理由で動物と一緒にいられない人がいることを考慮し、他の避難者への配慮等が必要である。そこで、犬猫の飼い主に対し被災時の備えについて普及啓発を行う。

1 方法

- (1) パンフレットの配布
- (2) 啓発教育講座の実施

2 内容

- (1) 災害に対する日頃の備えと心構え
- (2) ペットのしつけと健康管理、飼い主の明示の必要性等の基礎知識の周知
- (3) 預け先の確保

(カ) 避難所におけるペットの受入れ状況

a. 箇所数・頭数

熊本市では、指定緊急避難所 265 ヶ所、拠点避難所 22 ヶ所が設置されました。

ペットの受入れ状況については、指定避難所については数が多いため、全体の把握はできませんでしたが、拠点避難所は 22 ヶ所中、12 ヶ所で同行避難者が確認されています(平成 28 年 6 月 14 日時点)。

b. 条件・ルール

熊本市では、ペットの受入れは各避難所の管理者(自治会長、学校長等)の判断に任せられていたため、避難所ごとにルールが設定されていました(無いところもあった)。

内容としては、以下のようなものがありました。

- ・ 体育館の 2 階部分を同行避難者専用スペースとし、1 階の一般の避難者と居住スペースを分けていた。
- ・ 避難所内の移動の際は、必ずペットはキャリー、クレート等の中に入れるか、リードをつけて抱っこする(床を歩かせない)。
- ・ 避難所内では原則、ペットはケージ等の中に入れる。出している時は必ずリードをつけ、飼い主が離れないようにする。
- ・ ペット関連のゴミ(排泄物など)は、専用のゴミ箱に捨てる。
- ・ 同行避難者用スペースを出入りする際は必ず、手を備え付けの消毒剤で消毒する。
- ・ ペットは避難所屋外の屋根付きのスペースで、ケージに入れた状態で飼養し、屋内に入れることは不可。

c. 設定期間

居住スペースやゴミ捨て等に関して、きちんと人と動物の区別をつけることで、衛生面に配慮するとともに、動物が苦手な方にも安心感を与えるための措置としてルールが定められていました。

d. 配慮・支援

<避難所ごとに行っていたこと>

- ・ 避難所そばの屋根付き駐輪場をペット飼養スペースにしていた。
- ・ 教室の一部を同行避難者専用の部屋にしていた。

<熊本市動物愛護センターと動物愛護推進協議会が協力して行ったこと>

- ・ 動物愛護推進員によるペットの悩み相談。
- ・ ペット用物資の無料配布。
(フード、ペットシート、ウェットティッシュ等)
- ・ ケージ、キャリー、クレートの貸し出し。
- ・ 開業獣医師によるペットの無料健康相談。

(キ) 放浪動物・負傷動物の救護活動

熊本市では、保護収容するペットの基準を放浪犬、負傷した犬猫と定め、市民等からの通報により、動物愛護センター職員が現地にて保護又は保護主の持込みによる保護収容を行っていました。保護収容した犬、猫の頭数の合計は犬 233 頭、猫 242 頭でした（表 2-1-5）。

また、保護収容したペットは熊本市動物愛護センターに収容され、新しい飼い主への譲渡開始日を平時より延長する対応が取られました。保護収容された犬、猫のうち元の飼い主が判明し返還された頭数は、犬 165 頭、猫 6 頭でした。

表 2-1-5

	平成 28 年						
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
犬	54	43	34	14	33	26	29
猫	33	56	63	28	19	22	21

(ク) 飼い主からの一時預かり

熊本市では、飼い主からの一時預かりを受け付けており、預かり先は宇土市にある一般の愛犬訓練学校としました。受入れ条件を平成 28 年熊本地震により被災して避難中の熊本市民で、自らの健康上の理由等により一時的に自身が所有する犬猫の飼養が困難となった者が所有する犬猫の一時的な預かりを希望する場合とし、預かり期間を原則として 1 ヶ月以内と定めていました。

一時預かりを行うにあたっての費用は無料とし、ワクチン未接種のペットについては預かり時に摂取を行ったほか、「犬猫の一時預かり承諾書」を取り交わしました。10 月末までの預かり頭数の合計は犬 6 頭、猫 4 頭でした（表 2-1-6）。

表 2-1-6

	預かり頭数						
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
犬	0	5	0	1	0	0	0
猫	0	4	0	0	0	0	0

(ケ) 新しい飼い主への譲渡

a. 返還・所有権放棄

熊本市では、放浪・負傷動物として行政が保護した飼い主不明のペット（犬 233 頭、猫 242 頭；通常捕獲も含む）のうち、犬 165 頭、猫 6 頭については元の飼い主が見つかり、これらについては全て返還することができました。

また、飼い主から一時預かりを行っていたペット（犬 6 頭、猫 4 頭）については、全てが飼い主に返されました。熊本市では、長期預かりが必要な場合には、その後に設置された熊本地震ペット救護本部を紹介していました。

b. 譲渡

収容後 2 週間経過しても元の飼い主が現れず飼い主が判明しなかったペットのうち、犬 62 頭、猫 221 頭については譲渡対象とし、そのうち犬 36 頭、猫 102 頭が新たな飼い主に譲渡されました。熊本市では、譲渡を促進するために、休日に譲渡会を開催したほか、ホームページに掲載し、新たな飼い主を広く探す工夫をしていました。しかし、飼い主への返還や譲渡をすることができなかった犬 19 頭、猫 59 頭については、永続収容の措置が取られました。

なお、譲渡にあたって熊本市動物愛護センターでは、譲渡前講習会の受講、譲渡後に元の飼い主が現れた場合の双方協議とセンターへの報告等を行うことを条件としていました。

(コ) 所有者明示等の実施状況

熊本市動物愛護センターに保護収容されたペットのうち、首輪、迷子札、鑑札、狂犬病予防注射済票、マイクロチップ装着等、何らかの所有者明示等がなされていたペットは犬 155 頭、猫 8 頭でした（表 2-1-7）。そのうち犬 124 頭、猫 3 頭の飼い主が判明しました（表 2-1-8）。

表 2-1-7 所有者明示が装着されていたペットの頭数

	首輪のみ (迷子札なし)	迷子札 (迷子札付き首輪)	鑑札	注射済票	マイクロチップ
犬	140 頭	1 頭	0 頭	10 頭	4 頭
猫	8 頭	0 頭			0 頭

表 2-1-8 所有者明示を行っていたことにより、飼い主が判明した頭数

	首輪のみ (迷子札なし)	迷子札 (迷子札付き首輪)	鑑札	注射済票	マイクロチップ
犬	109 頭	1 頭	0 頭	10 頭	4 頭
猫	3 頭	0 頭			0 頭

(サ) ボランティアの活動状況

熊本市は、熊本市動物愛護推進員に避難所の状況確認の協力を依頼しました。熊本市動物愛護推進員の役割は、可能な範囲で避難所を回ってペットの飼養状況等を確認し、その内容を動物愛護センターと推進員にメールで報告するというものでした。のべ 25 名の推進員が活動に参加しましたが、推進員自身も被災者であったため活動が困難な面もありました。

(シ) 支援物資の受入れ、提供体制

発災当初は、全国から送られてくる支援物資を主に熊本市動物愛護センターで受け入れ、センターに取りに来てもらえるよう TV 等で情報提供し、受け渡しを行っていました。また、動物愛護推進員が避難所等での避難者に直接配布を行いました。避難所体制が落ち着いた後は、物資の拠点施設に物資を移し、避難所からの要望に応じて必要数を配送しました。

環境省からはケージの支援を受け、必要とする被災者に提供しました。仮設住宅については、熊本市動物愛護センター職員と動物愛護推進員が中心となり物資の配布等を実施しました。

支援物資のうち、フード、ペットシート、ウェットシート、キャリー、ケージ、首輪、リード等や、水、ウェットタオル、ウェットシート、オムツ（車中泊）の需要が多くありました。一方、夏場の暑さ対策グッズ、猫の 2 段ケージは不足していました。

(ス) 資金の確保、義援金の募集、配布

熊本市では、特に動物救護に関する資金の調達は行っていませんでした。

(セ) 広報・普及啓発活動

熊本市では、避難所においてポスター・チラシを用いて避難者に対し動物救護に関する広報・普及啓発活動を行ったほか、仮設住宅ではペット飼養世帯にチラシのポスティングを行いました。

(ソ) 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の活用

熊本市では、環境省が平成 25 年 6 月に発行した「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」に基づきガイドラインを活用した動物救護対策を行いました。ガイドラインでは、過去の震災における事例（避難所での対応等）について写真を使った紹介がされており、同行避難された方等への説明の際に役立った一方で、車中泊や軒先避難者のペット飼養状況把握に苦慮したため、何か良い対応方法があれば内容を盛り込んでほしいとの意見がありました。

(タ) 熊本地震を踏まえた見直し状況

熊本市では、熊本地震での経験を踏まえて、物資の備蓄について検討している他、動物救護活動での課題となった点についても体制作りや対応について検討しているところです。

動物救護活動全体について ～熊本市からのコメント～

<特に効果的だった点>

センター保護動物（被災前保護分）の広域譲渡。

<特に対応に苦労した点>

車中泊や軒先避難等している避難者のペット飼養状況の把握が困難だった。

ペットの同行避難と同伴避難の違いの周知が困難だった。

<今後特に必要と考える点>

人の避難訓練の際、ペットの同行避難も必要。

(2) その他の市町村における動物救護活動

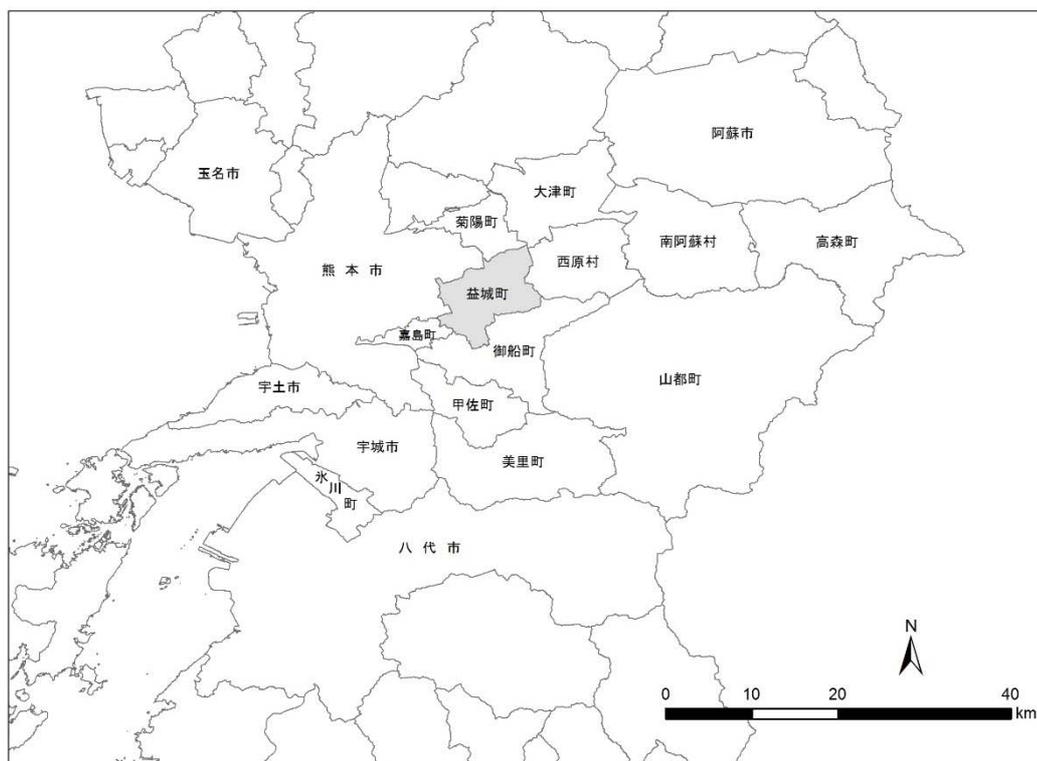
本項は、環境省が地方自治体及び地方獣医師会等を対象に実施した熊本地震における被災動物救護活動に関するアンケートとヒアリングの回答結果を基に、県と政令市以外の市町村ごとに、動物救護に関する取組内容をまとめたものです。また、アンケートは平成28年10月末時点の情報を記入する形式としましたが、その後、新たな情報提供があった場合には新しい情報を追加しました。

なお、内容別に参照する際の利便性を考慮し、いずれの自治体についても項目記号と項目名を以下の(ア)～(カ)に統一しています。ただし、一部の質問については回答が得られなかった自治体もあることから、必ずしも項目名にある内容が全て本文に記されていない場合や、項目記号が連続していない場合があります。

《本項の項目》

- (ア) 災害に備えた動物救護体制の整備状況
 - (イ) 地域防災計画における動物対策の記載状況
 - (ウ) 避難所におけるペットの受入れ状況
 - (エ) 広報・普及啓発活動
 - (オ) 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の活用
 - (カ) 熊本地震を踏まえた見直し状況
- 動物救護活動全体について ～各自治体からのコメント～

① 益城町



(ア) 災害に備えた動物救護体制の整備状況

益城町では、災害に備えたペットの受入れに関する方針を定めていませんでした。また、避難所・仮設住宅の運営においてもペットに関するルールや注意事項は特にありませんでした。

(イ) 地域防災計画における動物対策の記載状況

益城町では、地域防災計画において避難所・仮設住宅でのペットの受入れに関する記述や平常時からの飼い主の責任・役割に関する記載、避難訓練におけるペットの同行避難に関する記載は特にありませんでした。

(ウ) 避難所におけるペットの受入れ状況

益城町では、同行避難についてペットと一緒に避難し、避難後は避難先の施設のルールに従い飼養管理するという理解の下、避難所における受入れルールを定めていました。具体的には、他の避難者に対する配慮を理由に避難所の運営が落ち着いた後は、原則ペットは外での飼養を条件としてペット同行避難者の受入れを行っていました。

益城町では、避難所で被災者がペットを飼養するための配慮として、避難所の敷地内に一時預かり施設を設置した他、NPOによる動物飼養相談の実施やペットフードなどの消耗品等の物資の配布を行いました。多頭飼育の避難者に対しては、迷子札の配布を徹底した他、食欲がないペットの食欲を出させるアドバイスやペットのストレスケア、飼養者マナーの説明などを個別に行いました。益城町総合体育館避難所に設置された一時預かり施設「ワンニャンハウス」では、のべ43世帯から犬38頭、猫19頭のペットの預かりを受けたことが分かっています。

一方で、避難所におけるペットに関するトラブルも複数報告されました（表2-2-1）。

表 2-2-1 益城町の避難所におけるペットに関するトラブルと対応事例

	内容	対処
事例 1	犬に熱中症の症状があり、元気がないとの相談	体を冷やすため冷却スプレーを手足肉球、腹部を中心に全体に吹きかけ体温を下げ、スポーツドリンクを飲ませる
事例 2	食欲がまったくなく日に日に元気がなくなっているとの相談	AD 缶を食べさせるが興味を持たない為、上顎に AD 缶を塗り込み食べることを思い出させ食欲を出させる
事例 3	ストレスのためか犬が吠えるようになった	ストレスが原因であるので、散歩量が足りていないと判断、外での運動をしっかりとるようにアドバイスをする
事例 4	体育館内で犬がマーキングをする事で、飼養者以外の方からの尿臭クレームが出るようになった	飼養者に体育館内で動物の歩行（散歩）を禁止させスペース以外に出す際は抱きかかえるよう徹底させた
事例 5	避難所に連れてきた犬を他県の愛護団体に預けたが、連れて来て貰えないと相談を受ける	連絡はつくものの連れては来られないといわれているので、許すならば迎えに行くことを進め、迎えに行かせた
事例 6	体育館内での動物飼養者に対して、面会しての指導を日中から夜間の時間へと移行したが、動物飼養者と面会できない場合があった	ゴールデンウィークの 5/5 に管内飼養者並びにテント利用者向けの飼養マナー教室を実施した
事例 7	体育館内における動物同行避難を、環境衛生面から、5/16 からは別居避難とすることが益城町発表される	説明会を開き飼養者全員に理解を求めた
事例 8	ワンちゃんハウス利用者による飼養や施設利用ルールがなく、特に深夜の不審者トラブルが懸念される	ワンちゃんハウス利用者による犬猫家族会を 5/23 に設置し会長 1 名、舎長 3 名の選出からハウス利用ルールの徹底と、避難所公園内の利用マナーを決定

(エ) 広報・普及啓発活動

益城町では、避難所における適正なペットの飼養管理等について、ポスターやチラシを避難所内に掲示する形で被災者への広報・普及啓発活動を行っていました。また、避難所以外への被災者への広報・普及啓発にはインターネットを活用していました。

(オ) 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の活用

益城町では、熊本地震以前から「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の内容を把握していましたが、同ガイドラインを基にした行動計画等の作成はされていませんでした。

(カ) 熊本地震を踏まえた見直し状況

熊本地震を踏まえ、益城町では地域防災計画や避難所・仮設住宅に関するマニュアル等において、ペットに関する記載内容の見直しや追加を行う予定は現時点（平成 28 年 10 月 31 日）ではありません。

動物救護活動全体について ～益城町からのコメント～

<今後必要と考える点>

被災現場の現状を確認するために動ける自治会の会長、総代、民生員や今は組織にない飼主の会の会長などで避難所のすみ分けができれば最良だと思います。その後、地域の専門性のある指定団体を選定して置き、災害発生後 24 時間以内に避難所サポートに入り、現場状況を集約する現地動物救護本部を即座に立ち上げ情報の集約を行い、被災状況「大規模災害」「中規模災害」「局所災害」の3段階程度、季節対応、「冬春、秋冬期」「春夏、夏秋期」の2種類、計6パターンと災害地の特色を踏まえたマニュアルを準備していれば即座に対応できると思います。

机上の会議やマニュアルだけでなく、平常時の避難訓練の際にペット同行避難訓練を導入すれば、レベルの高い避難が可能になります。

(ウ) 避難所におけるペットの受入れ状況

八代市では、同行避難についてペットと一緒に避難し、避難後は避難先の施設のルールに従い飼養管理するという理解の下、避難所における受入れルールを定めていました。具体的には、ペット同伴での避難スペースを確保できなかったため、避難所内ではペットは屋根のある屋外（玄関等）をペットの避難所とすることを条件として同行避難者の受入れを行っていました。

八代市では、避難所で被災者がペットを飼養するための配慮として、避難所のそばに動物専用スペースを設置しました。

一方で、避難所におけるペットに関するトラブルも報告されました（表 2-2-2）。

表 2-2-2 八代市の避難所におけるペットに関するトラブルと対応事例

	内容	対処
事例 1	同伴避難ができない旨の連絡を行っていたが、避難所室内にペットを持ち込まれ、他の避難者から苦情が出た。	ペットを屋外専用スペースへ移動してもらおうよう要請した。

(エ) 広報・普及啓発活動

八代市における広報・普及啓発活動についての情報は得ることができませんでした。

(オ) 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の活用

八代市では、熊本地震以前から「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の内容を把握していましたが、同ガイドラインを基にした行動計画等の作成はされていませんでした。

(カ) 熊本地震を踏まえた見直し状況

熊本地震を踏まえ、八代市では地域防災計画や避難所・仮設住宅に関するマニュアル等において、ペットに関する記載内容の見直しや追加を行う予定は現時点（平成 28 年 10 月 31 日）ではありません。



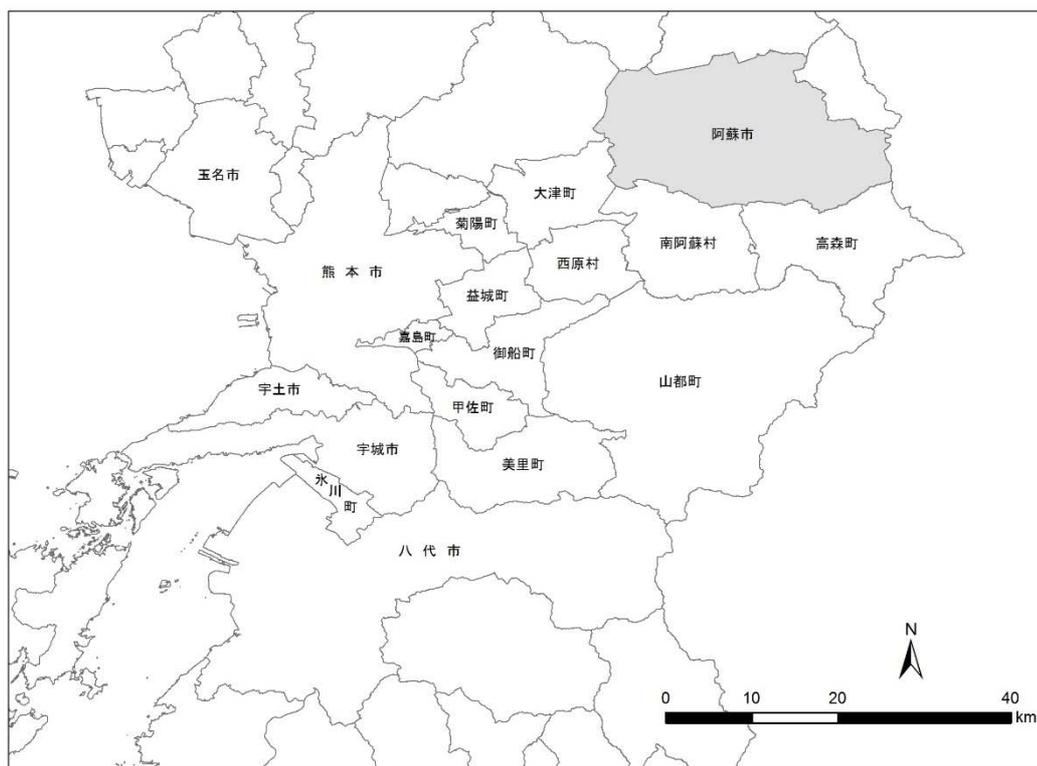
脱落した歩道橋階段



亀裂が入った運動場

[写真提供：八代市]

③ 阿蘇市



(ア) 災害に備えた動物救護体制の整備状況

阿蘇市では、災害に備えたペットの受入れに関する方針を定めていませんでした。また、避難所・仮設住宅の運営においてもペットに関するルールや注意事項は特にありませんでした。

(イ) 地域防災計画における動物対策の記載状況

阿蘇市では、地域防災計画において避難所でのペットの受入れについて、「必要に応じ避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めること」と定めていました。一方、仮設住宅でのペットの受入れに関する記述や平常時からの飼い主の責任・役割に関する記載、避難訓練におけるペットの同行避難に関する記載は特にありませんでした。

(ウ) 避難所におけるペットの受入れ状況

阿蘇市では、同行避難について特に検討は行っておらず、避難所における受入れに際して条件なども定めていませんでした。熊本地震では、避難所となった阿蘇市阿蘇体育館に犬 2 頭の同行避難を受け入れたことが分かっていますが、避難所でのペットに関するトラブルは報

告されませんでした。

(エ) 広報・普及啓発活動

阿蘇市における広報・普及啓発活動についての情報は得ることができませんでした。

(オ) 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の活用

阿蘇市では、熊本地震以前から「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の内容を把握していましたが、同ガイドラインを基にした行動計画等は作成されていませんでした。

(カ) 熊本地震を踏まえた見直し状況

熊本地震を踏まえ、阿蘇市では地域防災計画や避難所・仮設住宅に関するマニュアル等において、ペットが避難できる場所の特定の検討を行っています。



阿蘇神社被災状況



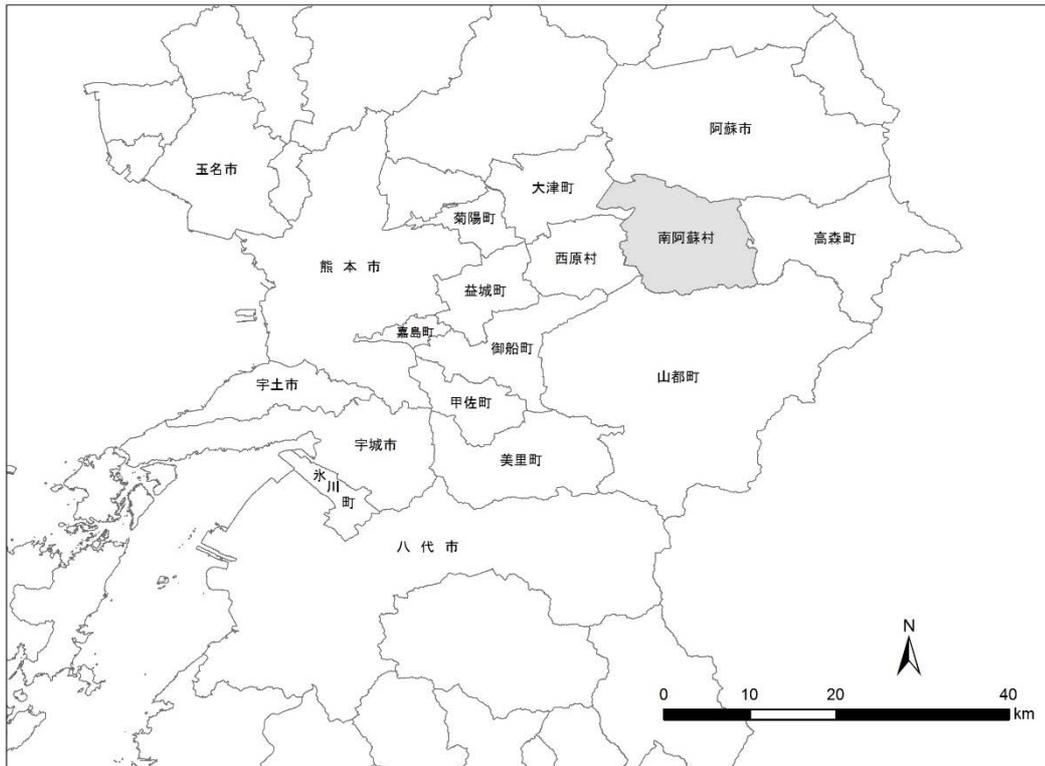
阿蘇市で確認された地割れの状況



道路の崩落の状況

[写真提供：阿蘇市]

④ 南阿蘇村



(ア) 災害に備えた動物救護体制の整備状況

南阿蘇村では、災害に備えてペットの受入れに関して「家族動物との同行避難及び避難所での飼養の準備を行うこと」という方針を定めていました。一方、避難所・仮設住宅の運営においてペットに関するルールや注意事項は特にありませんでした。

(イ) 地域防災計画における動物対策の記載状況

南阿蘇村では、地域防災計画において避難所・仮設住宅でのペットの受入れに関する記述や平常時からの飼い主の責任・役割に関する記載、避難訓練におけるペットの同行避難に関する記載は特にありませんでした。

(ウ) 避難所におけるペットの受入れ状況

南阿蘇村では、同行避難について特に検討は行っていませんでしたが、避難所における受入れに際しては飼養していない避難者とのトラブルを避けるためルールを定めてペットの受入れを行っていました。南阿蘇村では、避難所で被災者がペットを飼養するための配慮として、動物飼養者とそうでない人の居住空間を分けていました。南阿蘇村の避難所では、のべ犬 29 頭、猫 8 頭、その他の動物 2 頭を受けたことが分かっています。

一方で、避難所におけるペットに関するトラブルも報告されました（表 2-2-3）。

表 2-2-3 南阿蘇村の避難所におけるペットに関するトラブルと対応事例

	内容	対処
事例 1	最も大きな避難所でノロウイルスが発生した。	同行避難者を隔離せざるを得なかった。
事例 2	動物を飼っている避難者と飼っていない避難者のトラブルが増加した。	同行避難者を隔離せざるを得なかった。
事例 3	1 次避難所を閉鎖するために 2 次避難所（宿泊施設等）に移動してもらったが地区内で動物を受け入れる施設がなかった。	地区外の施設にお願いした。

(エ) 広報・普及啓発活動

南阿蘇村では、避難所における適正なペットの飼養管理等について、ポスターやチラシを避難所内に掲示する形で被災者への広報・普及啓発活動を行っていました。ポスター掲示などについてはボランティアの方をお願いしていました。一方で、動物を飼っていない人に避難所でのペットの飼養を理解してもらうことに苦労したことが分かっています。

(オ) 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の活用

南阿蘇村では、熊本地震以前の段階では「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の内容を把握していませんでしたが、仮設住宅での住民説明会において、同ガイドラインを基に、同行避難が必要であることを、ペットを飼っていない人向けに説明する際に役立てました。

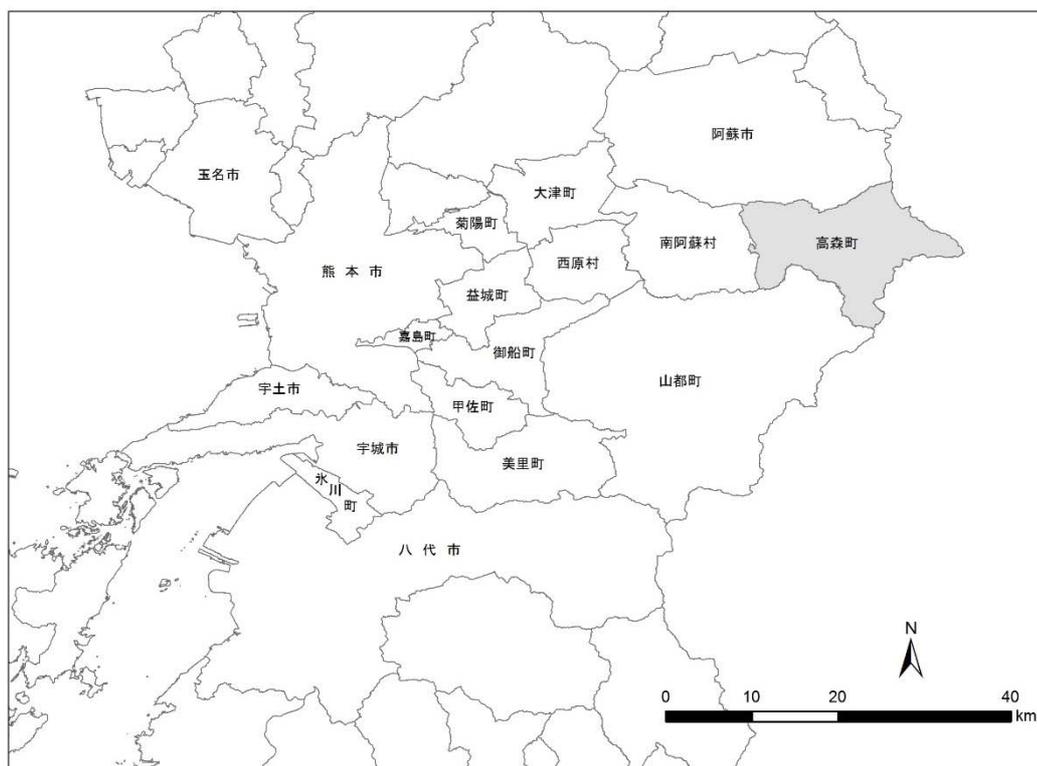
(カ) 熊本地震を踏まえた見直し状況

熊本地震を踏まえ、南阿蘇村では地域防災計画や避難所・仮設住宅に関するマニュアル等において、ペットに関する記載内容の見直しや追加を行う予定は現時点（平成 28 年 10 月 31 日）ではありません。



南阿蘇村の避難所の様子

⑤ 高森町



(ア) 災害に備えた動物救護体制の整備状況

高森町では、災害に備えたペットの受入れに関する方針を定めていませんでした。また、避難所・仮設住宅の運営においてもペットに関するルールや注意事項は特にありませんでした。

(イ) 地域防災計画における動物対策の記載状況

高森町では、地域防災計画において避難所・仮設住宅でのペットの受入れに関する記述や平常時からの飼い主の責任・役割に関する記載、避難訓練におけるペットの同行避難に関する記載は特にありませんでした。

(ウ) 避難所におけるペットの受入れ状況

高森町では、同行避難について特に検討は行っておらず、ペットの受入れに関するルールは定めていませんでした。

高森町の避難所では、被災者がペットを飼養するための配慮として、隣接するグラウンドを開放し、犬の散歩などに自由に使用できるようにしました。避難所となった草部総合センターでは、犬3頭を受け入れたことが分かっています。

高森町では、避難所におけるペットに関するトラブルは報告されませんでした。

(エ) 広報・普及啓発活動

高森町では、適正なペットの飼養管理等について、ポスター掲示やインターネット以外の方法を利用して被災者への広報・普及啓発活動を行っていました。

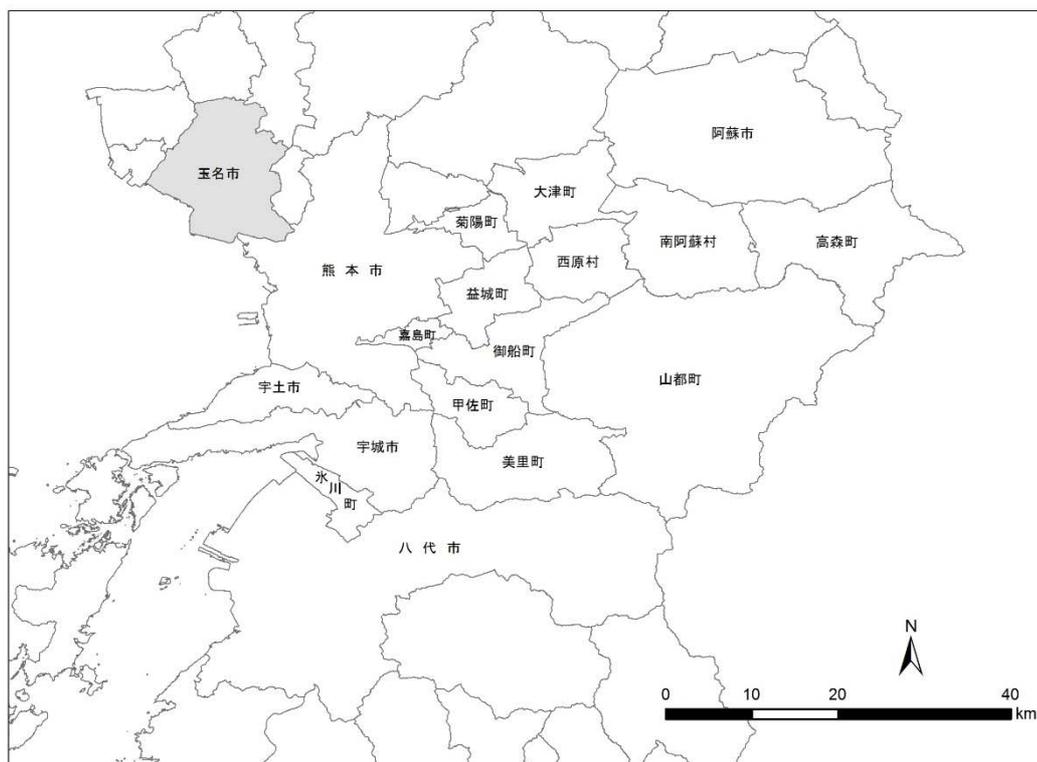
(オ) 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の活用

高森町では、「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の内容は把握しておらず、同ガイドラインを基にした行動計画等の作成はされていませんでした。

(カ) 熊本地震を踏まえた見直し状況

熊本地震を踏まえ、高森町では啓発を含めたリーフレットの作成を検討しています。

⑥ 玉名市



(ア) 災害に備えた動物救護体制の整備状況

玉名市では、災害に備えてペットの受入れに関する方針を定めてはいませんでした。また、避難所・仮設住宅の運営においてもペットに係るルールや注意事項は特にありませんでした。

(イ) 地域防災計画における動物対策の記載状況

玉名市では、地域防災計画において避難所・仮設住宅でのペットの受入れに関する記述や平常時からの飼い主の責任・役割に関する記載、避難訓練におけるペットの同行避難に関する記載は特にありませんでした。

(ウ) 避難所におけるペットの受入れ状況

玉名市では、同行避難について特に検討は行っていませんでしたが、避難所における受入れに際しては、衛生面、動物アレルギー等で他の避難者の迷惑になる可能性があるためルールを定めてペットの受入れを行っていませんでした。具体的には、避難所室内への連れ込みを禁止していました。

(エ) 広報・普及啓発活動

玉名市における広報・普及啓発活動についての情報は得ることができませんでした。

(オ) 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の活用

玉名市では、「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の内容を把握しておらず、同ガイドラインを基にした行動計画等の作成もされていませんでした。

(カ) 熊本地震を踏まえた見直し状況

熊本地震を踏まえ、玉名市ではペットの受入れ可能な避難所の選定とペットについてのマニュアルの検討を進めています。

動物救護活動全体について ～玉名市からのコメント～

<今後必要と考える点>

ペットの連れ込み可能な避難所準備。

NPO法人との連携。



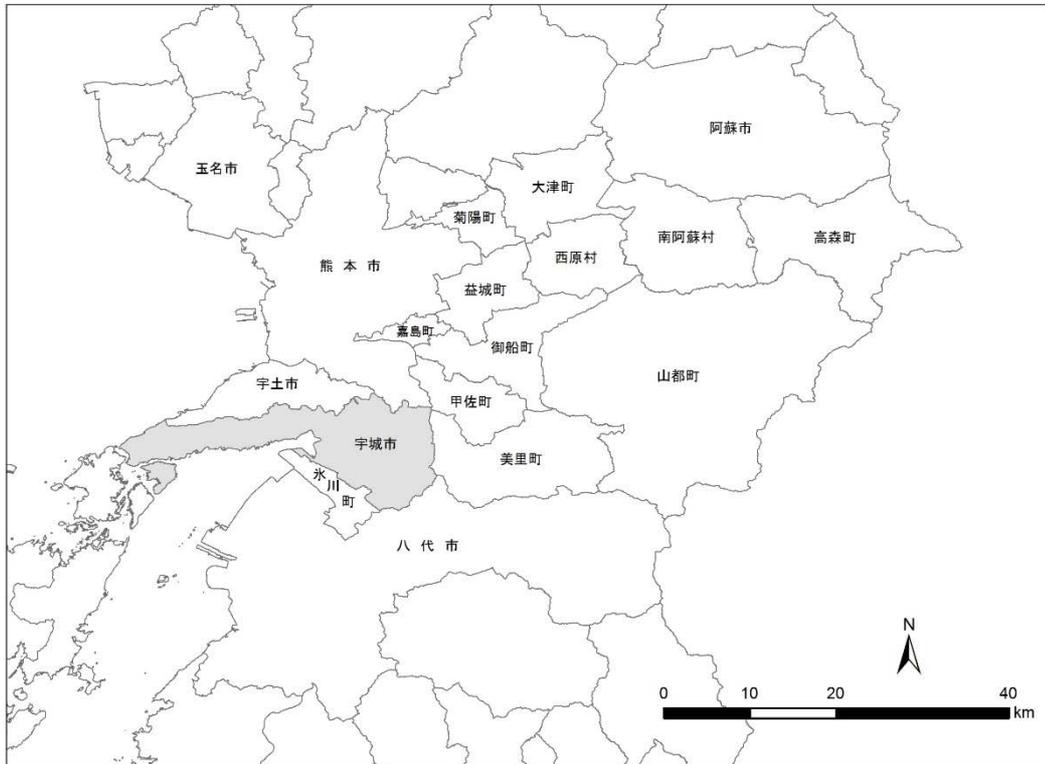
梅林天満宮_破損した鳥居の額と貫部分



玉名市福福祉センター避難者

[写真提供：玉名市]

⑦ 宇城市



(ア) 災害に備えた動物救護体制の整備状況

宇城市では、災害に備えたペットの受入れに関する方針を定めていませんでした。また、避難所・仮設住宅の運営においてもペットに関するルールや注意事項は特にありませんでした。

(イ) 地域防災計画における動物対策の記載状況

宇城市では、地域防災計画において避難所・仮設住宅でのペットの受入れに関する記述や平常時からの飼い主の責任・役割に関する記載、避難訓練におけるペットの同行避難に関する記載は特にありませんでした。

(ウ) 避難所におけるペットの受入れ状況

宇城市では、同行避難について特に検討は行っていませんでしたが、避難所における受入れに際してはルールを定めていました。具体的には、避難所内にペットを受け入れる場所を確保できないことを理由として、避難所でのペットの受入れは行いませんでした。そのため、宇城市内でペットを受け入れた避難所はありませんでした。

(エ) 広報・普及啓発活動

宇城市では、避難所でのペットの受入れを行わなかったためペットを飼養している被災者を対象とした広報・普及啓発は行われませんでした。

(オ) 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の活用

宇城市では、熊本地震以前から「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の内容を把握していましたが、同ガイドラインを基にした行動計画等の作成はされていませんでした。

(カ) 熊本地震を踏まえた見直し状況

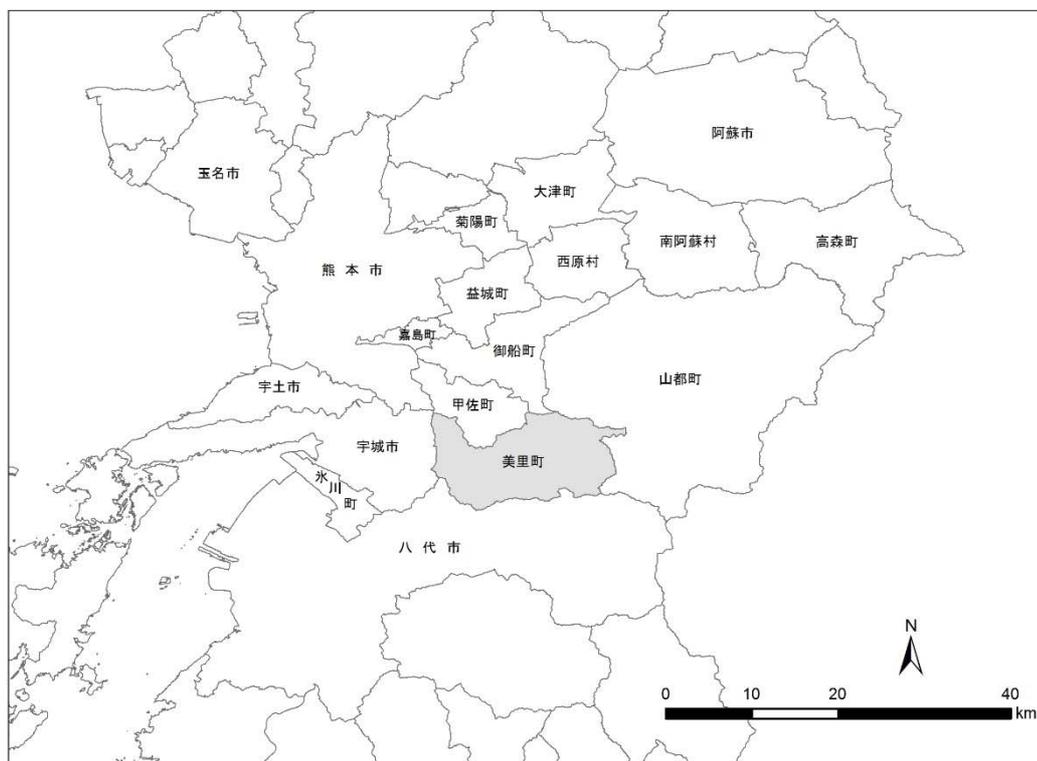
熊本地震を踏まえ、宇城市では地域防災計画や避難所・仮設住宅に関するマニュアル等において、避難時におけるペットの同行避難に関し、ガイドラインに基づく内容追加と避難所におけるペットの管理等の内容追加を検討しています。

動物救護活動全体について ～宇城市からのコメント～

<今後必要と考える点>

ペットを受け入れる場所の確保。

⑧ 美里町



(ア) 災害に備えた動物救護体制の整備状況

美里町では、災害に備えて避難所でのペットの受入れに関して「庁舎の避難所においては、登録及び狂犬病予防注射をした犬のみ受入れ、それ以外の避難所では受入れはしない」という方針を定めていました。また、仮設住宅においては室内飼養を原則として定めていました。仮設住宅の運営においてはペット飼養者と非飼養者が共に快適に暮らせるようにペット飼養に関するルールや注意事項を設けていました。

(イ) 地域防災計画における動物対策の記載状況

美里町では、地域防災計画において砥用庁舎（美里町庁舎）でのみペットの受入れを可能とすることを定めていました。一方、平常時からの飼い主の責任・役割に関する記載、避難訓練におけるペットの同行避難に関する記述はありませんでした。

(ウ) 避難所におけるペットの受入れ状況

美里町では、同行避難についてペットと一緒に避難し、避難後は避難先の施設のルールに従い飼養管理するという理解の下、避難所における受入れルールを定めていました。具体的には、万が一、人に噛みついてしまった時の安全のために理由として、登録と狂犬病予防注射がされている犬であることを条件として同行避難者の受入れを行っていました。

美里町の避難所でのペットの受入れ状況の内訳については分かっていませんが、避難所におけるペットに関するトラブルは報告されていません。

(エ) 広報・普及啓発活動

美里町では、避難所における適正なペットの飼養管理等について被災者への広報・普及啓発は行っていませんでした。

(オ) 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の活用

美里町では、「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の内容を把握しておらず、同ガイドラインを基にした行動計画等の作成もされていませんでした。

(カ) 熊本地震を踏まえた見直し状況

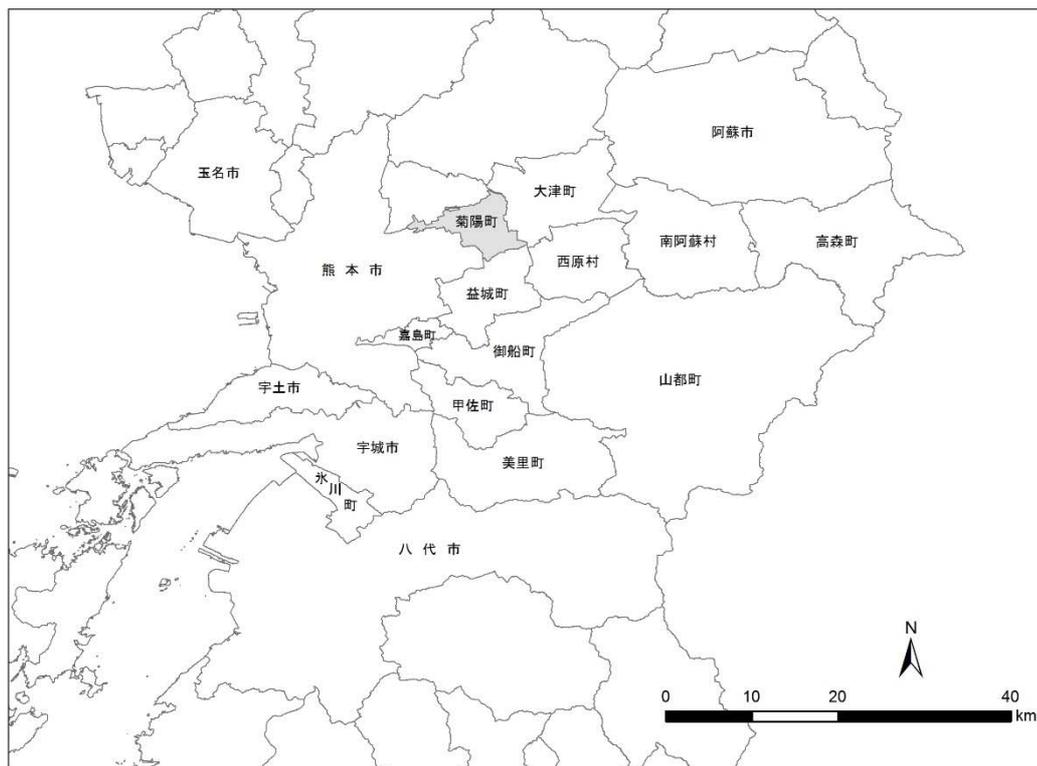
熊本地震を踏まえ、美里町では地域防災計画や避難所・仮設住宅に関するマニュアル等において、ペットに関する記載内容の見直しや追加を行う予定は現時点（平成 28 年 10 月 31 日）ではありません。

動物救護活動全体について ～美里町からのコメント～

<今後必要と考える点>

マニュアル等に記載してある事項を活用することによって、よりスムーズな広報ができるようになる。

⑨ 菊陽町



(ア) 災害に備えた動物救護体制の整備状況

菊陽町では、災害に備えてペットの受入れに関して「避難所ではトラブル防止のため避難所建物内にペットは入れない」、「仮設住宅においては室内飼いに限りペットの飼養を受け入れる」という方針を定めていました。一方、避難所・仮設住宅の運営においてペットに関するルールや注意事項は特にありませんでした。

(イ) 地域防災計画における動物対策の記載状況

菊陽町では、地域防災計画において避難所・仮設住宅でのペットの受入れに関する記述や平常時からの飼い主の責任・役割に関する記載、避難訓練におけるペットの同行避難に関する記載は特にありませんでした。

(ウ) 避難所におけるペットの受入れ状況

菊陽町では、同行避難についてペットと一緒に避難し、ペットは外や車内で飼養管理するという理解の下、避難所における受入れルールを定めていました。具体的には、鳴き声や臭い、アレルギーなどで他の避難者にストレスを与えることを理由として、建物内にはペットを入れないことを条件として同行避難者の受入れを行っていました。

菊陽町では、避難所で被災者がペットを飼養するための配慮として、犬猫用の餌やおむつの配布を行いました。菊陽町の避難所のペット受入れ頭数については把握できていませんが、避難所におけるペットに関するトラブルが報告されています（表 2-2-4）。

表 2-2-4 菊陽町の避難所におけるペットに関するトラブルと対応事例

	内容	対処
事例 1	職員の注意を無視し、避難所内に犬を連れ込んだ人がいた。犬は無駄吠えをしたり、走り回ったりし、他の避難者に過度なストレスを与えた。	犬だけ別室に移動した。 別室は床や壁などがボロボロになった。
事例 2	事例 1 の様に、職員や避難者の声を無視し、犬や猫を避難所内に連れ込んだケースが数件あり。他人の動物と同じ空間で生活することを嫌がる声が多く聞かれた。	特になし。

(エ) 広報・普及啓発活動

菊陽町における広報・普及啓発活動についての情報は得ることができませんでした。

(オ) 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の活用

菊陽町では、熊本地震以前から「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の内容を把握していましたが、同ガイドラインを基にした行動計画等の作成はされていませんでした。

(カ) 熊本地震を踏まえた見直し状況

熊本地震を踏まえ、菊陽町では地域防災計画や避難所・仮設住宅に関するマニュアル等において、ペットに関する記載内容の見直しや追加を行う予定は現時点（平成 28 年 10 月 31

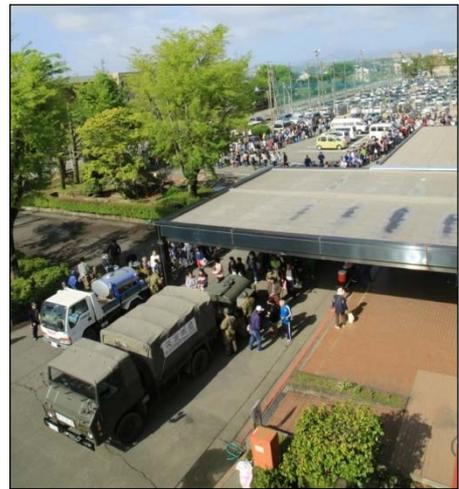
日)ではありません。



倒壊した家屋



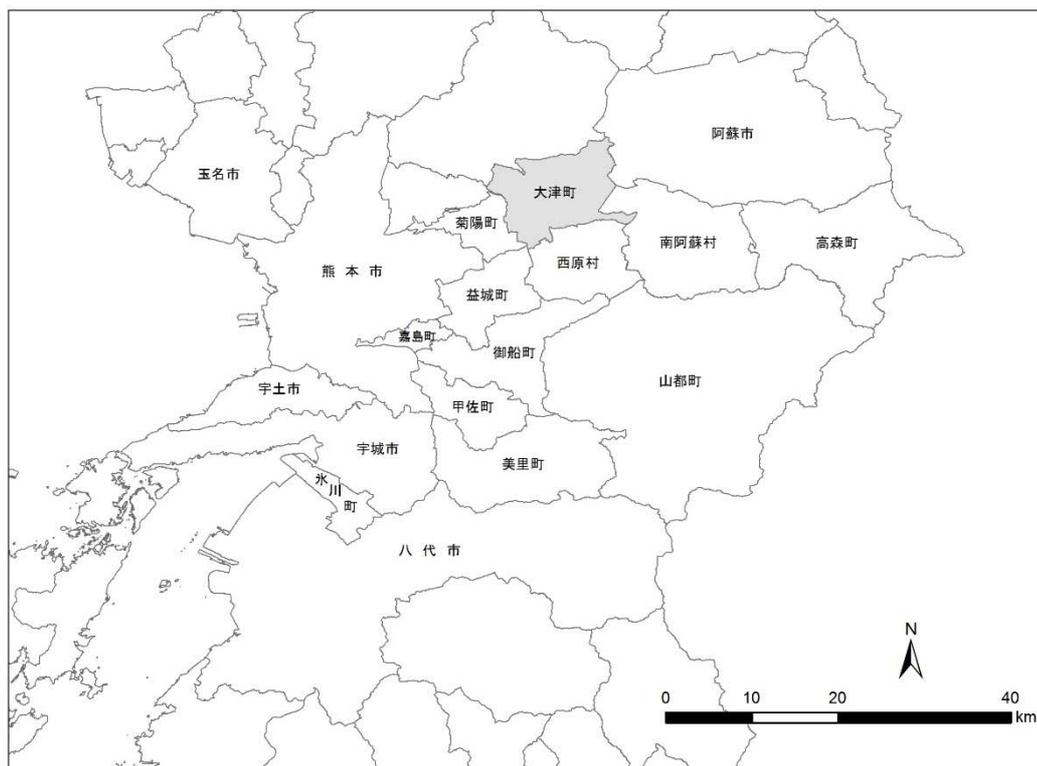
発災直後の役場の状況



自衛隊による支援

[写真提供：菊陽町]

⑩ 大津町



(ア) 災害に備えた動物救護体制の整備状況

大津町では、災害に備えたペットの受入れに関する方針を定めていませんでした。また、避難所・仮設住宅の運営においてもペットに関するルールや注意事項は特にありませんでした。

(イ) 地域防災計画における動物対策の記載状況

大津町では、地域防災計画において避難所でのペットの受入れについて定めていませんでした。また、仮設住宅でのペットの受入れに関する記述や平常時からの飼い主の責任・役割に関する記載、避難訓練におけるペットの同行避難に関する記載も特にありませんでした。

(ウ) 避難所におけるペットの受入れ状況

大津町では、同行避難について、ペットと一緒に避難し、避難後は避難先の施設のルールに従い飼養管理するという方針でしたが、避難所における受入れに際して条件などは定めていませんでした。大津町の避難所での同行避難の受入れ状況についての詳細は分かっていませんが、避難所におけるペットに関するトラブルは報告されませんでした。

(エ) 広報・普及啓発活動

大津町における広報・普及啓発活動についての情報は得ることができませんでした。

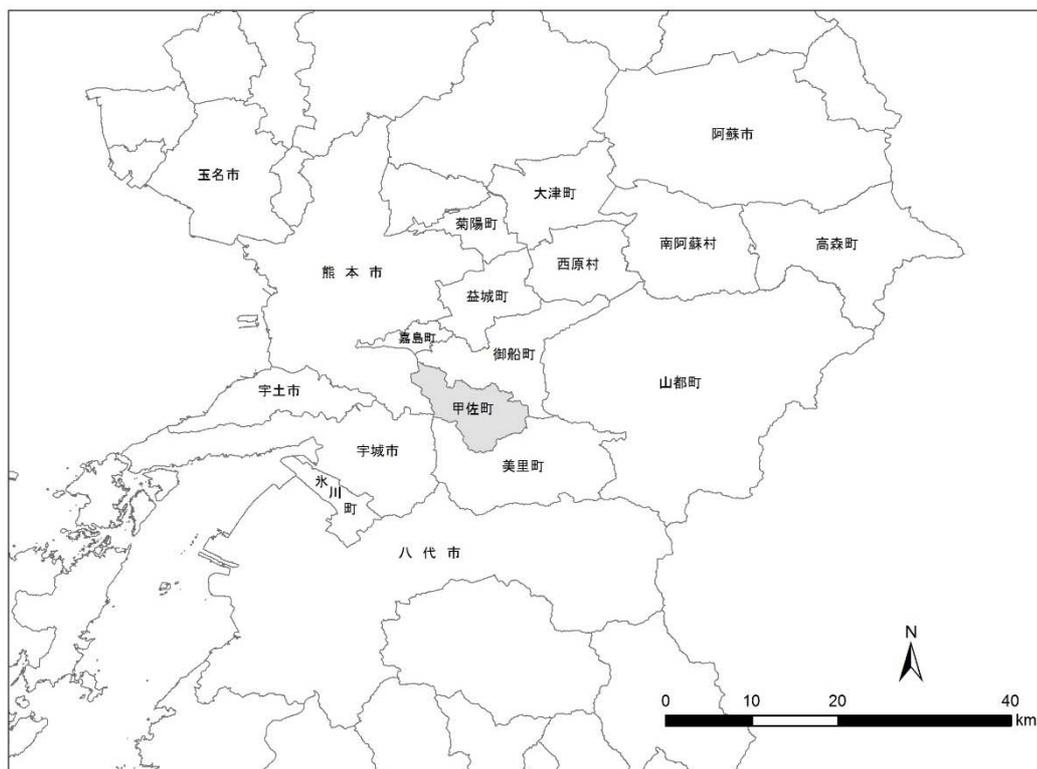
(オ) 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の活用

大津町では、熊本地震以前に「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の内容は把握しておらず、同ガイドラインを基にした行動計画等も作成はされていませんでした。

(カ) 熊本地震を踏まえた見直し状況

大津町では、熊本地震を踏まえた地域防災計画や避難所・仮設住宅に関するマニュアル等でのペットに関する記載内容の追加や見直しを行う予定は現時点（平成 28 年 10 月 31 日）では立っていません。

⑪ 甲佐町



(ア) 災害に備えた動物救護体制の整備状況

甲佐町では、災害に備えたペットの受入れに関する方針を定めていませんでした。避難所運営においてもペットに関するルールや注意事項は特にありませんでしたが、仮設住宅の運営管理においては、仮設住宅でペットを飼う場合は室内飼養を基本とし、外に出す場合は、犬・猫ともにリードを装着することを定めていました。

(イ) 地域防災計画における動物対策の記載状況

甲佐町では、地域防災計画において避難所・仮設住宅でのペットの受入れに関する記述や平常時からの飼い主の責任・役割に関する記載、避難訓練におけるペットの同行避難に関する記載は特にありませんでした。

(ウ) 避難所におけるペットの受入れ状況

甲佐町では、同行避難について特に検討は行っておらず、避難所における受入れルールも定めていませんでした。また、甲佐町の避難所ではペットの受入れはありませんでした。

(エ) 広報・普及啓発活動

甲佐町における広報・普及啓発活動についての情報は得ることができませんでした。

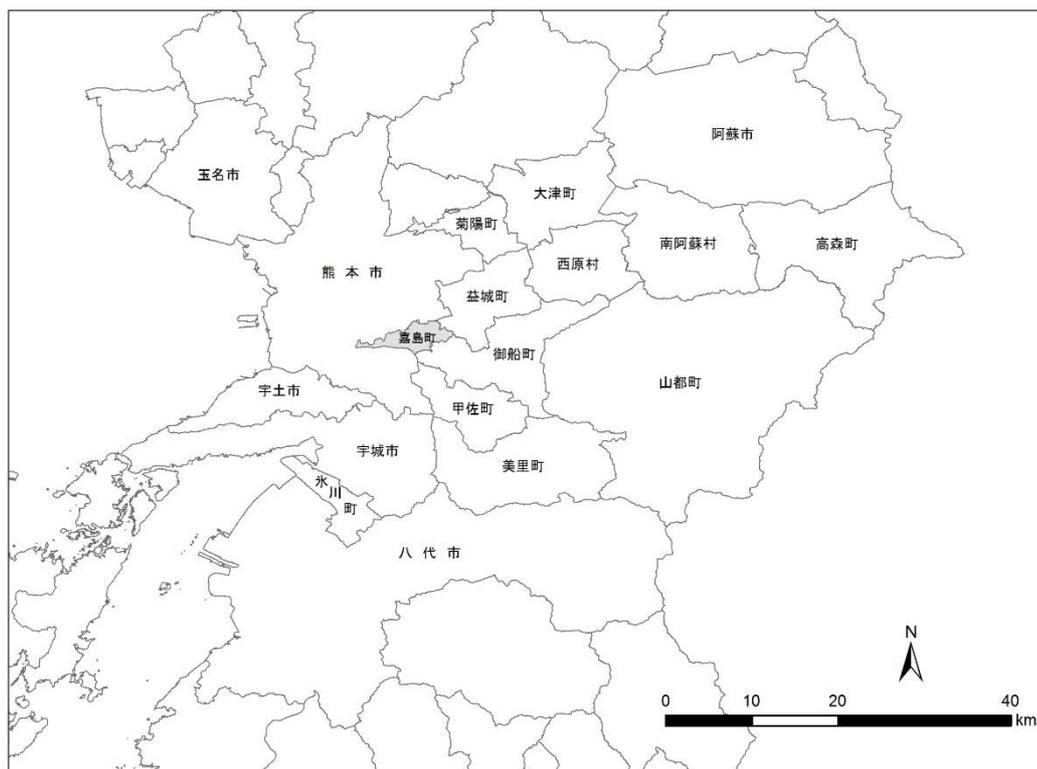
(オ) 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の活用

甲佐町では、熊本地震以前から「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の内容を把握していましたが、同ガイドラインを基にした行動計画等の作成はされていませんでした。

(カ) 熊本地震を踏まえた見直し状況

熊本地震を踏まえ、甲佐町では地域防災計画や避難所・仮設住宅に関するマニュアル等において、ペットに関する記載内容の見直しや追加を行う予定は現時点（平成 28 年 10 月 31 日）ではありません。

⑫ 嘉島町



(ア) 災害に備えた動物救護体制の整備状況

嘉島町では、災害に備えてペットの受入れに関する方針を定めており、仮設住宅において申し込み時にペットの有無を確認し、鍵渡し時に各々説明することを定めていました。また、避難所・仮設住宅の運営管理に関するマニュアル等においては室内でゲージに入れて飼養することを定めていました。

(イ) 地域防災計画における動物対策の記載状況

嘉島町では、地域防災計画において避難所・仮設住宅でのペットの受入れに関する記述や平常時からの飼い主の責任・役割に関する記載、避難訓練におけるペットの同行避難に関する記載は特にありませんでした。

(ウ) 避難所におけるペットの受入れ状況

嘉島町では、同行避難についてペットと一緒に避難し、避難後も常に飼い主と同じスペースで飼養管理するという理解の下、避難所における受入れルールを定めていました。具体的には、他人に迷惑がかからないようにするため、室内でゲージに入れて飼うように同行避難者に指導してペットの受入れを行っていました。

嘉島町の避難所でのペット受入れ頭数は把握できていませんが、嘉島町では避難所におけるペットに関するトラブルは報告されていません。また、嘉島町の 11 の仮設住宅では、のべ犬 20 頭、猫 13 頭のペットを受けたことが分かっています。

(エ) 広報・普及啓発活動

嘉島町では、避難所や管轄地域全域における適正なペットの飼養管理等について、保健所と現場で指導を行っていました。

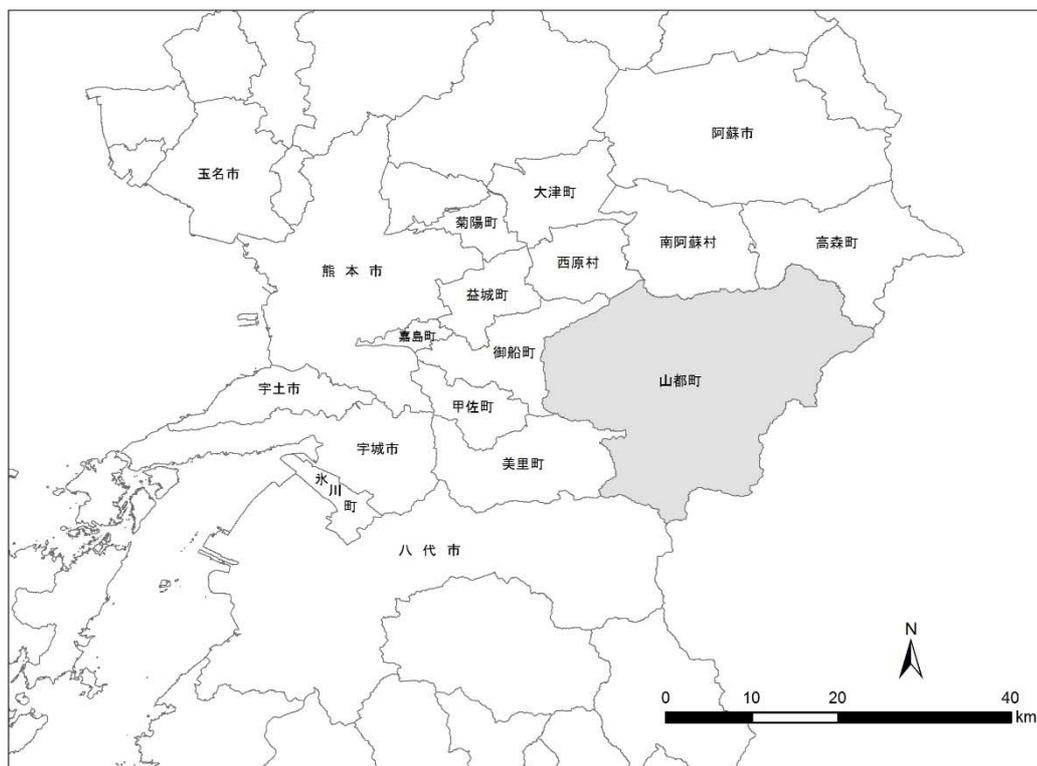
(オ) 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の活用

嘉島町では、熊本地震以前から「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の内容を把握していましたが、同ガイドラインを基にした行動計画等の作成はされていませんでした。

(カ) 熊本地震を踏まえた見直し状況

熊本地震を踏まえ、嘉島町では地域防災計画や避難所・仮設住宅に関するマニュアル等において、ペットに関する記載内容の見直しや追加を行う予定は現時点（平成 28 年 10 月 31 日）ではありません。

⑬ 山都町



(ア) 災害に備えた動物救護体制の整備状況

山都町では、災害に備えたペットの受入れに関する方針を定めていませんでした。また、避難所・仮設住宅の運営においてもペットに関するルールや注意事項は特にありませんでした。

(イ) 地域防災計画における動物対策の記載状況

山都町では、地域防災計画において避難所・仮設住宅でのペットの受入れに関する記述や平常時からの飼い主の責任・役割に関する記載、避難訓練におけるペットの同行避難に関する記載は特にありませんでした。

(ウ) 避難所におけるペットの受入れ状況

山都町では、同行避難について特に検討は行っていませんでしたが、避難所におけるペットの受入れに際してはルールを定めていました。具体的には、アレルギー等の心配を理由として、避難所室内へのペットの連れ込みを禁止していました。

山都町の避難所でのペット受入れ頭数は把握できていませんが、山都町では避難所におけ

るペットに関するトラブルは報告されていません。

(エ) 広報・普及啓発活動

山都町における広報・普及啓発活動についての情報は得ることができませんでした。

(オ) 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の活用

山都町では、熊本地震以前から「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の内容を把握していましたが、同ガイドラインを基にした行動計画等の作成はされていませんでした。

(カ) 熊本地震を踏まえた見直し状況

熊本地震を踏まえ、山都町では地域防災計画や避難所・仮設住宅に関するマニュアル等において、ペットに関する記載内容の見直しや追加を行う予定は現時点（平成 28 年 10 月 31 日）ではありません。

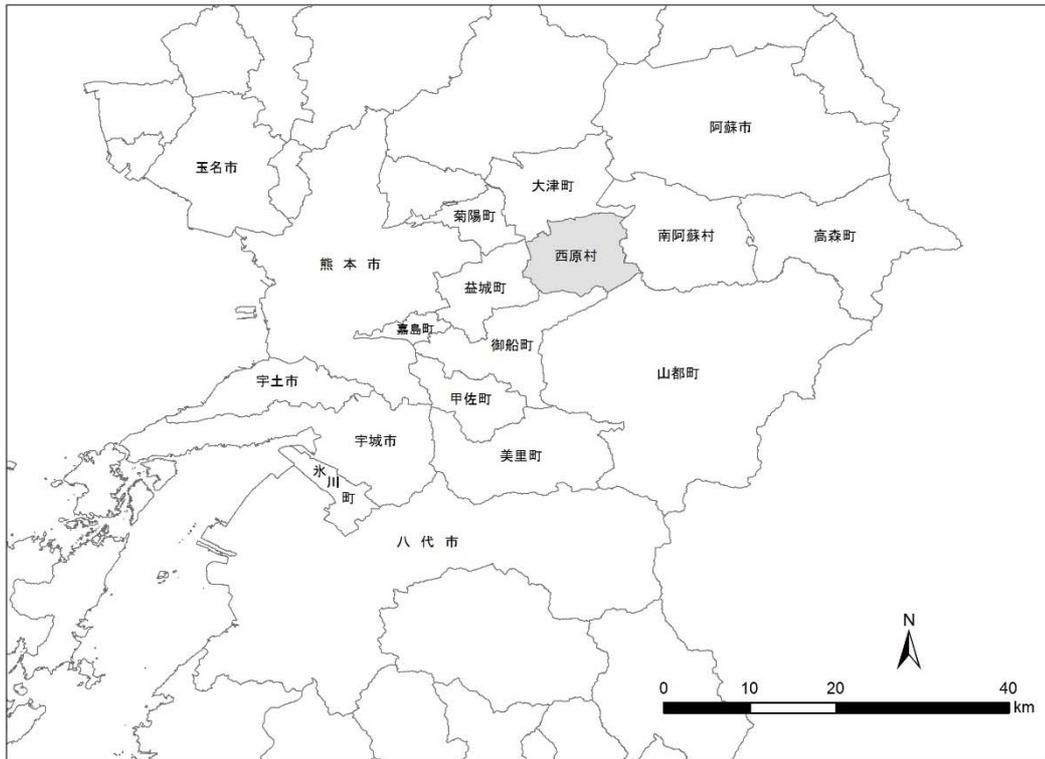
動物救護活動全体について ～山都町からのコメント～

<今後必要と考える点>

現状としては、避難所・仮設住宅へのペットの連れ込みを禁止しているのみである。本町では、今回の震災による被害は比較的になく、ペットの同行避難に関して大きな支障はなかったが、ペットを連れた避難者を受け入れる基本的な体制について検討しておく必要がある。

また、地域が管理する施設（公民館など）へのペット同行避難も想定されるため、広報・普及啓発が必要だと思われる。

⑭ 西原村



(ア) 災害に備えた動物救護体制の整備状況

西原村では、災害に備えたペットの受入れに関する方針を定めていませんでした。また、避難所・仮設住宅の運営においてもペットに関するルールや注意事項は特にありませんでした。

(イ) 地域防災計画における動物対策の記載状況

西原村では、地域防災計画において避難所・仮設住宅でのペットの受入れに関する記述や平常時からの飼い主の責任・役割に関する記載、避難訓練におけるペットの同行避難に関する記載は特にありませんでした。

(ウ) 避難所におけるペットの受入れ状況

西原村では、同行避難について特に検討は行っていませんでしたが、同行避難はペットと一緒に避難し、避難後は避難先の施設のルールに従い飼養管理するものという理解の下、受入れ方針を定めていました。実際の避難所でのペット同行避難者の受入れ状況については把握できていません。

(エ) 広報・普及啓発活動

西原村では、避難所でのペットを飼養している被災者を対象とした広報・普及啓発は行われませんでした。

(オ) 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の活用

西原村では、熊本地震以前から「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の内容を把握していましたが、同ガイドラインを基にした行動計画等の作成はされていませんでした。

(カ) 熊本地震を踏まえた見直し状況

熊本地震を踏まえ、西原村では地域防災計画や避難所・仮設住宅に関するマニュアル等において、同行避難や避難所と仮設住宅におけるペットの取り扱いについて内容追加を検討しています。

この問い合わせを受け、避難所から少し離れた役場の1室をペット同伴用に開放する準備をしていたことも分かっています。

(エ) 広報・普及啓発活動

御船町では、避難所でのペットの受入れを行わなかったためペットを飼養している被災者を対象とした広報・普及啓発は行われませんでした。

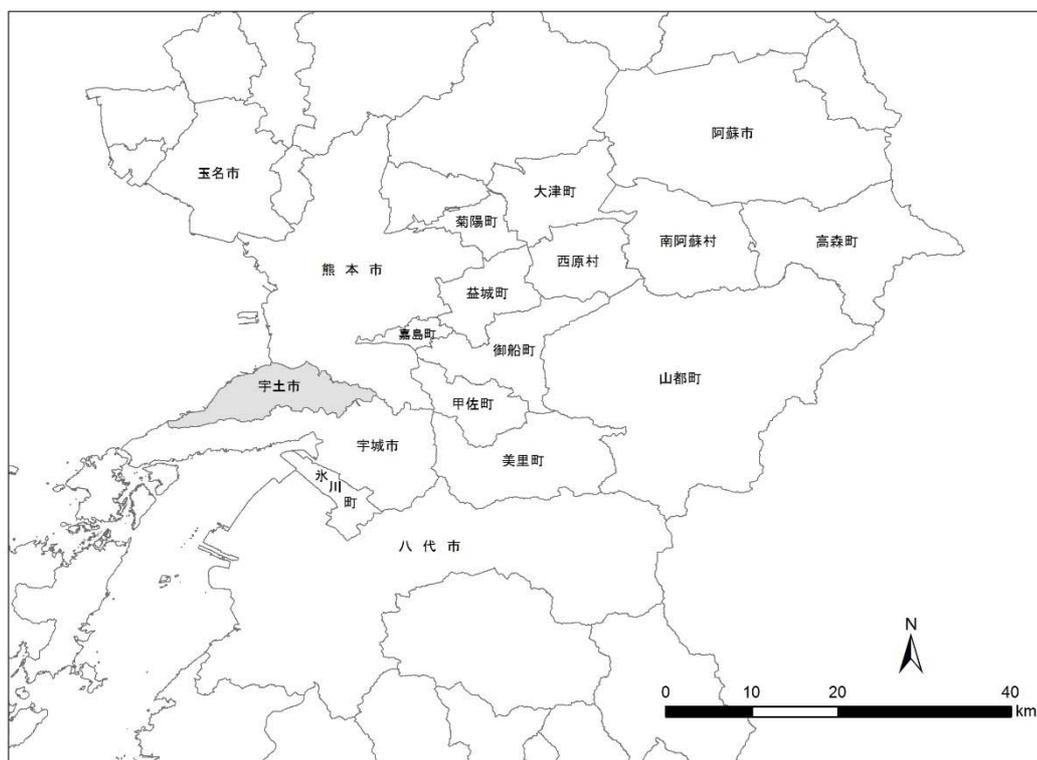
(オ) 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の活用

御船町では、熊本地震以前から「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の内容を把握していましたが、同ガイドラインを基にした行動計画等の作成はされていませんでした。

(カ) 熊本地震を踏まえた見直し状況

熊本地震を踏まえ、御船町では地域防災計画や避難所・仮設住宅に関するマニュアル等において、避難所や仮設住宅等でのペット対応についての内容追加を検討しています。

⑯ 宇土市



(ア) 災害に備えた動物救護体制の整備状況

宇土市では、災害に備えたペットの受入れに関する方針を定めていませんでした。また、避難所・仮設住宅の運営においてもペットに関するルールや注意事項は特にありませんでした。

(イ) 地域防災計画における動物対策の記載状況

宇土市では、地域防災計画において避難所・仮設住宅でのペットの受入れに関する記述や平常時からの飼い主の責任・役割に関する記載、避難訓練におけるペットの同行避難に関する記載は特にありませんでした。

(ウ) 避難所におけるペットの受入れ状況

宇土市では、同行避難について特に検討は行っておらず、避難所での同行避難者の受入れ方針についても特に考えられていませんでした。

宇土市の避難所での同行避難の受入れ状況についての詳細は分かっていません。

(エ) 広報・普及啓発活動

宇土市における広報・普及啓発活動についての情報は得ることができませんでした。

(オ) 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の活用

宇土市では、熊本地震以前に「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の内容は把握しておらず、同ガイドラインを基にした行動計画等も作成はされていませんでした。

(カ) 熊本地震を踏まえた見直し状況

熊本地震を踏まえ、宇土市では地域防災計画や避難所・仮設住宅に関するマニュアル等において、ペットに関する記載内容の見直しや追加を行う予定は現時点（平成 28 年 10 月 31 日）ではありません。

3. 動物救護活動を支えたもの

3. 動物救護活動を支えたもの

(1) 人的支援

① 自治体が係る支援

熊本地震では、役場等の自治体の施設も被害を受け、うまく機能していない中での支援が行われました。動物救護の活動においては、被災地域の自治体の多くが管轄内の動物愛護団体や動物愛護推進員等へ協力を依頼したり、一般募集を行い、希望者からの自己申告を受けるなどして、ボランティアを確保していました。平時から地域で活動している動物愛護団体や動物愛護推進員においては、地域の状況を把握している場合が多く、自治体にとっても支援を任せやすかったことが分かっています。一方で、自治体から要請を受けた地域の動物愛護団体や動物愛護推進員自信も被災していたことから、思うように活動が進まない面があったことも分かっています。また、外部からのボランティアの受入れ、配置等においては、円滑な管理を行う上での課題があったことが報告されています。

② 獣医師会が係る支援

- ・(公社)福岡県獣医師会に対し、福岡 V-MAT の派遣を要請し、4月24日から5月8日までの15日間延べ61名(獣医師50、動物看護師11)が派遣され、救急診療、被災ペットの健康相談、避難所巡回、物資輸送など初期の救護活動を行いました。
- ・宮崎大学農学部長に対し獣医師の派遣を要請し、4月23日から5月15日まで延べ7日、17名(獣医師16、動物看護師1)と移動診療車が派遣され、避難所での救急診療や被災ペットの健康相談等に対応しました。
- ・九州地区獣医師会連合会会長に対し、獣医師の派遣を要請し、獣医師述べ9名が派遣され、主に被災ペットの健康相談等に対応しました。
- ・(公社)福岡県獣医師会を通して、アニコムホールディング(株)に移動診療車を派遣要請し、述べ14名のスタッフが移動診療車による避難所等での救急診療と健康相談等に対応しました。
- ・(公社)日本獣医師会より、5月1日から6月14日までの間、現地本部の支援として獣医師8名、事務職1名が派遣され、救護本部の立上げ準備や必要な資材の購入、被災ペットの健康相談、本部での一時預かり電話相談への対応等、多方面にわたり支援を行いました。
- ・(一社)熊本県獣医師会災害救護対策本部を設置(4月22日)し、初期の被災動物支援態勢を整備しました。
- ・会員の中から支援可能な会員をリストアップし、避難所等での被災動物の応急診療や健康相談、常設の健康相談コーナー(2箇所)での対応を行いました。
 - ・会員の中で自主的に支援チームを結成し、各被災地や避難場所等での被災動物の応急的診療や健康相談を行ったほか、車中泊の被災者へ熱中症の予防やエコノミー症候群防止の声かけに当たりました。
- ・被災した地域が限局的であったことから、多くの会員の動物病院が一時預かりに協力しました。

- ・九州地区獣医師会連合会で実施している熊本地震ペット救援センター（大分県九重町）へ入所している被災動物への獣医療提供のため、会員獣医師を派遣しました。

表 3-1-1 （一社）熊本県獣医師会における熊本地震対応経過

月 日	内容
4月14日	21:26 益城町を震源とした熊本地方地震発生 震度7 (M6.5)
4月15日	各支部長、事務担当者あて会員の被害状況調査依頼（メール及びFAX） （公社）日本獣医師会あて被害状況（速報）報告 畜産会館の被害大
4月16日	01:25 震度7 (M7.3) 事務所の被害 キャビネット、机等の倒壊あり
4月17日	福岡県V-MATが先遣隊として来熊 ～18日（3名）
4月18日	畜産会館のエレベーター使用不能、事務所の片付けもガラスが散乱し手がつけられない状態
4月19日	（公社）日本獣医師会より先遣隊派遣の連絡
4月20日	（公社）日本獣医師会先遣隊（4名）来熊
4月21日	宮崎大学より獣医療チーム派遣について連絡あり （公社）日本獣医師会義援金専用口座開設
4月22日	（一社）熊本県獣医師会臨時役員・支部長会議（災害対策本部設置に関する件他） 「熊本県獣医師会災害救護対策本部」設置 グランメッセへテント設営依頼 （公社）福岡県獣医師会へVMAT派遣及びアニコムカー派遣依頼 相談コーナー用テント、机、椅子到着 環境省及び熊日新聞社へ誤報対応
4月23日	グランメッセテント設営 ペット相談コーナー設置（宮崎大学：2名） 熊本市役所1階にペット相談コーナー設置（長机1、椅子4） 診療可能病院紹介、一時預かり相談、医薬品等の物資管理開始 環境省誤報訂正
4月24日	ペット相談コーナー及び避難所における巡回相談 グランメッセ（宮崎大学：3名、（一社）熊本県獣医師会：2名） 熊本市役所（（一社）熊本県獣医師会：3名） 避難所（益城町等）（V-MAT：5名、（一社）熊本県獣医師会：5名）
4月25日	アニコムから派遣された移動診療車到着 スタッフ3名 （一財）ペット災害対策推進協会から義援金の取扱の件で来会（3名） 熊本県へペット資材の供給依頼（西原村分） ペット相談コーナー及び避難所における巡回相談 グランメッセ（宮崎大学：1名、（一社）熊本県獣医師会：1名）

	熊本市役所 (V-MAT : 2名)
	避難所 (益城町等) (V-MAT : 2名)
4月26日	アニコムカーによる巡回相談 (1日目) 12件
	西原村小森地区 (アニコムスタッフ : 3名、V-MAT : 1名)
	グランメッセ (宮崎大学 : 1名)
	熊本市役所 ((一社) 熊本県獣医師会 : 1名)
	ペット災害対策推進協会義援金口座開設
4月27日	アニコムカーによる巡回相談 (2日目) 6件
	西原村小森地区 (アニコムスタッフ : 3名、V-MAT : 2名)
	ペット相談コーナー及び避難所における巡回相談
	グランメッセ (V-MAT : 2名)
	熊本市役所 (V-MAT : 2名、 (一社) 熊本県獣医師会 : 1名)
4月28日	アニコムカーによる巡回相談 (3日目)
	益城町総合体育館前 (アニコムスタッフ : 3名、V-MAT : 2名)
	ペット相談コーナー及び避難所における巡回相談
	グランメッセ (V-MAT : 2名 後にアニコムと合流)
	熊本市役所 (V-MAT : 1名、 (一社) 熊本県獣医師会 : 2名)
	宮崎大学へ獣医師派遣要請書提出
4月29日	アニコムカーによる巡回相談 (4日目)
	益城町総合体育館前 (アニコムスタッフ : 3名、V-MAT : 3名)
	ペット相談コーナー及び避難所における巡回相談
	グランメッセ (V-MAT : 2名、 (一社) 熊本県獣医師会 : 1名)
	熊本市役所 (V-MAT : 2名)
4月30日	熊本県獣医師会災害救護対策本部及び支部長会議を開催 (支部会員へ動員依頼、(公社) 日本獣医師会無料診療券の件)
	被災動物無料診療券による診療費支援を決定 200枚配布
	アニコムカーによる巡回相談 (5日目)
	益城町総合体育館前 (アニコムスタッフ : 2名、V-MAT : 1名)
	ペット相談コーナー及び避難所における巡回相談
	グランメッセ (V-MAT : 2名)
	熊本市役所 ((一社) 熊本県獣医師会 : 1名)
5月1日	ペット相談コーナー及び避難所における巡回相談
	グランメッセ (宮崎大学 : 2名、(公社) 日本獣医師会 : 2名)
	熊本市役所 (V-MAT : 2名)
5月2日	ペット相談コーナー及び避難所における巡回相談
	グランメッセ (V-MAT : 1名、(公社) 日本獣医師会 : 1名)
	熊本市役所 (V-MAT : 1名)

5月3日	ペット相談コーナー及び避難所における巡回相談
	グランメッセ (V-MAT : 3名、(公社) 日本獣医師会 : 1名)
	丸川環境大臣対応
	熊本市役所 (V-MAT : 2名)
5月4日	ペット相談コーナー及び避難所における巡回相談
	グランメッセ (V-MAT : 3名、(公社) 日本獣医師会 : 1名)
	熊本市役所 (V-MAT : 2名)
5月5日	ペット相談コーナー及び避難所における巡回相談
	グランメッセ (V-MAT : 3名、(公社) 日本獣医師会 : 1名)
	熊本市役所 (V-MAT : 2名)
	対策本部設置の件で県庁と打ち合わせ ((公社) 日本獣医師会 : 2名)
5月6日	ペット相談コーナー及び避難所における巡回相談
	グランメッセ (V-MAT : 2名)
	熊本市役所 (V-MAT : 1名、(公社) 日本獣医師会 : 1名)
5月7日	ペット相談コーナー及び避難所における巡回相談
	グランメッセ (V-MAT : 2名)
	熊本市役所 (V-MAT : 1名、(公社) 日本獣医師会 : 1名、(一社) 熊本県獣医師会 : 1名)
5月8日	ペット相談コーナー及び避難所における巡回相談
	グランメッセ (V-MAT : 2名、宮崎大学 : 2名、(公社) 日本獣医師会 : 1名、(一社) 熊本県獣医師会 : 1名)
	熊本市役所 (V-MAT : 1名、宮崎大学 : 1名)
5月9日	ペット相談コーナー及び避難所における巡回相談
	グランメッセ ((公社) 日本獣医師会 : 2名、(一社) 熊本県獣医師会 : 2名)
	熊本市役所 (休み)
	対策本部専用電話回線設置
5月10日	ペット相談コーナー及び避難所における巡回相談
	グランメッセ ((公社) 日本獣医師会 : 1名、(一社) 熊本県獣医師会 : 2名)
	熊本市役所 ((一社) 熊本県獣医師会 : 1名)
5月11日	ペット相談コーナー及び避難所における巡回相談
	(一社) 日本小動物獣医師会役員来熊
	グランメッセ ((一社) 熊本県獣医師会 : 2名)
	熊本市役所 ((公社) 日本獣医師会 : 1名、(一社) 熊本県獣医師会 : 1名) 井上環境副大臣対応
5月12日	ペット相談コーナー及び避難所における巡回相談
	グランメッセ ((公社) 日本獣医師会 : 1名、九州地区獣医師会連合会 : 1名)
	熊本市役所 ((一社) 熊本県獣医師会 : 2名)

	益城町総合運動公園敷地内のペット避難施設設置に伴う入所する動物の外部寄生虫の駆除、健康チェック等の要望あり
5月13日	ペット相談コーナー及び避難所における巡回相談
	グランメッセ（（公社）日本獣医師会：2名、（一社）熊本県獣医師会：1名）
	熊本市役所（九州地区獣医師会連合会：1名、（一社）熊本県獣医師会：1名）
5月14日	ペット相談コーナー及び避難所における巡回相談
	グランメッセ（（公社）日本獣医師会：1名、（一社）熊本県獣医師会：1名）
	熊本市役所（（一社）熊本県獣医師会：1名）
5月15日	ペット相談コーナー及び避難所における巡回相談
	グランメッセ（（公社）日本獣医師会：1名、（一社）熊本県獣医師会：1名）
	熊本市役所（休み）
	宮崎大学派遣移動診療車（わんにゃん号）西原村小森地区（宮崎大学：5名、（一社）熊本県獣医師会：1名）
5月16日	ペット相談コーナー及び避難所における巡回相談
	グランメッセ（九州地区獣医師会連合会：1名、（一社）熊本県獣医師会：1名）
	益城町総合体育館巡回（九州地区獣医師会連合会：1名）
	熊本市役所（（公社）日本獣医師会：1名、九州地区獣医師会連合会：1名、（一社）熊本県獣医師会：1名）
	※熊本市役所の相談コーナー終了 撤去した資材は市役所に保管依頼
5月17日	ペット相談コーナー及び避難所における巡回相談
	グランメッセ（（公社）日本獣医師会：1名、九州地区獣医師会連合会：1名、（一社）熊本県獣医師会：1名）
5月18日	（公社）日本獣医師会会長あて災害救護支援依頼文発出（熊獣第50号）
	九州地区獣医師会連合会会長あて獣医師派遣依頼文発出（熊獣第49号）
	ペット相談コーナー及び避難所における巡回相談
	グランメッセ（（公社）日本獣医師会：1名、九州地区獣医師会連合会：1名、（一社）熊本県獣医師会：1名）
	益城町総合体育館避難所に併設の犬猫飼養施設へのペット移動
	（一社）熊本県獣医師会熊本市支部より、3名獣医師による健診及び外部寄生虫駆除
5月19日	ペット相談コーナー及び避難所における巡回相談
	グランメッセ（（公社）日本獣医師会：1名、九州地区獣医師会連合会：1名、（一社）熊本県獣医師会：1名）
	熊本県被災動物救護本部立上げ事前検討会（畜産会館）
	【出席者】（公社）日本獣医師会：2名、（一社）熊本県獣医師会：1名、（一財）ペット災害対策推進協会：3名、熊本県：3名、熊本市：2名、環境省：2名

5月20日	ペット相談コーナー及び避難所における巡回相談
	グランメッセ（（公社）日本獣医師会：1名、九州地区獣医師会連合会：2名、（一社）熊本県獣医師会：1名）
	※相談コーナー継続の必要性を検討した結果、日曜日のみ開設することに決定
5月21日	ペット相談コーナー及び避難所における巡回相談
	グランメッセ（（公社）日本獣医師会：1名、（一社）熊本県獣医師会：1名）
5月22日	ペット相談コーナー及び避難所における巡回相談
	グランメッセ（（公社）日本獣医師会：1名、（一社）熊本県獣医師会：1名）
5月23日	NHK 熊本放送局へ相談コーナーの変更について連絡
	ペット相談コーナー及び避難所における巡回相談 23日～28日まで休み
	本部事務局において電話相談に切り替え
	電話相談対応：（公社）日本獣医師会：1名
5月24日	電話相談対応：（公社）日本獣医師会：1名
5月25日	現地本部情報交換会及び救護本部設置検討会（第1回ペット救護本部会議）
	【出席者】（公社）日本獣医師会：1名、（一社）熊本県獣医師会：1名、熊本県：3名、熊本市：2名、福岡県：2名、環境省：2名
	救護本部名称を熊本地震ペット救護本部とする（5月27日に報道プレス）
	熊本県知事及び九州知事会会長あて熊本地震災害救援活動支援について依頼文发出（熊獣第50-1号）
	電話相談対応：（公社）日本獣医師会派遣：1名
5月26日	（公社）日本獣医師会：2名
	北九州市獣医師会文書发出、大分県に FAX
	宮崎大学より今後の「わんにゃん号」の出動について問合せあり
	回答：当分の間、派遣要請を中断する旨の回答を出す
5月27日	電話相談対応：（公社）日本獣医師会：1名
5月28日	電話相談対応：（公社）日本獣医師会：1名
5月29日	ペット相談コーナー及び避難所における巡回相談
	グランメッセ（（公社）日本獣医師会：1名、（一社）熊本県獣医師会：1名）
	ペット相談コーナー最終日 以後電話相談に切り替え
5月30日	電話相談対応：（公社）日本獣医師会：1名
5月31日	電話相談対応：（公社）日本獣医師会：1名
6月1日	平成28年度第1回役員支部長合同会議において熊本地震への対応状況を報告
	電話相談対応：（公社）日本獣医師会：1名
6月2日	電話相談対応：（公社）日本獣医師会：2名
	第2回熊本地震ペット救護本部会議（畜産会館）
	・（一社）九州動物福祉協会を熊本地震ペット救護本部に組み入れ本部メンバーとする

	<ul style="list-style-type: none"> 九州災害時動物救援センター（熊本地震ペット救援センター）6月5日開所式
	熊本地震ペット救援センターへの第一次入所日を6月5日とする
	・事務局専任スタッフの配置及び業務内容
	・救援センターの受入れ条件等について
	・狂犬病予防注射の特例措置について他
6月3日	電話相談対応：（公社）日本獣医師会：1名、（一社）熊本県獣医師会：1名
6月4日	電話相談対応：（公社）日本獣医師会：1名、（一社）熊本県獣医師会：1名
6月5日	熊本地震ペット救援センター開所式（大分県九重町）
	【出席者】（一社）熊本県獣医師会：3名
	・第一次入所 犬：4頭、猫：4頭
6月6日	電話相談対応：（公社）日本獣医師会：1名、（一社）熊本県獣医師会：1名
	会員病院における被災動物の預かり状況調査依頼（熊獣第68号）
6月7日	電話相談対応：（公社）日本獣医師会：1名、（一社）熊本県獣医師会：1名
	会員に対し被災見舞いに係る被災状況調査依頼文発出（熊獣第69号）
6月8日	電話相談対応：（公社）日本獣医師会：2名、（一社）熊本県獣医師会：1名
6月9日	電話相談対応：（公社）日本獣医師会：1名
	九州地区獣医師会連合会会長事務局長会議において、経過報告と九州地区獣医師会連合会としての対応を協議
6月10日	第3回熊本地震ペット救護本部会議（畜産会館）
	・熊本地震ペット救援センター（九重町）の現況
	・本部運営にかかる事務員の雇用の件
	・県動物愛護推進協議会の組織加入の件
	・仮設住宅入居者への支援等の件
	・避難所支援として日本ペットサロン協会への支援要請の件
	電話相談対応：（公社）日本獣医師会派遣：1名
6月11日	電話相談対応：（公社）日本獣医師会：1名、（一社）熊本県獣医師会：1名
6月13日	電話相談対応：（公社）日本獣医師会：1名、（一社）熊本県獣医師会：1名
6月14日	電話相談対応：（公社）日本獣医師会：1名、（一社）熊本県獣医師会：1名
	（公社）日本獣医師会派遣獣医師は本日で終了
6月15日	電話相談対応：（一社）熊本県獣医師会：1名
6月16日	第4回熊本地震ペット救護本部会議（畜産会館）
	・各構成団体の取組み状況報告
	・救護本部の事務所運営等→専任職員を雇用
	・環境省からアンケート実施について協力依頼
6月17日	電話相談対応
6月20日	静岡県災害現地視察員への対応
	電話相談対応

	義援金受入れ口座の変更 獣医師会口座→災害救護対策本部名義
6月24日	獣医師会三役会議にてこれまでの経過報告
	第5回ペット救護本部会議
	・各構成団体の取組み状況報告
	・救援センターでのボランティア募集、猫舎の整備計画
	・本部事務局の電話専用回線設置
	・狂犬病予防法特別措置として12月末まで期間延長予定
6月29日	熊本県獣医師会第68回通常総会において対策本部の取組み状況を報告
7月8日	第6回ペット救護本部会議
7月11日	ペット災害対策推進協会専用口座の変更 (一社)熊本県獣医師会→ペット救護本部
7月14日	第2回役員支部長会議において経過報告並びに今後の対応について協議
7月22日	第7回ペット救護本部会議
8月4日	獣医師会災害救護対策本部運営委員会 義援金管理委員会
	・これまでの経過報告及び課題
	・義援金配分基準の決定
	・義援金配分案の決定
8月8日	第8回ペット救護本部会議
8月9日	九州地区獣医師会連合会会長・事務局長会議において、経過報告と九州地区獣医師会連合会としての対応を協議
8月10日	獣医師会災害救護対策本部運営委員会 獣医療支援委員会
	・仮設住宅入居者及びペットの相談会への対応について
	・被災動物支援診療券の期限延長に伴う扱いについて
8月25日	大分朝日放送取材対応
8月26日	第9回ペット救護本部会議
8月26日	第2回ペット預かり状況調査(4月14日～8月末)
8月31日	仮設住宅入居被災動物の相談会(甲佐町白旗団地)
9月5日	仮設住宅入居被災動物の相談会(益城町テクノ団地)
9月9日	第10回ペット救護本部会議
9月16日	獣医師会小動物委員会において経過報告及び仮設住宅相談会への協力依頼
9月27日	第11回ペット救護本部会議
10月14日	第13回阿蘇地域被災動物救護対策会議(西原村役場)仮設住宅入居者巡回相談
10月18日	第12回ペット救護本部会議
10月20日	仮設住宅入居被災動物の相談会(宇城市松橋町)
11月4日	第13回ペット救護本部会議
11月6日	ペット救援センターへ獣医師1名派遣(九州地区獣医師会連合会)
11月20日	熊本地震ペット救援センターへのバスツアー

11月29日	第3回役員支部長会議において経過報告
12月5日	第14回ペット救護本部会議
12月19日	第15回ペット救護本部会議
	・ペット災害対策推進協会からの義援金の収支報告
	・ペット救援センターの施設整備（冬季対策）
	・第2回救援センターバスツアーの件
	・29年3月末以降のペットの預かり

表 3-1-2 獣医師会の係る人材派遣

派遣機関	宮崎大学	(公社) 福岡県獣医師会 福岡 VMAT	アニコムホールディングス(株)	(公社) 日本獣医師会	九州地区獣医師会 連合会
派遣期間	4月23日～5月15日	4月24日～5月8日	4月26日～4月30日	5月1日～6月14日	5月12日～5月20日
派遣人員 (延べ)	17人	61人	14人	9人	9人
	獣医師 16 動物看護師 1	獣医師 50 動物看護師 11	獣医師 動物看護師	獣医師 8 事務職 1	獣医師 9
派遣機材	移動診療車		移動診療車		

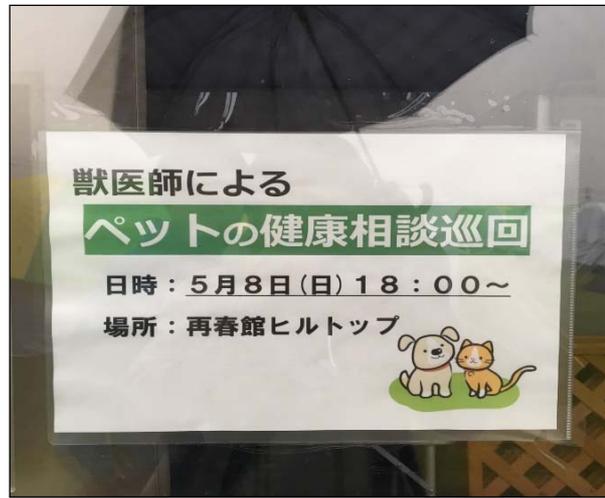
表 3-1-3 (一社) 熊本県獣医師会会員動物病院における一時預かり頭数(平成28年9月調査)

	4月	5月	6月	7月	8月
犬	135	141	70	57	95
猫	175	146	66	62	92
その他	2	1	1	3	2
計	312	288	137	122	189



獣医師による支援活動の状況

[写真提供：(一社) 熊本県獣医師会]



獣医師による支援活動の状況



熊本市役所に設置した被災動物相談コーナー グランメッセに設置した被災動物相談コーナー

[写真提供: (一社) 熊本県獣医師会]

③ ペット関連企業等に係る支援

ペット関連業界団体では、発災直後から関係機関と連携して被災地の被害状況等の情報収集・共有を行っていた他、被災地域に人材を派遣する等して被災ペットに係る救護活動支援を積極的に行っていたことが分かっています。各団体の活動状況は以下のとおりです。

(ア) 公益社団法人 日本獣医師会

▶ 現地本部への支援要員派遣

支援・救護活動等に係る人的支援の一環として、4月22日に発足した「熊本県獣医師会災害救護対策本部（現地本部）」の体制確立のための事務処理等の支援要員を地方獣医師会へ募集依頼し、応募者と日程等を調整して次のとおり支援要員を派遣した。

表 3-1-4

期間	支援要員	所属
4月29日～5月6日	獣医師1名、職員1名	(公社) 東京都獣医師会
5月5日～5月10日	獣医師1名	(公社) 静岡県獣医師会
5月8日～5月13日	獣医師1名	(公社) 仙台市獣医師会
5月11日～5月20日	獣医師1名	(一社) 長野県獣医師会
5月19日～5月27日	獣医師1名	(一社) 宮崎県獣医師会
5月25日～6月3日	獣医師1名	(公社) 宮城県獣医師会
6月1日～6月9日	獣医師1名	(一社) 岩手県獣医師会
6月7日～6月15日	獣医師1名	(公社) 鳥取県獣医師会

▶ 九州災害時動物救援センターの設置に係る支援要員の派遣

支援・救護活動等に係る人的支援の一環として、6月5日に開設した「熊本地震ペット救援センター（九州災害時動物救援センター）」の施設整備、運営体制確立等に係る指導・助言のための支援要員として、会員構成獣医師1名（(公社) 東京都獣医師会）、(公社) 東京都獣医師会職員1名と関係団体会員1名を支援要員として現地に派遣（5月21日～6月7日の間で、3名延べ24日）した。

(イ) 一般財団法人 ペット災害対策推進協会

▶ 熊本地震ペット救護本部ホームページの作成、更新

熊本地震により被災したペットの救護やその飼い主を支援するため設置された「熊本地震ペット救護本部」のホームページを作成し、救護本部を通して発信される各種情報の更新等を行っている。



URL< <https://doubutsukyuen-search.org/kumamoto/>>

(ウ) 公益社団法人 日本動物福祉協会

▶ 熊本地震に関する問合せ対応

協会に対して熊本地震に関する問い合わせがあった場合、協会が得た情報の中で確認のある情報を提供、又は、熊本県や熊本市 HP を紹介した。

▶ 現場支援のための人材派遣

(公社) 日本獣医師会の依頼を受け、協会特別顧問（当時）の獣医師を現場支援へ派遣した。

▶ その他

7月5日、6日に熊本県の被災地を視察。熊本市動物愛護センターで災害時の状況や収容している犬猫の状況を確認。

熊本地震を踏まえ、災害時に対応できる信頼できる人材の（長期的）支援のため、「災害派遣人材育成研修会」を企画・実施した。

(エ) 一般社団法人 ジャパンケネルクラブ

▶ 災害救助犬による被災者の捜索活動

熊本地震に際し4月15日から4月19日までの間、益城町、南阿蘇村に(一社)熊本県獣医師会災害救助犬チーム、隊長1名、指導手6名、災害救助犬5頭が出動し、被災者捜索活動を行った。

表 3-1-5

年/月/日	捜索現場	災害救助犬指導手 (隊長含)	災害救助犬
2016/04/15 (金)	益城町	1名	1頭
2016/04/16 (土)	益城町	1名	1頭
2016/04/17 (日)	南阿蘇村	5名	4頭
2016/04/18 (月)	南阿蘇村	7名	5頭
2016/04/19 (火)	南阿蘇村	7名	5頭

(オ) 一般社団法人 日本動物看護職協会

▶ 熊本地震関連機関会議への参加

熊本地震・被災ペット対策の支援に関する情報交換会に出席。環境省・動物関連団体と情報交換を行った。

▶ 現場支援のためのボランティア募集

熊本市動物愛護センターや熊本地震ペット救援センター(九州災害時動物救援センター)、阿蘇カドリー・ドミニオンへのボランティア派遣のため、JVNA ホームページやメールマガジン、当協会発行の会報誌「NEWS LETTER」等を通じ、全国の動物看護師等へボランティア募集と協力依頼の呼びかけを行った。また、募集により集まったJVNA会員の有志により、ボランティア活動を実施。

▶ その他

ヒト医療の看護師によるPINK CROSS(ピンククロス)活動への協力を開始。また、災害時の支援活動への参加をより多くの動物看護師へ促進するため、株式会社インターズー発行の動物看護専門誌『as Vol.29 No.1』の協会活動紹介ページにて、PINK CROSS活動について掲載し、広報を行った。

※PINK CROSSは、日本にて、地域社会、生活支援、予防分野における国家資格保持者が引率をする、ヘルスプロモーション活動の総称である。災害時支援の観点から地域に眠る70万人もの潜在看護師の存在と活動に着目と期待をして社会のために開始されたプロジェクトである。動物看護師が災害時に人と家族であるペットの同行避難を援助するため、潜在看護師(防災ナース)とコラボレーションをしていく活動を予定している。ペットの心身の健康を守る専門家として動物看護師が、防災知識を習得し、環境省のガイドライン

でも推進している、ペットとの同行避難時にリーダーとして活動ができる体制を整えるとともに、防災の観点からも地域におけるペット飼育状況などの把握も推進していく予定である。



【参考資料】株式会社インターブー発行『as』（Vol.21 No.1 一部抜粋）JVNA 活動紹介ページ

(カ) 公益社団法人 日本愛玩動物協会

➤ ペット災害対策推進協会への活動支援

(一財) ペット災害対策推進協会に協力し、被災地の情報収集をした。また、避難者によるペットとの同行避難の状況、避難所の様子、現地の行政および民間団体の取組などについて、(一財) ペット災害対策推進協会に情報提供した。

(キ) 一般社団法人 日本ペットサロン協会

➤ 熊本地震関連機関会議への参加

熊本地震・被災ペット対策の支援に関する情報交換会に出席。環境省・動物関連団体と情報交換を行った。

➤ 被災地周辺のペット預かり施設リスト提供

(一財) ペット災害対策推進協会を通して被災地周辺のトリミングサロンやペットホテルのリストを提供した。

【トリミングサロンやペットホテル】			(平成28年5月6日現在の営業状況)	
名称	住所	電話番号	ペットホテル	トリミングサロン
ペットハウス MKI			○	○
トリミングサロン WAN LOVE			△	○
ペットホテル わん・にゃんカー			×	×
ペットライフサポート プルクス			○	○
ペットサロンスマイル			○	○
ペットホテル まりじま			×	—
DOG GARDEN 南を渡る風				
ドッグサロンN				
ラブ フィールド			○	○
総合ペットショップ山本			○(大型犬は不可)	○
Pet's Club NON			△	○
ペットシャンプー&ホテル KAZU			○(仮閉に陥る)	○
トリミングサロン グランマ				
ペット美容室 Pretty				
ペットハウス マリ			○	○
ホワイト・リトル・モモ			○	○
ParkMeyer Doghouse			○(平日に陥る)	○
ファルモン ケンネル				
PLATINUM☆DOG Styling Lab.(プラチナム☆ドッグスタイリングラボ)			○	○
DOG RUN CAFE ひなたぼっこ			○(ドッグランとカフェは休止中)	○
暮犬ホームトップ			○	○
ドッグサロンシャイン				
Pluto(プルート)				
運命ドッグスクール			○	○
ドッグサロンホテル すぶりまみ			○	○
ドッグボイス			○	○
ペット サロン チョコ 温泉店				
DOG REQUEST(ドッグ リクエスト)			×	○
DOG STATIONS			○	○
ワンちゃんの美容室 サキハウス			○	○
ペットサロン ACB(あしべ)			○	○
ペットサロン CORAT				
マイ・犬・シャンプー スポット			△	△
ペット&ガーデンリブス			○	○
犬のマック			○	○
ペット サロン チョコ			△	○
犬のよこやさん Dog Mama			○	○
わんず door			○(時間帯限りの)	○
ペット コレクション			○	○
ペットサロン TABBY			○	○
オレンジハウス			○	○
Dog Salon MERA				
ペットハウス・ベレ			○	○
ペットサロン/ビー				
OP wan garden(キューピーワンガーデン)			○	○
トリミングサロン まちこ			○	○
フェイス			○	○

※変更となることがありますので、事前に必ずお電話でお問い合わせください。

○:通常営業(一部例外有)
△:規模を縮小して営業
×:休業
空欄:留守等

図 3-1-1 被災地周辺のトリミングサロン、ペットホテル営業状況一覧

▶ 避難所トリミング支援

益城町総合体育館、PWJ ユニットハウス村、熊本県動物管理センターにトリミングカーと職員を派遣し、ペットのトリミングを行った。

表 3-1-6

年/月/日	派遣場所	実施頭数
2016/6/9	益城町総合体育館	12 頭
2016/6/16		
2016/7/2	熊本県動物愛護センター	4 頭
2016/7/6	PWJ ユニットハウス村	12 頭
2016/7/20		
2016/8/25		



日本ペットサロン協会の支援の様子

[写真提供：(一社)日本ペットサロン協会]

➤ その他

熊本地震支援チャリティセミナー「災害に負けない！安全・安心なペットサロンのあり方について考える」を開催した。

(2) 支援物資等

① 自治体による確保・受入れ・配布

熊本地震の被災地域の自治体の多くは、熊本地震ペット救護本部に支援を要請して物資を確保し、個人や団体から提供された支援物資とあわせて避難所等へ配布を行いました。一方で、災害に備えて物資の備蓄等を行っていた自治体は少なく、今後は必要とされる物資の把握、災害に備えた物資の備蓄・管理、災害時の円滑な物資支援のための仕組み等が課題として挙げられています。

② 獣医師会に係る支援

(公社) 日本獣医師会をとおして(公社) 日本動物薬品協会と(特社) 全国動物薬品器材協会から提供された被災動物の診療にかかる医薬品を、獣医師が行う避難所等の巡回時や仮設住宅における被災動物健康相談時に配布しました。

③ ペット関連企業等に係る支援

ペット関連業界団体では、発災直後から関係機関と連携して被災地の被害状況等の情報収集・共有を行っていた他、被災地域に支援物資を送付する等して被災ペットに係る救護活動支援を積極的に行っていたことが分かっています。各団体の活動状況は以下のとおりです。

(ア) 公益社団法人 日本獣医師会

(公社) 日本動物用医薬品協会と同協会会員各社の協力を得て、以下のとおり実施した。

1 提供方法：

(公社) 日本動物用医薬品協会会員である動物用医薬品関係各社からの提供品リストを取りまとめ、現地被災動物救護施設の希望する医薬品を各メーカーから無償で提供した。

2 提供医薬品の種類：

感染症検査キット、フィラリア予防薬、皮膚病治療薬、ノミ・ダニ駆除薬、歯磨き用ガム、人工乳、抗生物質、抗炎症薬、インターフェロン、抗てんかん薬、サプリメント、ホウ酸、鎮痛薬、鎮静薬、ワクチン、輸液剤、皮膚清浄薬、駆虫薬、整腸薬、心臓病薬、腎臓病薬、止瀉薬、消毒薬、処方食、マイクロチップ、ステンレス製ケージ等

3 提供者（順不同）：

アイデックスラボラトリーズ(株)、あすかアニマルヘルス(株)、(株)インターベツト、エランコジャパン(株)、共立製薬(株)、ゾエティス・ジャパン(株)、田村製薬(株)、DSファーマアニマルヘルス(株)、東レ(株)、日本全薬工業(株)、バイエル薬品(株)、フジタ製薬(株)、富士平工業(株)、ベーリンガーインゲルハイム ベトメディカジャパン(株)、Meiji Seika ファルマ(株)

(イ) 一般社団法人 ジャパンケネルクラブ

被災者に対する物資の配布を行った (表 3-2-1)。

表 3-2-1

物資内容	数
ペットシート	335
ドッグフード (小)	3,690
ドッグフード (中)	73
ドッグフード (大)	91
ドッグフード 缶詰	9,387
キャットフード (小)	1,331
キャットフード (中)	6
キャットフード 缶詰	2,856
猫砂	28
ケージ・サークル	171
ブルーシート	107
首輪・リード	250
食器	141
ケージ内毛布	25
水	375
タオル	2,077
新聞	32
蚊取り線香	28
栄養食品	94
ウェットティッシュ	324
他	332

(ウ) 一般財団法人 ペット災害対策推進協会

(一財) ペット災害対策推進協会では、4月15日に熊本県動物管理センター宛に東京都・福岡県の備蓄資材を送付。4月19日には、茨城県動物指導センターにある資材を熊本市へ送付するよう依頼した。また、熊本地震ペット救護本部に以下の支援物資を送付した(表3-2-2～表3-2-6)。

➤ (一財) ペット災害対策推進協会からの発災直後支援

2016年4月

表 3-2-2

物資内容	数
大型ケージ	6
犬用リード	27
犬用首輪	27
犬用ハーネス	27
トイレシート	600
猫砂	15
猫用トイレ	4
猫用首輪	9
猫用胴輪	9

➤ 東日本大震災の支援先(20団体)からの支援

2016年6月

表 3-2-3

物資内容	数
ドッグフード	2.08t
キャットフード	0.58t

2016年9月

表 3-2-4

物資内容	数
ドッグフード	2.43t
キャットフード	1.89t

➤ (一社) ペット用品工業会からの支援

2016年6月

表 3-2-5

物資内容	数
ケージ	55 (無償)
ケージ	50 (廉価有償)
ペットシート	7400 枚 (無償)

2016年8月

表 3-2-6

物資内容	数
ケージ	50 (廉価有償)

(エ) **公益社団法人 日本愛玩動物協会**

(一財) ペット災害対策推進協会からの依頼により、テント・パイプ椅子等の物資の入手や手配の協力を行った。

(オ) **一般社団法人 ペットフード協会**

(一社) ペットフード協会では、JKC九州ブロック協議会、熊本地震ペット救援センター、熊本県動物管理センター等に対して以下の支援物資を送付した (表 3-2-7)。

表 3-2-7

物資内容	数
ドッグフード	3.26t
キャットフード	1.20t

(3) 資金（義援金など）

① 自治体による資金確保・義援金の募集・配布

熊本県では、動物救護活動に係る資金について、自治体の予算の確保と熊本地震ペット救護本部からの義援金配布により賄っていました。また、熊本市ではペットの一時預かりに係る費用について環境省の支援を受けて確保していました。一方、自治体の予算による資金の確保を行う場合には予算化が必要なため、必要なときに必要なものが準備できにくく、緊急時に自由に出し入れのできる、仕組みや資金の確保が課題となりました。

② 獣医師会に係る支援

（公社）日本獣医師会が全国の地方会等を対象に実施した義援金の中から、熊本地震被災動物診療券を 3000 冊（1 冊 10 枚綴り）準備、（一社）熊本県獣医師会会員病院等に配布し、5 月～10 月末までの間、被災動物の診療費の助成を行いました。

③ ペット関連企業等に係る支援

ペット関連業界団体では、発災直後から関係機関と連携して被災地の被害状況等の情報収集・共有を行っていた他、関連企業や各団体の募金活動等により、被災ペットに係る救護活動支援のための義援金の寄付を積極的に行っていたことが分かっています。各団体の活動状況は以下のとおりです。

(ア) 公益社団法人 日本獣医師会

➤ 日本獣医師会熊本地震義援金（平成 28 年 10 月 31 日現在）

• 収 入	
募金額	38,893,719 円
（うち 48 地方獣医師会分	34,022,660 円）
• 支 出	
支払額	31,808,147 円
（うち診療券払戻し分	17,352,202 円）
• 残 額	
	7,085,572 円

➤ 熊本地震被災動物診療券による支援

被災者が会員病院での診療（ホテル、予防診療等を含む。）や、会員が行う避難所等での巡回診療の際に使用する「熊本地震被災動物診療券」（1枚当たり千円相当、1冊10枚綴り合計1万円、初版3千冊）を発行し、現地本部（（一社）熊本県獣医師会）に発送。



図 3-3-1 診療券（見本）

➤ 熊本地震ペット救援センター設置等に関する募金

被災した犬・猫の一時預かり施設として大分県玖珠郡九重町に設置された「熊本地震ペット救援センター」を支援するため、熊本地震ペット救援センター設置等に関する指定寄附金を募集し、その全額を施設の整備に充てることとしている。

募集期間（平成 28 年 9 月 26 日から平成 29 年 3 月 25 日まで）

応募状況： 31,446,533 円（平成 29 年 1 月 17 日現在）

(イ) 一般財団法人 ペット災害対策推進協会

熊本地震ペット救護本部への支援寄附金の募集代行を行った。これまで熊本県獣医師会災害救護対策本部に対し、4月28日に200万円、7月22日に1,000万円、9月2日に4,909,532円を支援寄附金として支援を行い、平成28年12月31日現在、510人(団体)から22,020,487円が寄附された。



The screenshot shows the website of the Pet Disaster Relief Association. At the top left, there is a red cat icon and the text 'ペット 災対協'. Below it, a photo shows several metal cages in a room, with a person standing near them. To the right of the photo, there is a section titled 'お知らせ・プレスリリース' (Notice/Press Release) with the text: '一般財団法人ペット災害対策推進協会からのお知らせは平成26年6月25日以降のものになります。' Below this is a navigation bar with links: '本協会について', 'お知らせ・プレスリリース', '活動報告・事務局報告', '寄付・支援', '寄付金の使い道', '被災地の方へ', 'よくある質問'. The main content area is titled 'お知らせ・プレスリリース' and contains a news item dated 2017年03月02日 titled '熊本地震災害の支援寄附金の募集'. The text describes the activities of the association since the Great East Japan Earthquake, mentioning support for pet rescue and care, and the collection of disaster relief funds. It also provides contact information for donations, including bank account details for 'ゆうちょ銀行' (ゆうちょ銀行) and '他の金融機関' (Other financial institutions). A sidebar on the right contains a 'リンク Links' section with a red cat icon and the text '被災動物サーチプロジェクト', a link to the 'English page', and a link to '福島県動物救護本部'.

図 3-3-2 <<https://doubutsukyuen.org/main/archives/5871>>

(ウ) 一般社団法人 日本動物看護職協会

熊本地震ペット救援センターの整備のため、寄附金募集が行われており、協会発行の会報誌「NEWS LETTER Vol.22」にて、ボランティアとして参加した会員より提供された写真とともに、熊本地震ペット救援センター設置指定寄附金のお願いとボランティア募集のご案内を掲載し、会員への呼びかけを継続して行った。

(エ) 公益財団法人 日本動物愛護協会

(公社) 日本動物愛護協会は「(一財) ペット災害対策推進協会」の主要メンバーとして活動しており、熊本地震に対しては「ペット災対協」を通じて昨年 8 月 30 日に 100 万円の義援金を拠出した。

(オ) 中央ケネル事業協同組合連合会

地震発生翌日、全国の組合員に対し被災組合員と被災どうぶつのための義援金の募集を開始し、2016 年 8 月に被災組合員 13 名に対して、2016 年 11 月と 12 月に被災どうぶつ宛てとして関係 3 団体に対して義援金を届けた(11 月 17 日、熊本県動物管理センター・熊本市動物愛護センター、12 月 1 日、(一社)九州動物福祉協会)。

・義援金総額 1,950,000 円

内訳 (九州ケネル事業協同組合募集分含む) : 被災組合員宛て 1,250,000 円

被災どうぶつ宛て 700,000 円

(カ) 一般社団法人 日本ペットサロン協会

- ・ 4月 25日 熊本地震支援募金箱ロゴの配布と募金の呼びかけ(長友心平氏デザイン)
- ・ 6月 27日 熊本募金集計、送金 (4/25～6/25分) 825,908円
- ・ 8月 25日 熊本募金集計、送金 (6/28～8/28分) 133,930円

支援総額：960,702円

支援店舗数：14店舗 (入金額：960,270円 振込手数料：864円)

【協力店舗】(掲載順不同)

ドギースタイル、ペットサロンバディ、リフレックス、DOG SALON ウィンクル、イヌノビヨウシツノア、leafdog、ミリオンペット、岡山トリマーじゃけん、ドッグサロンブルーム、(株)西武ペットケア、サカイユイ (ドッグサロンアメジスト)、(有)ピュアネス、(有)ドッグニュース、ペットサロンホットドッグ



熊本地震支援募金箱ロゴの配布と募金の呼びかけ(長友心平氏デザイン)

(4) 現地動物救護本部における支援活動

熊本県では、熊本県、熊本市、(一社)熊本県獣医師会、(一社)九州動物福祉協会が連携し、平成28年5月27日に熊本地震ペット救護本部を設立しました。環境省や九州各県、(公社)日本獣医師会、(一財)ペット災害対策推進協会(旧名称:全国緊急災害時動物救援本部)の支援を受け、支援活動を進めています。

救護本部は現在(平成29年2月28日時点)も解散していません。

① 現地動物救護本部の動物救護活動

- ・ 熊本地震ペット救護本部では、熊本地震で被災した犬や猫を保護し、元の飼い主への返還、5月31日からは譲渡を進めています。
- ・ (一社)九州動物福祉協会が運営する「熊本地震ペット救援センター(大分県玖珠郡九重町)」で、6月5日から被災ペットの一時預かりを実施しており、熊本地震ペット救護本部が相談窓口となっています。預かり条件等は以下のとおりです。
- ・
 1. 預かり期間
6月5日～3月末まで
 2. 受入条件
飼い主：平成28年熊本地震により被災され緊急性が認められ熊本地震ペット救護本部と「動物の一時預かり契約」を締結した方。
動物：感染症予防措置を行うなど、一定条件を満たした犬・猫。
 3. 預かり費用
預かり費用は無料。
入所後に見つかった疾病や持病等の治療については、原則飼い主負担。

② ボランティア派遣等の人的支援

熊本地震ペット救護本部では、救護本部からのボランティアの派遣などは行っていませんが、被災動物のための一時収容施設である九州災害時動物救援センター（熊本地震ペット救援センター）において施設の運営スタッフを確保するため、救護本部のホームページから熊本地震ペット救援センターで動物の飼養管理を行うボランティアを募集しています。募集要項は以下のとおりです。

《募集要項》

【募集人数】

1日6名程度

年齢・性別は問いません。ただし未成年者は親の同意が必要です。

【活動内容】

犬舎掃除 犬の散歩 犬と猫の遊び相手 施設清掃など

【短期】1日～7日間協力可能な方

- ・9時から17時の任意の時間
- ・宿泊無料

【中期】8日～31日間協力可能な方

- ・9時から17時の任意の時間
- ・宿泊無料 食事提供
- ・大分県外の方には交通費支給

【長期 有償】31日以上協力可能な方

- ・8時から17時（昼休憩・休日あり）
- ・宿泊無料 食事提供 交通費支給
- ・日額5,000円支援



図 3-4-1 熊本地震ペット救護本部ホームページより

③ 支援物資の調達・提供

熊本地震ペット救護本部では、支援寄附金を活用し仮設住宅にて希望者にペット用ケージの提供を実施しました。また、ホームページを通じ、犬・猫用ペットケージ等（新品）、犬・猫用フード、猫砂等の、応急仮設住宅入居者向けの支援物資や、熊本県動物管理センターで保護収容している飼い主不明の犬や猫の飼養管理のための支援物資を受け、配付しました。



図 3-4-2 熊本地震ペット救護本部による支援物資の募集
<<https://doubutsukyuen-search.org/kumamoto/153/>>

④ 義援金の募集・配分

熊本地震ペット救護本部では、インターネット等を活用し広く一般からの義援金を募集しており、これまでに16,908,992円の義援金が集まりました（平成28年12月現在）。これらの寄付金は被災ペットの健康相談、一時預かり時のフードや物資、避難所と仮設住宅等でのペット用ケージの提供、迷子ペットの飼い主捜し等の活動に活用されています。また、支援寄附金の収支状況についてインターネットを通じて公開しています。

表 3-4-1 <収入>（平成28年12月現在）

項目	金額	適用
義援金	16,908,992 円	
雑収入	4,047 円	利息・返還金
合計	16,913,039 円	

表 3-4-2 <支出>（平成28年12月現在）

項目	金額	適用
人件費	480,615 円	事務局スタッフ1名
事務諸経費	374,618 円	会議室使用料・通信費・消耗品等
活動費	2,856,548 円	動物飼養管理費・消耗品費等
合計	3,711,781 円	

被災した飼い主及びペットのための

寄附金にご協力ください

平成28年熊本地震にて、多くの方が被災されました。また、同時にたくさんのペットたちも、飼い主を失ったり、負傷したり、精神的に落ち着かなかったりといった状況におちいています。そこで、ペット災害対策推進協会では、そういったペットやその飼い主を支援するための寄附金を募集しています。皆様のお心遣いをお待ちしております。

※注：この寄附金募集は、現地で救援活動を行っている現地動物救護本部（地方獣医師会・関係行政機関等で構成）にお渡しする寄附金を募集しているものです。お寄せいただいた寄附金は、ペット災害対策推進協会の予算に組み入れてから送金するものではありません。なお、この寄附金は、被災飼い主及びペットの救援活動に使用するとともに、現地動物救護本部の活動終了後に残った場合は次の災害に備えるための活動に使用されるものとして募集しています。

現地動物救護本部の活動内容

被災ペットの収容先も ペットフードの物資支援 迷子ペットの飼い主探し ペット保護施設の設定

お申し込み先

★振込先口座（①及び②とも、同じ「ゆうちょ銀行」の口座です）

①（ゆうちょ銀行から振込みの方）口座記号番号：10160-21645381

②（他の金融機関から振込みの方）店番：018 預金種目：普通 口座番号：2164538

加入者名：一般財団法人ペット災害対策推進協会

お問い合わせ先 一般財団法人ペット災害対策推進協会 TEL&FAX 03-6380-5717
<https://doubutsukyuen.org/> support@doubutsukyuen.org

図 3-4-3 （一財）ペット災害対策推進協会を通じた熊本地震ペット救護本部による義援金募集

(5) 自治体と民間団体との連携による支援活動

① ワンちゃんハウスの動物救護活動

(ア) 被災者支援活動状況とペットの避難・救護状況の概要

ワンちゃんハウスは、益城町総合体育館の敷地内において避難者のペットの一時預かり施設として5月16日から避難所が閉鎖となった10月31日までの約5ヶ月間運営されました。施設運営にあたっては、発災当初から益城町総合体育館を中心にペット救護活動を行っていた民間団体と益城町、環境省が協力する形で自治体と民間団体との連携による支援が行われました。

表 3-5-1 ワンちゃんハウスの対応状況

月日	対応状況
4月14日	
4月15日	益城体育館に来て同行避難の様子を確認。 支援活動を開始。福祉センター、小学校、体育館などに物資を設置。
4月16日	小学校、体育館などに物資を設置。
4月18日	敷地内に預かり施設を設置する計画をたてる。
4月19日	物資を搬入。
5月1日	一時預かり施設の場所の許可をもらい、提案書を作成。
5月3日	丸川大臣が益城を訪問。同行避難のフォローを依頼。
5月4日	環境省が益城を訪問。
5月5日	マナー教室（第一回）を開催。
5月6日 ～5月10日	ペット飼養用コンテナハウス4基を搬入
5月11日	工事開始
5月14日	ワンちゃんハウス完成。
5月15日	内覧会と受付開始 家族会（マナー教室）を開催。
5月16日	ワンちゃんハウス運営開始
5月24日	家族会 細かいルールを決めてリーダーを選出
5月26日	ドッグラン屋根の設置工事
7月10日	「いぬねこ家族の写真展」を益城町体育館にて3週間実施
10月31日	ワンちゃんハウス運営終了

表 3-5-2 ワンニャンハウスによる支援内容

	いつ	どこに対して	どのような支援を行ったか
人的支援	5/19、 7月に1回、 10月に1回	ワンニャンハウス利用者	筑紫野市のピースドッグによるトリミング
物質等の支援	4月15日～ 8月31日	被災地域内の避難所 8カ所に支援物資を設置	フード、ケージ、水、ペットシート、人用の食べ物や水
資金面の支援			行っていない

(イ) 発災当初の避難所へのペットの避難・救護状況

発災当初はワンニャンハウスとしての活動ではなく、被災地域に入った民間団体がそれぞれに支援活動を行っていました。発災当初は各避難所に複数のペット同行避難者が確認されており、避難所内に入れないペットが避難所の駐車場に多数いたことも分かっています。ペット同行避難者に対しては民間団体によるフード支援等が行われました。また、インターネット等を通じて、猫砂やフード、イヌ用の水などの物資提供やボランティアの呼びかけが行われました。避難所の環境改善の必要性が高まったこともあり一時預かり施設の計画が民間団体から益城町に提案する形で進められ、益城町総合体育館の敷地内において避難者のペットの一時預かり施設として5月16日から同避難所が閉鎖となった10月31日までの約5ヶ月間ワンニャンハウスは運営されました。

(ウ) 避難所へのペットを連れた被災者の受入れ状況

ワンニャンハウスの設置された益城町総合体育館では、発災直後は避難所施設内でペットを連れた被災者の受入れが行われていましたが、避難所の環境改善の必要性が高まり、途中からは避難所施設外での飼養へと切り替えられました。その後、ペット同行避難者の一時預かり施設としてワンニャンハウスが設置され、同避難所の避難者を対象にしたペットの一時預かりが行われました。

(エ) 一時預かり施設へのペットの受入れ状況

ワンニャンハウスでは、のべ 43 世帯から犬 38 頭、猫 19 頭のペットの預かりを受けたことが分かっています。一時預かりの受入れにおいては、益城町総合体育館への避難者であること、原則、毎日飼い主が世話できること、ワクチン接種とノミ・ダニ駆除が完了していることなどの条件が設定されていました。

被災者がペットを適切に飼養するための支援としては、利用者による家族会を立ち上げ定期的に家族会議を実施したり、ペットの適正飼養に関する勉強会を実施したりした他、ペットの体調変化などの情報共有を行いペットの適正飼養に努めました。また、毎月 1 回の家族会でリーダーを決め、施設の清掃（ケージ以外）や連絡体制の構築などの役割を持たせることで利用者自身が自覚を持ってペットの飼養を行えるように働きかけました。なお、ペットの世話は基本的には飼い主が行うことになっていましたが、被災した家の片付けなどで必要な場合には、運営スタッフが散歩や食事を行いました。

(オ) 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の活用

ワンニャンハウスの運営スタッフの中でも震災前からガイドラインの内容を把握していたスタッフとガイドライン自体を知らなかったスタッフがいたことが分かっています。ワンニャンハウスでは、ペットの一時預かり等においてガイドラインの活用はありませんでしたが、ペットなどの動物に関する専門知識を持ったスタッフが施設の運営にあたったため、結果的にガイドラインに沿った活動を行っていたことが報告されています。

ガイドライン改訂に向けた課題について ～ワンちゃんハウスからのコメント～

<不足と感じたこと>

- ガイドラインを知らない人が多い。市町村の担当者に読んで欲しい。ペットを避難所に連れてくることを想定していなかったのでは。
- 迷子札の普及が必要。
- 災害時の動物のケアは人間の問題につながることを行政が認識すること。各自治体の防災計画に動物の項目を作っておくべき。御船市では危機管理課でも衛生課でも認識していなかった。飼い主だけでなく、飼っていない人が困る状況になる。ゾーニングをしておくぐらいはできるのでは。
- ガイドラインでは救護本部がしっかりあるのに、熊本ではなぜできなかったのか。
- ガイドラインでは同行避難が中心で、救護本部は被災地で民間団体と連携してスムーズに避難ペットを保護できるという内容なのに、熊本では連携がなく、具体的にできていないことが問題。なぜワンちゃんハウススタッフが救護本部の会議に参加できなかったのか。
- 9月の終わりにワンちゃんハウスで感染性胃腸炎が流行った。まず運動場を閉鎖して、器とケージの消毒を徹底した。知識があったので対策をして防いだが、専門家ではない団体であったらわからないので、救護本部の助けが必要だろう。
- 受付の段階で、獣医師にワクチンをうってもらう予定だったが実際はなかった。ノミ・ダニ駆除しかできていない。行政が誘導するべき。獣医師がみても地震のストレスで下痢をするという判断になるだろう。もし被害があったら契約した民間団体の責任になってしまう。飼い主に対する責任が大きい。
-

<改訂が必要と感じたこと>

- 薄手の冊子で、写真や絵があるとよい。文字が多く、法律の条文などは読まない。
- 事例が活かされていないのは残念。うまくいった事例を写真つきで紹介しているのはいい。
- 良い事例と悪い事例を集めて、自治体を選択して準備しておく。
- 小規模の避難所で住み分けがうまくできた事例を紹介してほしい。(1・2階は人だけ、3階はペット可など、住み分けしていた避難所の事例)

(カ) 広報・普及啓発活動について

ワンニャンハウスでは、一時預かり施設における適正な飼養管理について被災者に周知する際、運営スタッフが直接飼い主に話をしたり、避難所内の館内放送を利用したりして広報・普及啓発を行っていました。

動物救護活動全体について ～ワンニャンハウスからのコメント～

<特に効果的だった点>

- ペットではなく被災者の支援なので、人とのコミュニケーションが重要。同じスタッフが飼い主とコミュニケーションをとると、相談しやすく信頼を得られる。(犬をみてくれる、自分を気にしてくれる)
- 家族会がうまく機能した。他の犬のことも気にかけてくれる飼い主が多かった。避難所としても、飼い主の家族が集まるのが大事。
- 動物の立場に立たず、被災者を助けるという観点で動くこと。
- 家族会を作って月一回ミーティングをしたこと。ワンニャンハウスでのコミュニティが自然にできていた。7月までやって8月以降にやらなかったことは反省点。
- 資金面の支援があったことで活動に専念できた。

<今後特に必要と考える点>

- スタッフと飼い主のコミュニケーションが重要。信頼関係を築くこと。被災してストレスがたまっているので、ペットをケアすることで飼い主を安心させる。
- 普段からの飼い主の意識の向上。
- 災害時に動物の問題は飼い主だけでなく飼っていない人の問題になることを行政が共通の認識としておく。防災計画の目次に動物の項目がはいつていること。最初から避難所でペットのスペースをわけておく。また、通常から近隣の自治体や支援団体と連携しておくこと。
- 迷子犬猫の活動をしていた団体ももっとうまく連携がとれていればよかった。ほとんどの団体が勝手に動き、大阪や東京に犬猫を勝手に連れて帰った団体もいた。各避難所の近くに保護する場所があれば、そういった状況はなかったのではないかと感じた。団体との連携に関しても救護本部のリーダーシップのなさが問題を引き起こしたと感じた。
- 県内6万世帯の25%にいるペットを集約する場所がないというのは大きな問題であった。災害の規模に応じた救護本部が必要。犬猫が嫌いだという人と飼っている人の関係が悪くなることを防ぐためのコントロールが必要。

② 民間 NGO の動物救護活動

(ア) 被災者支援活動状況とペットの避難・救護状況の概要

ピースウィンズ・ジャパン（以下、「PWJ」という。）は、発災当初から益城町に入り益城町総合体育館の敷地内において女性とペットを連れた避難者のための避難所を開設しました。避難生活の長期化に伴って避難所の施設形態を変更しながら4月17日から10月31日までの約7ヶ月間に渡って避難所を運営しました。施設運営にあたっては、PWJと益城町、環境省が協力する形で自治体と民間団体との連携による支援が行われました。

被災者支援活動と動物の避難・救護に係る対応を行うにあたっては、益城町や関係機関と以下の連携・調整を図っていました。

- ・益城町総合体育館テント村については益城町と総合体育館の管理責任者である YMCA に対し、毎日状況の報告を行った。
- ・ユニットハウス村においても益城町に対して状況や課題（物資のニーズ含め）の報告を毎日行った。
- ・益城町に全面的にゴミを回収してもらった（日曜・祝日をのぞくほぼ毎日）。



[写真提供：ピースウィンズジャパン]

表 3-5-3 ピースウィンズ・ジャパン対応状況

月日	PWJ/A-PAD/CF 対応状況	避難所受入世帯数
4月14日	熊本県熊本地方を中心とする地震が発生（前震）。 23時20分ごろ、第1陣、15日1時20分ごろ、第2陣が広島県神石高原町を出発。レスキュー隊14名、救助犬2頭。	
4月15日	8時30分ごろ到着。情報収集を開始。10時～16時半まで、益城町で捜索活動。日本レスキュー協会、九州救助犬協会と連携し実施。捜索範囲は午前＝安永、惣領、福富、午後＝木山、辻之城。	
4月16日	熊本県熊本地方を中心とする地震が発生（本震）。 10時ごろ、第一陣が南阿蘇村に到着。警察、消防、自衛隊と協力し行方不明者の捜索活動を開始。 11時30分ごろ、広島からへりで向かった救助犬、隊員も合流。 12時ごろ、水陸両用車2台、バルーンシェルター2基と設営機材一式、衛生電話、小型テントなどを載せたトラックとスタッフ2名が神石高原町を出発。同日21:00頃、益城町にて小型のテントを益城町に貸与（物資保管用として）	
4月17日	午後、益城町総合体育館の芝生広場にてバルーンシェルター2基設置。1基は女性専用、もう1基はペット連れ専用として受入れ開始。	【バルーンシェルター】 ペット専用＝1組1名1頭 女性専用＝宿泊なし。着替え、休憩で使用。
4月18日	体育館内、車中泊の方に呼びかけ。 バルーンシェルター内にパレット130枚、養生マット100枚、毛布60枚を設置。	【バルーンシェルター】 ペット専用＝約10名約8頭 女性専用＝宿泊なし
4月19日	シェルター運営、物資調達 神石よりへりにて人員2名、ペット関連物資輸送。 エマージェンシーテント160張到着	【バルーンシェルター】 女性専用 6組13名 ペット専用 12組25名
4月20日	バルーンシェルター2基を撤去。エマージェンシーテントを設置し、入居者を移動。 へり着陸場所調整。高遊原カントリークラブ駐車場で許可を頂く。	【テントに移動】 不明

4月21日	三共リースの部屋の一部を倉庫として借用開始。	不明
4月22日	テント計32張。うち28張に計122名、ペット計40頭。 洋式トイレ12基（女性用10基、障害者用2基）	入居者122名40頭
4月23日	ヤフージャパンと協働し、物資配送開始	
4月24日	テント計35張	140名51頭 うち女性テント7名
4月25日	カフェ、プレオープン 再春館敷地調整 テント36張	140名、約40頭
4月26日	入居者ヒアリング開始 カフェ開始 再春館29日から使用可能に	33頭
4月29日	再春館にテント10張設置。 サントリーサプリ、総合体育館の避難者に配布。	36世帯132名53頭
5月1日	再春館避難所入居開始。益城町総合体育館テントを「リバーサイド」、再春館テント村を「ヒルトップ」とする。	【リバーサイド】 不明 【ヒルトップ】 10世帯36名25頭
5月2日	再春館ヒルトップにタープ、喫煙所、ごみ捨て場、仮設トイレ、洗面台、洗濯機2台、仮設トイレ6基、管理棟・共有スペース、テント40張設置。 他の避難所や車中泊の避難者にテント村のチラシ配布（益城町幼稚園 車中泊なし。益城町公民館 車中泊なし、ペット連れ避難者情報入手、保健福祉センター 1家族に案内、広安小学校 AMD A経由で数人に案内）	
5月3日	丸川珠代環境大臣、体育館テント村視察	【リバーサイド】 37世帯137名 【ヒルトップ】 10世帯36名
5月4日	再春館ヒルトップにシャワーユニット2基、ソーラーライト設置 体育館テント村にて警備犬とハンドラーによる夜勤体制開始	
5月5日	河野太郎防災担当大臣、体育館テント村視察	【ヒルトップ】 11世帯40名

5月6日	益城町内を中心に避難所、車中泊の方に再春館ヒルトップテント村の概要について説明を開始。	【リバーサイド】 36張=39世帯 149名 59頭
5月9日	保健師会巡回開始。 犬・猫預かり所用のユニットハウス発注。 体育館テント村にペットサロンカー（福岡、Paw）来訪。約10頭の犬をシャンプー実施	【リバーサイド】 39世帯 149名 59頭 【ヒルトップ】 19世帯 54人 28頭
5月11日	再春館ヒルトップに犬・猫一時預かり所設置。	【リバーサイド】 39世帯 149名 59頭 【ヒルトップ】 19世帯 54人 28頭
5月18日	再春館ヒルトップにドッグラン設置。利用開始	【リバーサイド】 37世帯 144人 55頭 【ヒルトップ】 21世帯 63人 31頭
5月19日	再春館ヒルトップにて犬のトリミングとシャンプーを実施	【リバーサイド】 39世帯 149人 59頭 【ヒルトップ】 21世帯 63人 31頭
5月20日	体育館テント村にて犬のトリミングとシャンプーを実施	【リバーサイド】 39世帯 149人 59頭 【ヒルトップ】 21世帯 63人 31頭
5月21日	馬水南公民館避難所に有田リースの風呂ユニット設置。	【リバーサイド】 39世帯 149人 59頭 【ヒルトップ】 20世帯 61人 30頭
5月26日	再春館ヒルトップにて警備犬とハンドラーなどによる夜勤体制開始	【リバーサイド】 29世帯 121人 47頭 【ヒルトップ】 22世帯 65人 32頭
5月27日	犬預り所のレイアウト変更	【リバーサイド】 28世帯 114人 38頭 【ヒルトップ】 22世帯 65人 32頭
5月28日	テクノリサーチパーク内にユニットハウス村設置開始 ユニットハウス 19棟設置 エアコン 20台搬入 発電機 5台搬入（1台で8世帯分を想定）	【リバーサイド】 27世帯 111人 37頭 【ヒルトップ】 24世帯 75人 33頭

5月29日	エアコン取り付け、電気工事 ヒルトップ1世帯2人猫2頭入居	【リバーサイド】 24世帯98人29頭 【ヒルトップ】 25世帯77人35頭
5月30日	ユニットハウス 22棟設置 タイルカーペット、カーテン取り付け等 ヒルトップ1世帯1人1頭入居	【リバーサイド】 17世帯69人23頭 【ヒルトップ】 26世帯79人36頭
5月31日	エアコン設置、電気工事等 体育館テント退去日 避難所としてのテント撤収。現場の状況を見て、 6月4日、5日まで延泊できるよう役場、YMCA に説明し、許可いただく。	【リバーサイド】 12世帯43人17頭 【ヒルトップ】 26世帯79人36頭
6月3日	ユニットハウス村鍵引き渡し開始。	【リバーサイド】 8世帯28人13頭 ヒル=28世帯82人38頭
6月4日	ユニットハウス村トイレ、シャワー設置。 体育館テントから7世帯26人が鍵受け取り。ユ ニットハウス村への引越し作業。	【リバーサイド】 8世帯28人13頭 【ヒルトップ】 28世帯82人38頭
6月5日	体育館リバーサイドテント村撤収完了。 体育館テント、1張（1世帯2名2頭）を除き撤 去。役場、YMCAとも協議した結果、野良テン ト扱いに。	【ヒルトップ】 28世帯82人38頭
6月8日	要支援者世帯向けトレーラー搬入開始	【ユニットハウス】 7世帯23人9頭 【ヒルトップ】 28世帯82人38頭
6月9日	ユニ村第2駐車場、日本エー・エス・エムから 無償での使用許可いただく。	【ユニットハウス】 7世帯23人9頭 【ヒルトップ】 28世帯82人38頭
6月10日	キャンピングカー到着 ユニ村電気工事完了。発電機から切り替え。	【ユニットハウス】 7世帯23人9頭 【ヒルトップ】 28世帯82人38頭
6月11日	再春館ヒルトップの入居者にユニットハウス村へ の入居呼びかけ開始	【ユニットハウス】 7世帯23人9頭 【ヒルトップ】

		27世帯 76人 37頭
6月13日	ユニットハウス村＝プロパンガス設置。炊事場 14日より使用開始。学習室、談話室設置。	【ヒルトップ】 27世帯 76人 37頭
6月15日	ユニットハウス村での犬の一時預かり開始。	【ヒルトップ】 22世帯 65人 33頭
6月16日	ユニットハウス村ペット登録書を配布し、入居者 に記入依頼中。	【ヒルトップ】 22世帯 65人 33頭
6月18日	ユニットハウス村ドッグラン設置。	【ヒルトップ】 20世帯 56人 28頭
6月19日	再春館ヒルトップにて犬のシャンプー・トリミン グ実施。	【ヒルトップ】 19世帯 52人 27頭
6月23日	体育館に残っていた1張のテント撤去。	【ユニットハウス】 34世帯 93人 41頭 【ヒルトップ】 7世帯 18人 13頭
6月24日	ユニットハウスのドッグランの人工芝設置。受入 れ開始。	【ユニットハウス】 35世帯 95人 43頭 【ヒルトップ】 7世帯 18人 13頭
6月27日	キャンピングカー2台返却。 猫舎をヒルトップからユニットハウス村へ移設。	【ユニットハウス】 33世帯 87人 43頭 【ヒルトップ】 7世帯 18人 13頭
6月29日	ヒルトップ、大雨時、入居者をテントからコミュ ニティスペースに避難。	【ユニットハウス】 35世帯 90人 44頭 【ヒルトップ】 6世帯 15人 12頭
6月30日	網戸、全世帯分設置。 ユニットハウス1世帯1人入居	【ユニットハウス】 35世帯 91人 44頭 【ヒルトップ】 6世帯 15人 12頭
7月6日	日本ペットサロンのボランティアによる犬のトリ ミング実施	【ユニットハウス】 38世帯 98人 44頭 【ヒルトップ】 6世帯 15人 12頭
7月7日	水道工事開始。	【ユニットハウス】 39世帯 99人 45頭 【ヒルトップ】

		6世帯 15人 12頭
7月10日	再春館ヒルトップ全員退去完了	ユニットハウスのみ の運営 46世帯 115人 61頭
7月12日	洗濯場給水管設置完了	46世帯 115人 61頭
7月14日	シャワーユニット工事完了	46世帯 118人 60頭
7月17日	再春館ヒルトップ撤去完了。	46世帯 118人 59頭
7月19日	手洗い場、犬舎、炊事場給水管接続完了	45世帯 113人 58頭
7月20日	トリマーの入居者による犬のトリミング実施	45世帯 113人 58頭
7月25日	水道管に遮光ネット設置完了	45世帯 113人 58頭
7月30日	保健師巡回終了。	44世帯 111人 57頭
8月3日	迷子犬を保護。ドッグレスキュー熊本へ引き渡す	44世帯 111人 58頭
8月4日	入居者の意向聞き取り調査	44世帯 111人 58頭
8月11日	秋篠宮妃殿下 紀子様来訪。 再春館敷地内にいた迷い犬を保護。	41世帯 107人 52頭
8月14日	青山学院大学ボランティアステーション着任	41世帯 107人 52頭
8月21日	入居期間延長申請書提出締切。	38世帯 94人 46頭
8月27日	物資配布会	39世帯 95人 47頭
9月2日	被災者宅敷地内へユニットハウス設置のため下見	22世帯 47人 24頭
9月3日	台風12号の九州接近に伴い、水陸両用車2台を 載せたトラックをユニ村に派遣。 青山学院大学ボランティアステーション離任	21世帯 45人 23頭
9月4日	台風避難所情報を掲示。高齢者、乳幼児世帯に声 掛け	21世帯 45人 23頭
9月8日	シャワーユニット改造中のトレーラーユニ村着。	20世帯 43人 23頭
9月10日	仮設住宅入居世帯への生活家電寄贈事業の案内配 布開始。	20世帯 42人 21頭
9月12日	キャンピングカーを神石へ移動。	20世帯 42人 21頭
9月16日	ユニットハウス撤去開始。	17世帯 38人 20頭
9月26日	被災者宅敷地（熊本市東区画図町）にユニットハ ウス設置完了。	14世帯 29人 18頭
9月30日	第2駐車場使用終了、原状回復	11世帯 21人 13頭
10月3日	被災者宅敷地（益城町津森）にユニットハウス設 置完了。	8世帯 16人 11頭
10月6日	ドッグランフェンス撤去	6世帯 11人 10頭
10月7日	プロパンガス撤去。	6世帯 11人 10頭
10月10日	ユニ村の夜勤終了。	1世帯 2人 3頭

10月14日	撤去作業。浄化槽、ユニット、エアコン、洗濯機、炊事棟、シャワー。	1世帯2人3頭
10月17日	最後の1世帯退去。電力供給終了。使用済みテント35張、その他物資を佐賀倉庫へ輸送	
10月25日	管理棟撤去。ユニットハウスすべて撤去完了。	
10月31日	出入口に施錠。原状回復の確認完了。	

(イ) 発災当初の避難所へのペットの避難・救護状況

発災当初、PWJでは益城町の避難所となっていた保健センターの外で避難者から、ペットと同伴で避難できる場所がほしいとの要望を確認していました。また、ペットや飼い主への支援として支援物資として提供された飼養物資（ペットシート、首輪、リード、給餌トレイ、ケージ、フード等）を決まった場所に置き、希望者に自由に持ってもらう形で提供しました。

総合体育館テント村運営時はペットへのケアは行っていませんが（外部団体等がトリミングを行う等していた）、再春館製菓ヒルトップとユニットハウス村では散歩の代行や一時預かりを行っていました。

なお、PWJではこれまでに災害時の物資提供や人の派遣等を中心とする支援活動を行ってきましたが、ペット同伴避難者への対応に加え、避難所の運営は初めての活動だったことが分かっています。

(ウ) 避難所へのペットを連れた被災者の受入れ状況

PWJでは、ペットを連れた被災者について、常にペットと飼い主は同じスペースで過ごしてもらうという方針の下に避難所での受入れを行っていました。また、受入れにあたってルールの設定はしておらず、入所後の飼育マナーについては、チラシ等を通じて周知を行っていました。なお、一部の避難動物に対し、ノミ・ダニの駆除薬の投与を行っていました。

ペットを飼育するための配慮や支援としては、散歩時のリードの取り付けや排泄物の処理等のマナーに関する周知や、散歩場所の指定や散歩セット（マナー袋、水、トイレシート等）の貸出し等を行っていました。ユニットハウス村では、ドッグランや一時預かり用のコンテナを居住スペースから離れたところに設置し、ドッグランでは、複数の犬が同時に利用しないよう配慮するなどしていたことが分かっています。



[写真提供：ピースウィンズジャパン]

(エ) 一時預かり施設へのペットの受入れ状況

PWJでは、再春館製薬に設置されたテント村とテクノリサーチパーク内に設置されたユニットハウス村において避難所の入居者を対象に飼い主が外出中にペットを一時預かりするための施設を整備し一時預かりを実施していました。この一時預かり施設では、ペット専門の職員が配置されていたほか、散歩などの代行も行っていました。



[写真提供：ピースウィンズジャパン]

(オ) 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の活用

PWJでは、環境省の発行したペット救護ガイドラインについては把握しておらず、動物救護活動においてガイドラインの活用はなかったことが分かっています。

(カ) 広報・普及啓発活動について

PWJでは、避難所等における適正な飼養管理について被災者に周知する際、ポスター・チラシ等を作成して掲示していたほか、外部ボランティア団体の協力による広報・普及啓発を行っていました。

動物救護活動全体について ～PWJからのコメント～

<特に効果的だった点>

- ・大々的にペットとの同居を可能とした避難所のはじめての事例となった。同行避難者の多くが一般の避難所で肩身の狭い思いをした経験があり、テント村やユニットハウス村の存在を喜んでいただけた。被災者の心のケアにもつながった。

<今後特に必要と考える点>

- ・獣医師との連携を図れるとよいだろう。ペット受入れに際し、狂犬病予防接種や混合ワクチンの接種等の基準は設けなかったが、獣医師の協力が得られていれば、例えば入居時等にワクチンを接種する等の対応が取れたかもしれない。
- ・避難所の設置に備え、地元のリース業者（コンテナ等）や設置業者等を把握しておくとうい。（今回はPWJの過去の支援活動を知っていた企業から物資の提供があった。）
- ・被災者は被災や避難生活等様々な要因によるストレスにさらされている。心のケアができるスタッフの常駐が必要かと思う。
- ・特に小型犬、猫の飼い主にペットと同居避難できることについて大変喜ばれた。ペットとの同伴避難が可能な避難所はあった方がよい。
- ・気候への対策（今回は暑さ対策）
- ・ペット同伴避難の受入れにあたり、他の避難者とのトラブルを防ぐ（例えば、動物の毛に対する避難者への配慮等）という観点からは、別居避難という形の考慮も必要になるだろう。
- ・インターネット利用が難しい高齢者等の情報弱者への対応の検討が必要。壁新聞等が有効か。避難所、仮設住宅、支援のオプション等を提示する必要がある場合もあるだろう。

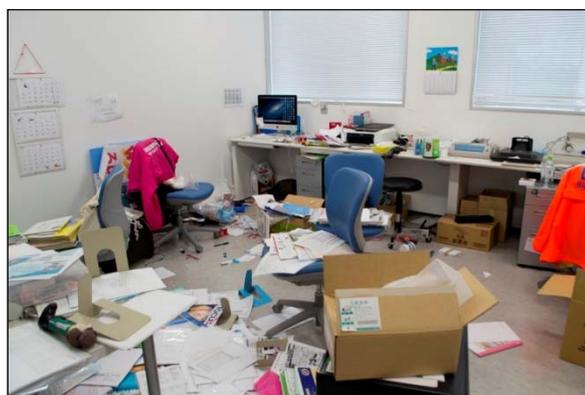
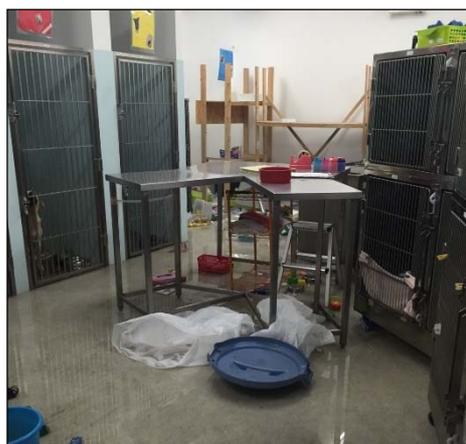
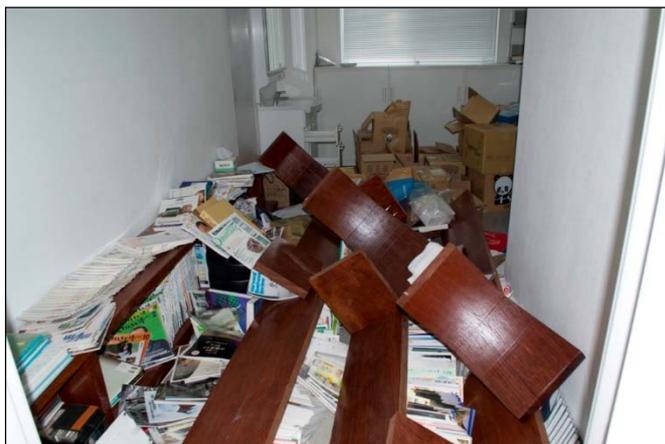
(6) 民間団体独自の支援活動

① 民間の動物病院の動物救護活動

(ア) 被災状況と被災動物救護状況の概要

熊本市内にある民間の動物病院では、4月14日の前震時には室内の小器具機材の落下や書類の散乱、椅子、ケージの移動、建物壁面へのひび割れ等の被害がありました。その後の4月16日の本震では、前震と同様の被害の他、機器の転倒、ショウウィンドウや水槽のガラスの破損、屋上に設置された受水槽の配管破損による室内への浸水など大きな被害が確認されました。また、この地震により、電気、水道、ガスのライフラインは停止し、同院では自家発電装置を備えていたため停電は数分後に回復しましたが、給水は12日間、ガスは13日間停止した状態が続きました。

同院では発災直後からペットの受入れ可能な避難所を同院内に開設したほか、被災者に対して支援物資の提供を行いました。



[写真提供：竜之介動物病院]

表 3-6-1 対応状況

月日	対応内容
4月14日	熊本地震発生（前震）
	機材の落下、書類の散乱、ガラスの破損、壁の亀裂などの被害あり
	外来患者約 20 頭
	動物の被害なし
	診察継続（平時より 24 時間診療）
4月15日	余震多発。ライフライン停止
	支援物資要請開始
	ペット受入れ可能避難所の開設
4月16日	本震発生
	施設設備への被害多数
	動物の被害なし
	早朝より院内混雑。一時 300 頭ほど来院。
	避難者約 60 名（入所希望、問合せ 230 名以上）
4月17日	避難者約 80 名、入院動物数 223 頭
	近隣住民から支援物資が届き始める
4月18日	避難者 52 名
4月19日	避難者 60 名
	関係者を 8 チームに分け業務分担
	動物介在活動 NPO にボランティア活動を呼びかけ
4月20日	避難者 46 名
	ボランティアの追加募集
4月21日	避難者 50 名（24 世帯）、犬 19、猫 32、ウサギ 2
	避難所開設期間を 5 月 7 日までに決定
	龍田動物同行避難所から動物同伴避難者の受け入れの打診あり、引き受け
4月22日	避難者 65 名、犬 23、猫 57、ウサギ 2
	炊き出し実施
4月23日	炊き出し実施
4月24日	炊き出し実施
4月25日	避難者 60 名
	炊き出し実施
	久木野中学校避難所へペットシートを提供
4月26日	避難者 60 名
	炊き出し実施
4月27日	避難者 57 名、犬 32、猫 47、ウサギ 2
4月28日	避難者 52 名、犬 22、猫 44、ウサギ 1
4月29日	避難者 49 名、犬 15、猫 40、ウサギ 1

4月30日	避難者 42 名、犬 14、猫 28、カメ 1
5月1日	避難者 40 名、犬 14、猫 28、カメ 1
5月2日	避難者 43 名、犬 14、猫 28、カメ 1
5月3日	避難者 41 名、犬 14、猫 27、カメ 1
5月4日	避難者 39 名、犬 17、猫 29、カメ 1
	迷子札の支援要請
	益城町被災地視察
5月5日	避難者 33 名、犬 14、猫 25、カメ 1
5月6日	避難者 32 名、犬 14、猫 25、カメ 1
5月7日	避難所閉鎖

(イ) 預かっていたペットの被災状況及び救護活動

熊本市内にある民間の動物病院では、併設してペットホテルを運営しており発災当時 200 頭を超える動物の預かりを行っていました。地震の揺れによって施設等の被害はあったものの地震によって怪我をしたり死亡したりした動物はいませんでした。一方で、当時預かりを行っていた動物の中には神経質になるものもいました。

同院では前震の翌日(4月15日)から5月7日までペット受入れ可能な避難所を同院内に開設し多くの避難者を受け入れたほか、SNS等を活用して支援物資の要請を行い、同院に避難した避難者や各地の避難所等に対して支援物資の提供を行いました。



[写真提供：竜之介動物病院]

(ウ) ペットの一時預かりの受入れ状況

熊本市内にある民間の動物病院では、発災当初からペットの一時預かりの受入れを行っており、平成 28 年 6 月までにのべ 1202 頭のペットの一時預かりを行いました。また、ペットの一時預かりの受入れにあたっては、併設しているペットホテルの規定に沿ってワクチン接種やノミ・ダニ駆除等の条件を定めていました。

表 3-6-2 被災ペットの預かり状況

	預かり頭数（延べ数）※		
	4月14～30日	5月	6月
犬・猫（～10kg）	418	358	315
犬（10～20kg）	16	32	20
犬（20～40kg）	10	10	7
ハムスター・小鳥	2	5	2
うさぎ・フェレット	2	4	1
合計	448	409	345

※一般のホテル利用を含む。

(エ) 動物救護活動への支援

熊本市内にある民間の動物病院では、同院内での避難所運営、ペットの一時預かりの他に支援物資による支援を行っていました。支援物資の要請は前震の翌日（4月15日）より SNS を通じて行いました。4月17日から支援物資が持ち込まれるようになり、4月19日からは本格的に支援物資が到着するようになりました。同院では、支援物資の受入れ、仕分け、保存、配布を行うためのチームを結成し、同院に希望物資を求めてきた方々に提供を行いました。また、同院避難所の開設中と、閉鎖後にも各地の避難所等に連絡し、必要とされる物資の提供を行っています。

同院に対して支援物資の提供を行った個人や施設は、平成 28 年 5 月 7 日現在 1890 件で、直接持ち込まれた方は 91 件、郵送での提供は 1766 件、動物病院関係からの提供は 33 件でした。4月15日～5月7日までに段ボール約 4000 個分の支援物資の提供がありました。



[写真提供：竜之介動物病院]

表 3-6-3 支援物資一覧

動物用支援物資		
ドッグフード	水	飲み物
キャットフード	猫砂、猫缶	タオル
床敷	ペットシーツ	ケージ
新聞紙	ペット用品	ベビーカー
オムツ	消臭剤	ポリタンク
お尻ふき	ダイエット用品（食料）	ストーブ
歯ブラシ	エチケット袋	ビニールシート
病院食（犬・猫用）	ビニール手袋	食器
首輪	ペット用衣類	など
人間用支援物資		
食料	氷砂糖	ウェットティッシュ
ビニール手袋	歯磨き	消臭剤
トイレットペーパー	ティッシュ	紙コップ
お茶	飲み物	水
箸		
炊き出し		
計 6 回行われた。		

(オ)「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の活用

熊本市内にある民間の動物病院では、熊本地震以前には「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の内容を把握していませんでした。しかし、同院では災害に備えて緊急時の行動計画等の作成がされており、熊本地震では同院が作成した災害対策のマニュアルに沿った対応が行われました。

動物救護活動全体について ～民間の動物病院からのコメント～

<特に効果的だった点>

- ・犬と猫の預かり場所を分けた。また、ペットと共に飼い主が避難している場合も建物内で犬と猫の避難エリアを分けた。
- ・多頭飼いの避難者に対しては個室を提供した。
- ・エリアごとに被災者の中からリーダーを決め、リーダー会議等で状況や問題の把握、共有を行った。

<苦労した点>

- ・避難者のマナーが悪い場合があった（トイレや喫煙など）。
- ・多頭飼いの飼い主のために個室を提供したところ、飼い主がボランティアに世話を任せて2日間ほど不在にしたことがあった。

<熊本地震を踏まえた課題>

- ・ペット連れの受入れが可能な避難所を示した避難所マップを作成すべき。少なくとも各市町村に1ヶ所以上のペット連れの受入れ可能な避難所整備が必要と考える。

<熊本地震を踏まえた動き>

- ・熊本市内にある民間の動物病院では、熊本地震の経験を踏まえて、災害対策のマニュアルの見直しや施設の整備を検討しています。
- ・行政の支援とは別に動物病院間、獣医師間の協力・連携が重要との考えから、研究会の立ち上げを行っています（ヒアリング時点で全国 18 病院が参加）。

② 動物愛護団体の動物救護活動

(ア) 被災状況と被災動物救護状況の概要

熊本空港近くにあるペットの預かり施設等を併設している愛護団体では、発災時に預かりを受けていたペットについての被害は確認されていませんが、預かり施設内の家具の倒壊や水道管等の破損による断水などの施設への被害が確認されています。

また、震災後に避難生活に伴うペットの一時預かり依頼や迷子動物の収容が急増し、預かり施設の設備改修を並行して進めながらボランティアスタッフや支援物資の募集・受入れを行って対応が行われていたことが分かっています。熊本空港の近くにある民間の預かり施設では、迷子動物の情報共有等について独自に行政との調整を進めていたほか、民間団体であるため行政の支援を受けることが困難な中、Facebook等のインターネットツールを活用して独自に義援金募集や支援物資の呼びかけなどを行っていました。



[写真提供：ドッグレスキュー熊本]

表 3-6-4 愛護団体による動物救護活動状況

月日	活動状況
4月14日	熊本地震発生（前震）
	発災時の保護・飼養頭数：成犬 11 頭、子犬 18 頭、子猫 5 頭
4月15日	Facebook にてペットの一時預かり、迷子犬の保護受け入れを告知。受け入れ開始。
	自治体との迷子犬の問合せ情報の共有を提案。個人情報に係らない部分について共有を開始。
4月16日	本震発生
4月22日	熊本県知事宛に要望書等を提出
4月30日	Facebook にてフード、ペットシート、ケージ等の無料受渡を告知。
5月13日	プレハブ 2 基を設置。
5月25日	Facebook にてフード、ペットシート、ケージ等の無料受渡を告知。
6月5日	Facebook にてペットの一時預かりを告知。
6月15日	Facebook にてペットの一時預かりを告知。
7月3日	温湿度計 300 個を仮設住宅のペット飼養者に配布開始。
9月5日	温湿度計の配布完了。
9月26日	フード、ペットシート、ケージ等の無慮配布を実施。
10月1日	フード、ペットシート、ケージ等の無慮配布を実施。
10月2日	フード、ペットシート、ケージ等の無慮配布を実施。

(イ) 団体が預かっていたペットの被災状況及び救護活動

熊本空港近くにあるペットの預かり施設等を併設している愛護団体では、施設等の被害があったものの当時預かりを行っていたペットや施設スタッフの怪我はありませんでした。

同団体では、発災当初から避難生活等で一時的にペットの飼養が困難になった被災者のペットの一時預かりを行ったほか、地震により逃げ出す等して迷子になったペットの保護活動を行っていました。

表 3-6-5 迷子動物等の救護活動の状況

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計(延べ数)
迷子犬	世帯数	8	-	-	1	2	-	-	11
	頭数	8	-	-	1	2	-	-	11
返還	世帯数	5	-	-	-	3	-	-	8
	頭数	5	-	-	-	3	-	-	8
保護犬	世帯数	1	2	2	2	1	3	2	13
	頭数	3	5	9	11	8	15	8	59
譲渡犬	世帯数	1	12	14	3	15	5	7	57
	頭数	4	12	19	10	15	5	7	72
保護猫	世帯数	-	-	3	1	3	1	3	11
	頭数	-	-	4	4	8	1	8	25
譲渡猫	世帯数	-	-	3	1	1	2	3	10
	頭数	-	-	3	2	1	3	11	20

(ウ) ペットの一時預かりの受入れ状況

熊本空港近くにあるペットの預かり施設等を併設している愛護団体では、発災当初からペットの一時預かりの受入れを開始し、ヒアリング時点（10月）までにのべ95頭のペットの一時預かりを行い、うち63頭について返還を行いました。

ペットの一時預かりの受入れにあたっては、発災当初はワクチン等の接種の有無にかかわらず被災者のペットの受入れを行っていましたが、同団体の施設も被災しており、受け入れられる頭数等にも限度があるため、段階的に受入れ条件を設定して対応を行っていました。

【受入れ条件】

- ・4月14日、15日は条件無しで受入れ。
- ・4月16日以降は条件を設定。
(全壊、避難所に入れない、身近に預かってくれる人がいない場合のみ受入れ可。)
- ・4月22日以降、複数人で車中泊をしている飼養者からの受入れを開始。
- ・預かり期間の設定はなし。
- ・被災した方のみ無料で預かり（被災証明書の提示は不要）。
- ・その他、預けたペットに飼い主が会いにくるとペットが帰りたくなり、下痢などの体調不良を起こす可能性があるため、預かり後は引取までペットに会いに来ないよう伝えていました。

表 3-6-6 一時預かりの受入れ状況

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計（延べ数）
預かり	世帯数	42	12	8	4	-	2	1	69
	頭数	61	15	10	5	-	2	2	95
返還	世帯数	11	15	8	3	4	2	3	46
	頭数	22	19	9	3	4	3	3	63

(エ) 動物救護活動への支援

熊本空港近くにあるペットの預かり施設等を併設している愛護団体では、被災者のペットの一時預かり、迷子動物の保護活動の他に、ペット飼養者に対して支援物資の無料配布を行っていました。具体的には、夏場のペットの健康管理のため温湿度計 300 個を仮設住宅のペット飼養者に対して配布したほか、ペットフードやペットシート、ケージ等の物資を複数回にわたって被災者に無料配布していました。



[写真提供：ドッグレスキュー熊本]

(オ) 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の活用

熊本空港近くにあるペットの預かり施設等を併設している愛護団体では、環境省の発行したペット救護ガイドラインについて把握していましたが、今回の震災では活用されませんでした。

ガイドライン改訂に向けた課題について ～動物愛護団体からのコメント～

<ガイドラインに求めること>

- ガイドラインの認知度が低く、自治体が内容を把握していないことが多い。ガイドラインの周知が必要。
- ガイドラインを活用して実際に同行避難をした人はほとんどいないと考える。ガイドラインは実際の災害時のためのものではなく、起こる前の心構えの様なもの。ペットを連れ出せないことを前提とした災害時のマニュアルが必要。
- 部屋の中にペットを入れるという意味で「同伴避難」という言葉が愛護団体の間で広まった。言葉の定義が曖昧で混乱が生じている。
- ガイドラインは災害時の現状に即していない。ガイドラインどおりに行動したくてもできない人が多かったのではないか。ガイドラインどおりに行動できなかったときにどうしたらいいかを記載してほしい。

動物救護活動全体について ～動物愛護団体からのコメント①～

<特に効果的だった点>

- ブログやフェイスブックで物資の提供について呼びかけ、支援物資を被災者に提供することができた。
- 預かり数が増えたためすぐにプレハブを購入することでペットの収容ができた。また、物資が多すぎたためコンテナも購入した。
- 雨が多く、イヌを室内へ入れるためにプレハブを増やし、温度管理に気をつけた。
- 飼い主が預けたペットに会いにこないように伝えたため、飼い主が来ないほうがスタッフも落ち着いて世話をすることができた。
- 交流のある県外の団体に協力してもらえたことが大きい。

<苦労した点>

- 本震以降に預かったイヌのほとんどに下痢・食欲不振の症状が出ていた。体調管理に気をつけた。

<熊本地震を踏まえた課題>

- 支援物資を外で配りたかったが電話対応やペットの世話があり持ち場を離れることができなかつたため、施設に取りに来た人にしか物資を配布できなかつた。行政が物資を避難所に置くようにしてもらいたい。
- 県外から避妊などの資金を援助してもらおうのは、被災の支援としてはいいが、復興の支援とするべきでない。人が甘えてしまうため。
- 被災地の保護団体や県が協力する方法や体制を整備する必要がある。
- 今回は施設への寄付金を使って中古のプレハブを購入した。預かりには支援がないと難しい。
- フードなどの物資を提供しても同じ飼い主しかとりにこない。インターネットやフェイスブックをみないような、手の届かない人に物資を配りたい。
- ワクチン未接種のイヌがいると集団で感染するリスクがあるため、ワクチン接種の徹底が必要。
- ペットの世話に人の労力がかかる。ボランティアが続かない。(ペットと触れたいだけの人、毎日同じ作業のため結果がない・やりがいがないと感じてしまう人もいる。)
- 民間でペットの受入れが可能な避難所を開設した団体があったが、開所期間が短く(団体の都合で閉鎖時期が決定されてしまったため)、避難者はその後の避難生活場所を確保するのに苦労していたようだった。最後まで責任を持った支援が求められる。

動物救護活動全体について ～動物愛護団体からのコメント②～

<今後特に必要と考える点>

- ・事前の備えとして、ペットのシェルターがあれば頭数が多くても収容できる（災害が起こる前にあらかじめ収容するプレハブを組み立てておく）。
- ・ペット可の広域避難場所を全国に作るべき。ペット用の広域避難所を、飼い主に日頃から認知させることで、災害発生時の手間をなくすることができるのでは。
- ・首輪をする習慣がなく、野放しになっている飼いネコが多い。特に野放しになっている場合、不妊・去勢が必要。
- ・地域によって飼い主の認識の違いがあるため平時から適正飼養について飼い主への普及啓発が必要。

<行政に求めること>

- ・行政の危機管理に問題があった。人の段取りを予め決めておくべき。地震があったときにどこに何を取りに行くのか、住民が事前に分かっていた方がいい。
- ・広域避難所の中にペット可の避難所を設定し、災害時にはそこに行くように平時から飼い主に認識させておくべき。
- ・民間の団体は行政からの支援が無い中で救護活動を進める必要があるが預かりには支援がないと難しい。預かりを行っている団体に対して1頭500円というように義援金から支援してほしい。
- ・預かり施設への予算を均等に分けて欲しい。
- ・迷子ペットのHPが乱立している。県が一本化するべき。
- ・マイクロチップをイヌ・ネコのペットに入れることを法的に義務づけるべき。
- ・熊本地震における県の対応は、混乱の中で安易に被災動物を保護してしまい飼育放棄に手を貸した形に見える。こんな時だからこそ飼い主の飼育に対する啓蒙啓発をしっかりと行うべき。人材についても地域のボランティアを臨時雇用するなど対応の方法はあるはずである。

4. 避難生活の状況

4. 避難生活の状況

(1) ペット同行避難者の状況

熊本地震における同行避難の課題等について、ペット同行避難者からの情報収集を目的として、アンケート調査を行った。

調査対象者は、益城町総合運動公園、ピースウィンズ・ジャパンユニットハウス村、熊本市体育館におけるペット同行避難者とした。

調査期間は、益城町総合運動公園は平成 28 年 6 月 29 日～7 月 3 日、ピースウィンズ・ジャパンユニットハウス村では平成 28 年 7 月 2 日～7 月 3 日、熊本市総合体育館では平成 28 年 7 月 9 日～7 月 10 日に実施した。

調査は対面によるヒアリングにより実施した。主なヒアリング内容は以下の通りである。

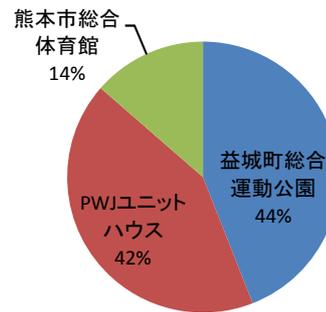
- ・飼育されているペットの種類等
- ・避難状況や避難理由等
- ・避難時のペットの状況等
- ・ペットに関して困ったこと、必要だと思う支援内容等
- ・行政や避難所の管理者側の準備等について等

これらのアンケート結果を集計し、以下にまとめた。

回答者の属性

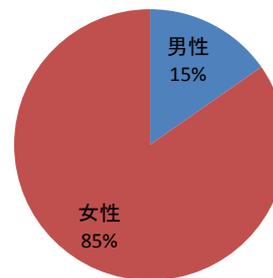
回答者の内訳（ヒアリング場所別）

ヒアリング場所	人数	割合（%）
益城町総合運動公園	26	44.1
PWJユニットハウス	25	42.4
熊本市総合体育館	8	13.6
TOTAL	59	100.0



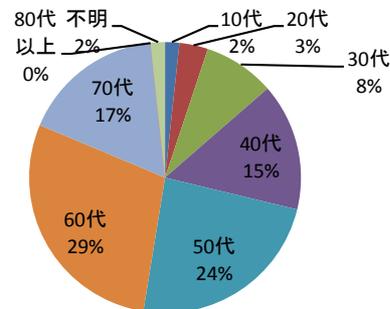
回答者の内訳（男女別）

性別	人数	割合（%）
男性	9	15.3
女性	50	84.7
TOTAL	59	100.0



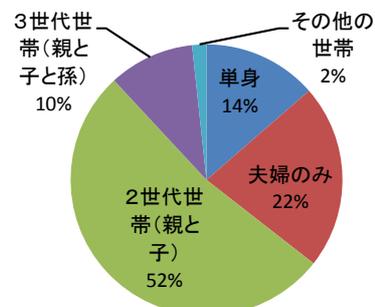
回答者の内訳（年齢別）

年齢	人数	割合（%）
10代	1	1.7
20代	2	3.4
30代	5	8.5
40代	9	15.3
50代	14	23.7
60代	17	28.8
70代	10	16.9
80代以上	0	0.0
不明	1	1.7
合計	59	100.0



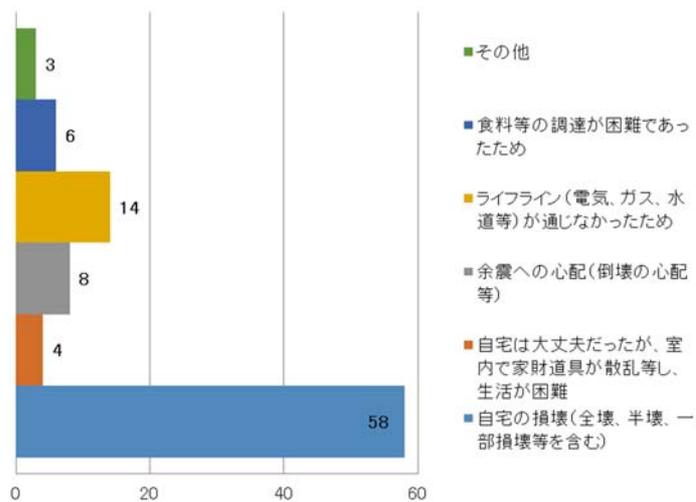
家族構成

年齢	人数	割合（%）
単身	8	13.6
夫婦のみ	13	22.0
2世代世帯（親と子）	31	52.5
3世代世帯（親と子と孫）	6	10.2
その他の世帯	1	1.7
合計	59	100.0



避難の理由

	自宅の損壊（全壊、半壊、一部損壊等を含む）	自宅は大丈夫だったが、室内で家財道具が散乱等し、生活が困難	余震への心配（倒壊の心配等）	ライフライン（電気、ガス、水道等）が通じなかったため	食料等の調達が困難であったため	その他
益城町総合運動公園	25	2	3	5	4	0
PWJユニットハウス	25	1	5	8	2	1
熊本市総合体育館	8	1	0	1	0	2
合計	58	4	8	14	6	3



避難の理由

「その他」の意見

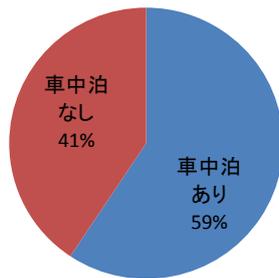
- 土砂崩れの心配。
- 大家さんが(家屋を)崩すから出るように言われた。
- ペットと一緒に暮らすため。

【集計分析】

- 避難理由は、ほぼ全ての方が自宅の損壊によるものであった。

車中泊の有無

	車中泊あり	車中泊なし	計
益城町総合運動公園	13	13	26
PWJユニットハウス	20	5	25
熊本市総合体育館	2	6	8
合計	35	24	59



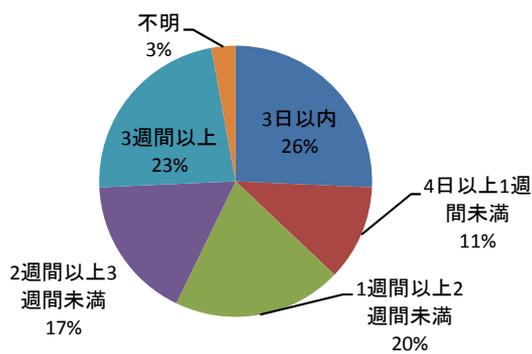
全体合計の割合

【集計分析】

- 同行避難をされた方の中、半数以上の方が車中泊をおこなっていた。
- ピースウィンズ・ジャパンのユニットハウスに避難された方は、車中泊をされていた方の割合が多い。

車中泊の期間

	3日以内	4日以上1週間未満	1週間以上2週間未満	2週間以上3週間未満	3週間以上	不明	計
益城町総合運動公園	6	3	2	0	1	1	13
PWJユニットハウス	2	1	5	6	6	0	20
熊本市総合体育館	1	0	0	0	1	0	2
合計	9	4	7	6	8	1	35



全体合計の割合

【集計分析】

- 益城町総合運動公園に避難された方では、車中泊の期間が2週間未満の方が大多数だった。
- ピースウィンズ・ジャパンのユニットハウスに避難された方では、3週間以上など長期間車中泊をされていた方が多い。

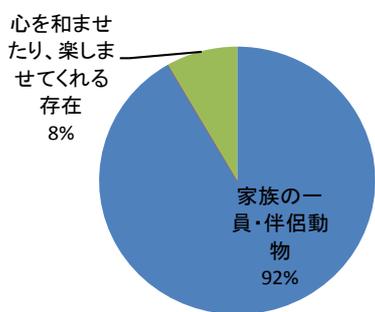
〈2〉あなたのペットについてお聞かせください。

A. あなたにとって、ペットはどのような存在ですか。

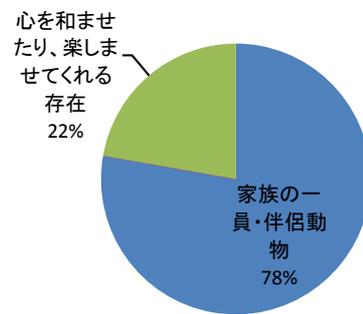
(1つだけ)

ペットの種類	家族の一員・ 伴侶動物	家を守ってく れる番犬 (犬の場合)	心を和ませ たり、楽し ませてく れる存在	計
犬	44	0	4	48
猫	14	0	4	18
その他	1	0	1	2

※数値はペットの種類毎の回答数を示したものの。



全体合計の割合 (犬)



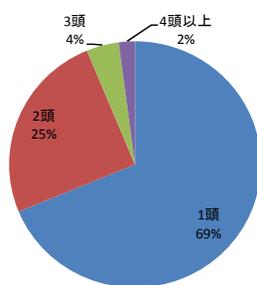
全体合計の割合 (猫)

【集計分析】

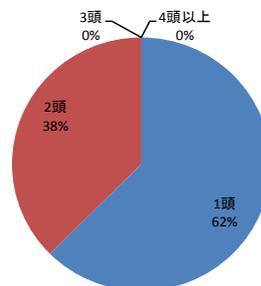
- 犬、猫ともに「家族の一員・伴侶動物」という意見が大部分であった。

B. ペットの頭数

【飼育頭数】



飼育頭数 (犬)



飼育頭数 (猫)

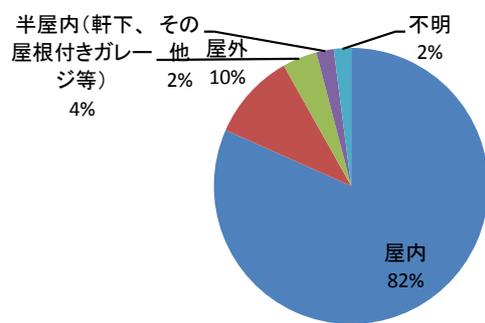
【集計分析】

- 多頭飼育の割合は、犬では 31%、猫では 38%であった。

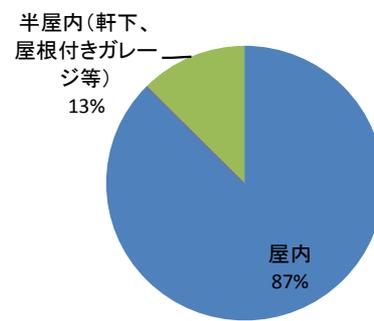
〈3〉 震災前の普段のペットの詳細についてお知らせください。現在、一部のペットと別々にお住まいになっている場合も、そのペットも含めてお答えください。

飼育場所

	屋内	屋外	半屋内 (軒下、屋根付きガレージ等)	その他	計
犬	40	5	2	1	48
猫	17	1	0	0	18
その他	3	0	0	0	3



全体合計の割合（犬）



全体合計の割合（猫）

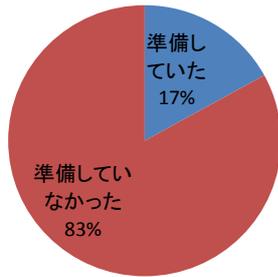
【集計分析】

- 犬、猫ともに、震災前から屋内飼いのペットが多い。

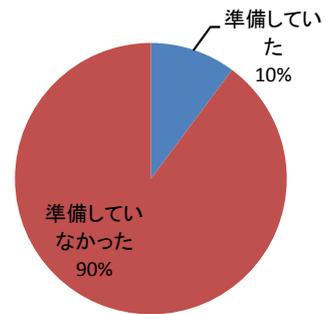
〈4〉 平時から、避難袋は用意していましたか。

避難袋の準備

	準備していた	準備していなかった	計
人用	10	49	59
ペット用	6	53	59



全体合計の割合（人用）



全体合計の割合（ペット用）

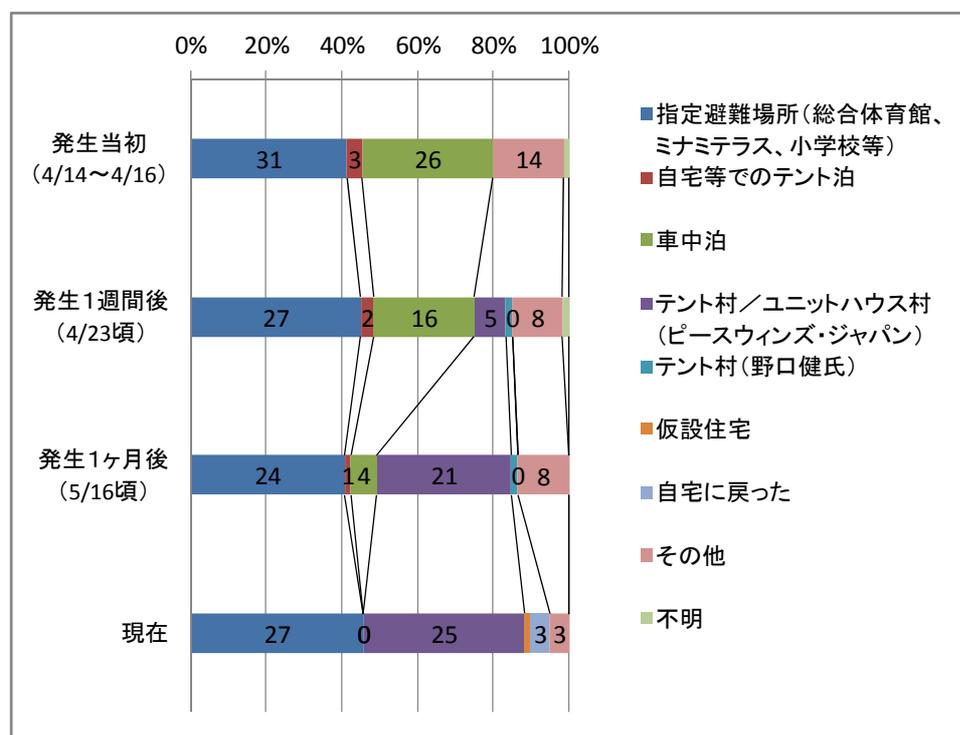
【集計分析】

- 避難袋の準備は、人用、ペット用ともに準備をしていない方が多かった。

〈5〉避難生活の時期別の様子について教えてください。

A. 飼い主さまは、どこに避難しましたか。複数ある場合は、主に避難していた場所の数字をお選びください。

	発生当初 (4/14~ 4/16)	発生1週間後 (4/23頃)	発生1ヶ月後 (5/16頃)	現在
指定避難場所（総合体育館等）	31	27	24	27
自宅等でのテント泊	3	2	1	0
車中泊	26	16	4	0
テント村（PWJ）	0	5	21	25
テント村（野口健氏）	0	1	1	0
仮設住宅	0	0	0	1
自宅に戻った	0	0	0	3
その他	14	8	8	3
不明	1	1	0	0



時期別の避難先

「その他」の意見

① 発災当初

- ・ 役場から体育館へ移動
- ・ 近くの公園
- ・ 公民館
- ・ お子さんの務め先
- ・ 自宅
- ・ コンビニ
- ・ 知人宅
- ・ 広場、空き地

② 発生1週間後

- ・ 親戚の家、実家
- ・ 体育館
- ・ 公民館
- ・ 車中と避難所
- ・ 高校

③ 発生1ヶ月後

- ・ 実家、親戚の家
- ・ 借家
- ・ 被災者向け県営住宅
- ・ 自衛隊のテント
- ・ 公民館

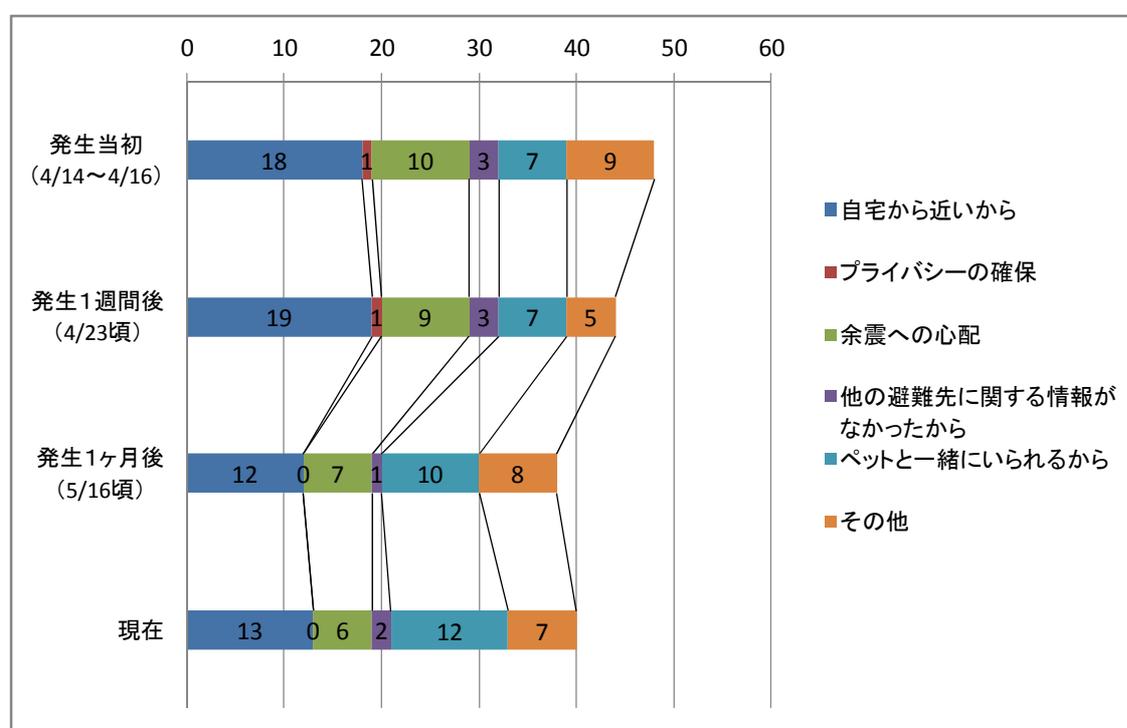
【集計分析】

- ・ 発災当初は、指定避難所の他に車中泊や近くの公園などに避難する割合が多かった。
- ・ 発生から1ヶ月後には、車中泊の割合が減少した。
- ・ 指定避難所へ避難された方の割合は、発災当初から変化は少ない。
- ・ 車中泊が減少し、ユニットハウス村に移行している。

B. 飼い主さまは、なぜ、そこに避難しましたか。(いくつでも)

【指定避難所を選んだ理由】

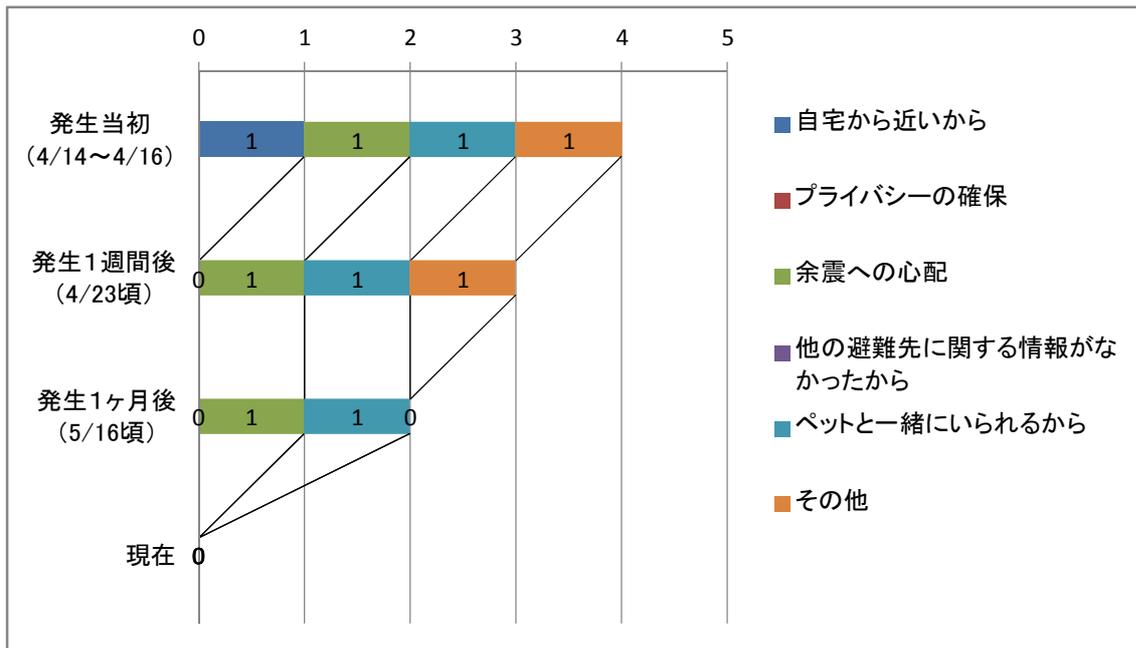
	自宅から近いから	プライバシーの確保	余震への心配	他の避難先に関する情報がなかったから	ペットと一緒にいられるから	その他
発生当初 (4/14～4/16)	18	1	10	3	7	9
発生1週間後 (4/23頃)	19	1	9	3	7	5
発生1ヶ月後 (5/16頃)	12	0	7	1	10	8
現在	13	0	6	2	12	7



指定避難所を選んだ理由 (件数)

【テント泊を選んだ理由】

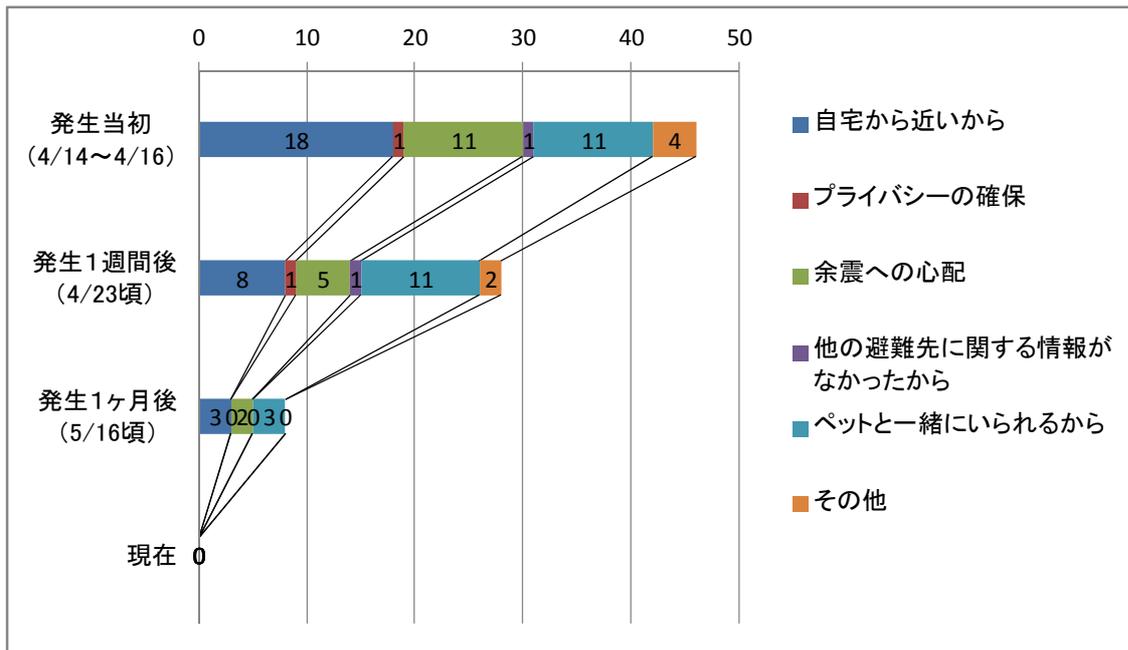
	自宅から近いから	プライバシーの確保	余震への心配	他の避難先に関する情報がなかったから	ペットと一緒にいられるから	その他
発生当初 (4/14～4/16)	1	0	1	0	1	1
発生1週間後 (4/23頃)	0	0	1	0	1	1
発生1ヶ月後 (5/16頃)	0	0	1	0	1	0
現在	0	0	0	0	0	0



テント泊を選んだ理由 (件数)

【車中泊を選んだ理由】

	自宅から近いから	プライバシーの確保	余震への心配	他の避難先に関する情報がなかったから	ペットと一緒にいられるから	その他
発生当初 (4/14～4/16)	18	1	11	1	11	4
発生1週間後 (4/23頃)	8	1	5	1	11	2
発生1ヶ月後 (5/16頃)	3	0	2	0	3	0
現在	0	0	0	0	0	0



車中泊を選んだ理由 (件数)

C. そのとき、ペットはどのような環境にいましたか。(それぞれ1つだけ)

【Ⅰ. 犬を飼っている方】

	ペットと一緒に避難した	ペットと一緒に避難したが、避難後、ペットだけ自宅に戻した	ペットを自宅に置いて避難した	【発生当初】ペットを知人に預けた	【発生当初】その他	避難施設の室内で同居(夜を一緒に過ごす)	避難施設で別居(一時預かり)※夜はペットを避難施設に預ける	避難施設で別居(避難施設外飼育)※夜はペットを車の中等、避難施設外で過ごさせる	ペットを自宅に戻した	ペットを知人に預けた	その他
発生当初(4/14~4/16)	39	2	4	0	3	0	0	0	0	0	0
発生1週間後(4/23頃)	0	0	0	0	0	26	0	4	5	1	13
発生1ヶ月後(5/16頃)	0	0	0	0	0	30	5	4	4	0	5
現在	0	0	0	0	0	28	15	2	2	0	1

C. そのとき、ペットはどのような環境にいましたか。(それぞれ1つだけ)

【Ⅱ. 猫を飼っている方】

	ペットと一緒に避難した	ペットと一緒に避難したが、避難後、ペットだけ自宅に戻した	ペットを自宅に置いて避難した	【発生当初】ペットを知人に預けた	【発生当初】その他	避難施設の室内で同居(夜を一緒に過ごす)	避難施設で別居(一時預かり)※夜はペットを避難施設に預ける	避難施設で別居(避難施設外飼育)※夜はペットを車の中等、避難施設外で過ごさせる	ペットを自宅に戻した	ペットを知人に預けた	その他
発生当初(4/14~4/16)	8	0	3	0	6	0	0	0	0	0	1
発生1週間後(4/23頃)	0	0	0	0	0	7	0	0	1	0	10
発生1ヶ月後(5/16頃)	0	0	0	0	0	6	1	0	1	0	10
現在	0	0	0	0	0	6	5	1	0	0	6

※不明はその他としてカウントした。

D. 前問でお答えになったペットの避難環境について、何故、そうになりましたか。(いくつかでも)

【Ⅰ. 犬を飼っている方】

	【一緒に避難した理由】一緒に避難するのが当然だから	【一緒に避難した理由】一緒に避難するように聞いたことがあったから	【一緒に避難した理由】その他	【一緒に避難しなかった理由】避難先で迷惑がかかると思ったから	【一緒に避難しなかった理由】避難先で屋内に受け入れてもらえなかったから	【一緒に避難しなかった理由】避難所敷地内に入れてもらえなかったから	【一緒に避難しなかった理由】その他	ペットは家族だから	ペットと離れて暮らすのは不安だったから	避難施設のルールだったから	ペットが他の人に迷惑をかけてしまうから	他の選択肢に関する情報がなかったから	その他
発生当初 (4/14~4/16)	42	4	0	2	0	0	3	0	0	0	0	0	0
発生1週間後 (4/23頃)	0	0	0	0	0	0	0	35	13	6	11	2	4
発生1ヶ月後 (5/16頃)	0	0	0	0	0	0	0	34	15	7	8	3	3
現在	0	0	0	0	0	0	0	36	16	9	4	3	5

D. 前問でお答えになったペットの避難環境について、何故、そうになりましたか。(いくつかでも)

【Ⅱ. 猫を飼っている方】

	【一緒に避難した理由】一緒に避難するのが当然だから	【一緒に避難した理由】一緒に避難するように聞いたことがあったから	【一緒に避難した理由】その他	【一緒に避難しなかった理由】避難先で迷惑がかかると思ったから	【一緒に避難しなかった理由】避難先で屋内に受け入れてもらえなかったから	【一緒に避難しなかった理由】避難所敷地内に入れてもらえなかったから	【一緒に避難しなかった理由】その他	ペットは家族だから	ペットと離れて暮らすのは不安だったから	避難施設のルールだったから	ペットが他の人に迷惑をかけてしまうから	他の選択肢に関する情報がなかったから	その他
発生当初 (4/14~4/16)	8	0	2	0	1	0	8	0	0	0	0	0	0
発生1週間後 (4/23頃)	0	0	0	0	0	0	0	10	6	0	1	0	6
発生1ヶ月後 (5/16頃)	0	0	0	0	0	0	0	9	6	0	1	0	7
現在	0	0	0	0	0	0	0	12	6	3	0	0	4

E. この時期、ペットに関して、困ったことがありましたか。(いくつでも)

【Ⅰ. 犬を飼っている方】

	ペットの行動(鳴き声・排泄・他)	ペット用物資の不足(フード・水・トイレシート等)	獣医師の不足	ペットの居場所	他の避難者との関係	避難管理者との関係	その他
発生当初(4/14～4/16)	20	10	4	16	8	2	4
発生1週間後(4/23頃)	16	12	5	18	9	3	3
発生1ヶ月後(5/16頃)	12	4	1	6	6	1	3
現在	8	1	1	1	3	0	4

E. この時期、ペットに関して、困ったことがありましたか。(いくつでも)

【Ⅱ. 猫を飼っている方】

	ペットの行動(鳴き声・排泄・他)	ペット用物資の不足(フード・水・トイレシート等)	獣医師の不足	ペットの居場所	他の避難者との関係	避難管理者との関係	その他
発生当初(4/14～4/16)	1	1	2	1	0	0	6
発生1週間後(4/23頃)	1	1	2	1	0	0	4
発生1ヶ月後(5/16頃)	0	1	1	0	0	0	4
現在	0	1	0	0	0	0	3

F. この時期、ペットに関して、どういう支援が必要だと思いますか。(それぞれ3つまで)

【Ⅰ. 犬を飼っている方】

	ペット用物資(フード・水・トイレシート等)	獣医師	ペットとの同居場所	ペットを預かってもらえる場所	ペットとの生活に関する情報提供	ペットに関する相談相手	その他
発生当初(4/14～4/16)	24	8	36	17	13	2	1
発生1週間後(4/23頃)	22	14	30	18	13	1	2
発生1ヶ月後(5/16頃)	17	11	26	19	11	2	1
現在	11	6	19	17	7	5	3

F. この時期、ペットに関して、どういう支援が必要だと思いますか。(それぞれ3つまで)

【Ⅱ. 猫を飼っている方】

	ペット用物資(フード・水・トイレシート等)	獣医師	ペットとの同居場所	ペットを預かってもらえる場所	ペットとの生活に関する情報提供	ペットに関する相談相手	その他
発生当初(4/14～4/16)	6	1	10	3	0	1	1
発生1週間後(4/23頃)	6	2	10	2	0	1	1
発生1ヶ月後(5/16頃)	7	2	10	3	0	1	0
現在	8	1	7	3	1	1	0

G. この時期、ペットに関して、どんな支援が役立ちましたか。(それぞれ3つまで)

【Ⅰ. 犬を飼っている方】

	ペット用物資(フード・水・トイレシート等)	獣医師	ペットとの同居場所	ペットを預かってもらえる場所	ペットとの生活に関する情報提供	ペットに関する相談相手	その他
発生当初 (4/14～ 4/16)	28	3	12	5	2	1	1
発生1週間後 (4/23頃)	32	9	15	5	2	1	1
発生1ヶ月後 (5/16頃)	29	14	18	13	4	4	1
現在	28	8	21	21	7	3	1

G. この時期、ペットに関して、どんな支援が役立ちましたか。(それぞれ3つまで)

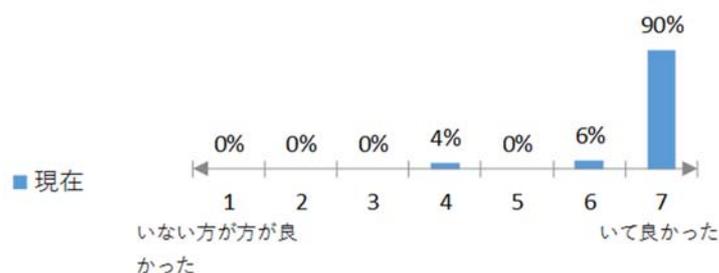
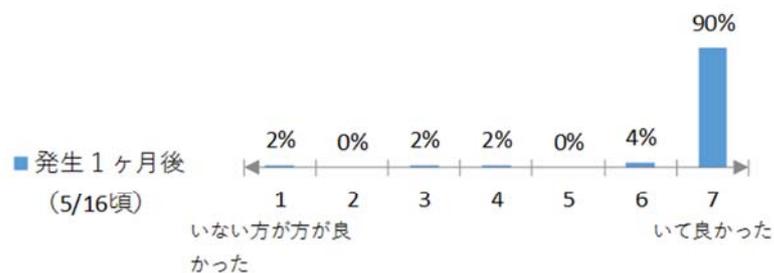
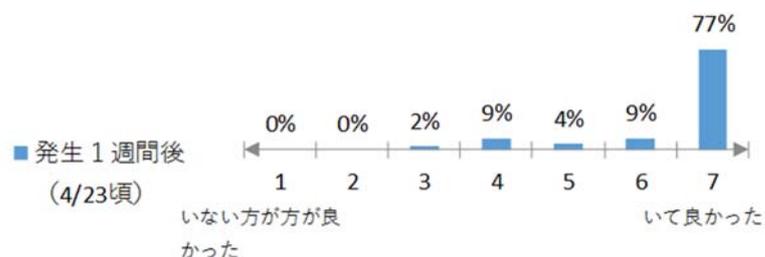
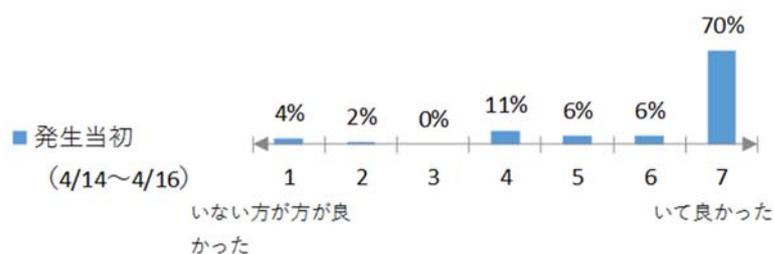
【Ⅱ. 猫を飼っている方】

	ペット用物資(フード・水・トイレシート等)	獣医師	ペットとの同居場所	ペットを預かってもらえる場所	ペットとの生活に関する情報提供	ペットに関する相談相手	その他
発生当初 (4/14～ 4/16)	4	0	4	1	0	1	2
発生1週間後 (4/23頃)	6	1	5	0	0	1	2
発生1ヶ月後 (5/16頃)	6	2	5	5	0	1	1
現在	18	10	4	6	10	0	2

H. この時期、ペットはあなたにとって、どのような存在でしたか。

【I. 犬を飼っている方】

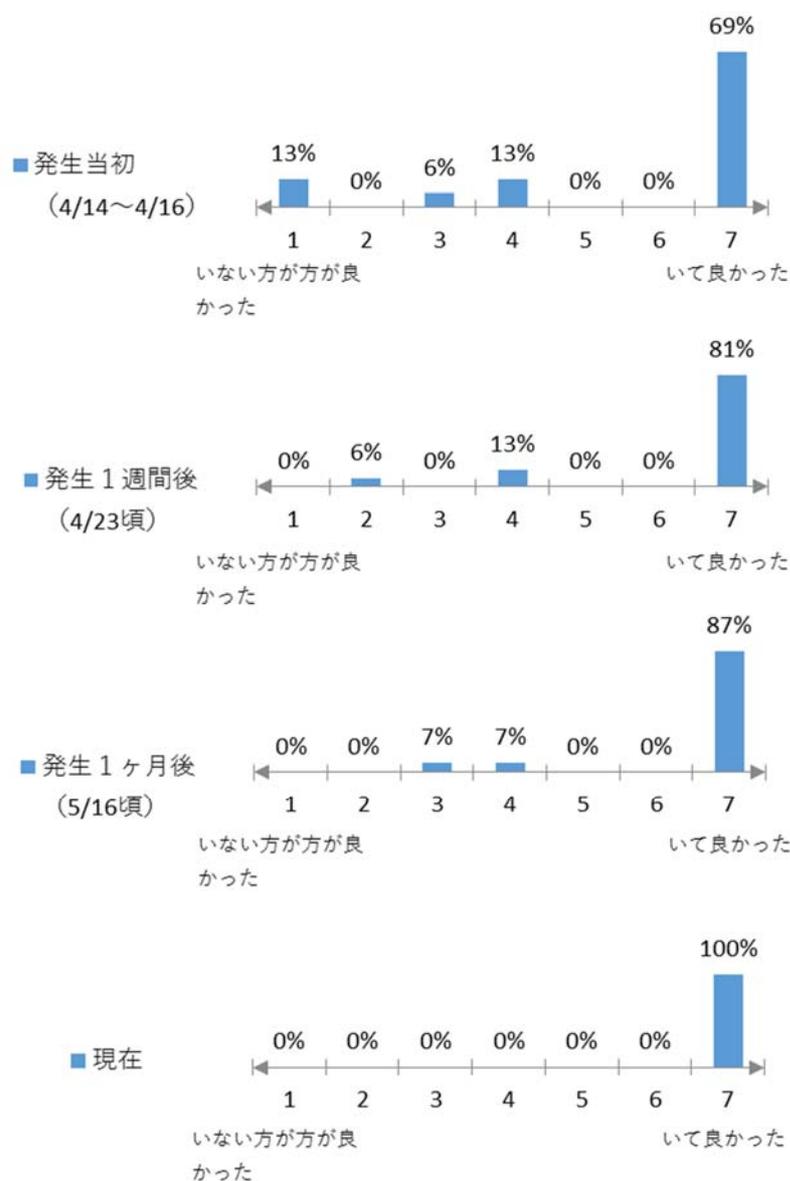
評価	いないほうが良かった							いて良かった						
	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
発生当初 (4/14~4/16)	2	1	0	5	3	3	33							
発生1週間後 (4/23頃)	0	0	1	4	2	4	36							
発生1ヶ月後 (5/16頃)	1	0	1	1	0	2	43							
現在	0	0	0	2	0	3	43							



H. この時期、ペットはあなたにとって、どのような存在でしたか。

【Ⅱ. 猫を飼っている方】

評価	いないほうが良かった							いて良かった						
	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
発生当初 (4/14~4/16)	2	0	1	2	0	0	11							
発生1週間後 (4/23頃)	0	1	0	2	0	0	13							
発生1ヶ月後 (5/16頃)	0	0	1	1	0	0	13							
現在	0	0	0	0	0	0	16							



(2) 仮設住宅におけるペットの飼養状況

① ペット飼養者へのヒアリング

熊本地震に伴い設置された仮設住宅においてペット飼養者へのヒアリング調査を行いました。ヒアリング調査では、間取り、家族構成、ペット飼養数、飼養の現状とペット飼養に関して困っていることについて伺いました。その結果、異なる2地区の仮設住宅に入居する計5世帯のペット飼養者から以下のような回答が得られました(表4-2-1)。

表4-2-1

間取り	ペット飼養数	居住人数	現状	困っていること	その他
2DK (4畳半×2+DK)	犬2頭 (小型) 猫2頭	3名	<ul style="list-style-type: none"> ・入居当所は室内にケージを置いていたが、手狭なため現在はケージを使用していない。 ・犬の散歩は4回/日。排泄はできるだけ散歩時にさせている。 ・小型犬のため吠えやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・排泄のためもあり散歩に頻繁に行く必要がある。 ・たまに室内で排泄してしまう時もある。 ・犬を走らせる場所がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ノーリードの大型犬がいる。 ・よく吠える犬がいて鳴き声が聞こえる時がある。
2DK (4畳半×2+DK)	犬1頭 (小型) 猫1頭	3名	<ul style="list-style-type: none"> ・犬は3~4時間おきに排泄のため外に出す(老犬のため排泄間隔が短い)。 ・猫用3段ケージは間取りの問題(ブレイカーの位置)により2段(上猫、下犬)で使用。 ・外が見えるように窓際にケージを置きたいが雨の吹き込みが心配。 ・排泄のこともあり散歩(10~15分程度)は他人のいない仮設団地外周に出るようにしている。 	特になし	<ul style="list-style-type: none"> ・ペットがいることでコミュニケーションのきっかけとなる場合がある。 ・避難所で一緒にいた人とは交流があるが、その他の人とは交流が無く、ペットのいる人たちで集まるようなことは皆さんしようとしなない。

2DK (4 畳半 × 2 + DK)	猫 2 頭	2 名	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設は狭いので外に出たいというアピールが強かった。 ・鳴き声がうるさいため 1 頭は外に出すこともある。 ・外に出す猫は必ず排泄は室内です。 ・仮設入居当所は猫が環境に慣れないためか下痢をしていた。 ・鳴き声がうるさいため夜中に自宅に連れて帰ったこともあった。 ・ストレスで毛をかきむしったり、抜けたりした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遊び場がない。 ・猫砂などの費用が負担になっている。 	特になし
1DK (4 畳半 + DK)	犬 1 頭 (大型)	1 名	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯面から自宅敷地内にある両親の住むプレハブで飼っていたが、犬がすごく痩せてしまったため仮設に連れてきた。 ・散歩は 2 回 / 日。 ・排泄は散歩時にさせている。 ・ケージには入れずに室内飼養している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・散歩中の犬のオシッコについて苦情がある場合もある。 ・大型犬のため散歩中は気を遣う。 ・ケージはあるが入れると鳴く。 ・ペットの糞尿の問題 ・鳴き声の問題 ・旅行に行く際などに預けておける場所がない。 ・仮設での意志決定がなかなか進まない。 ・管理者に相談しても何もしてくれない。 ・公園が遠くペットの遊び場がないが、子ども遊び場とゲートボール場が欲しいとの声がある中でペットの遊 	<ul style="list-style-type: none"> ・飼い主どうしが集まれる場所があればだいぶ違うと思う。 ・動物ボランティアどうしの連携がとれていないため住民が困惑する。 ・お知らせを掲示板に貼るだけでは住民は見えていない。 ・猫を常にケージ内で飼養している(ケージ外に出さない) 人もいる。 ・猫の飼い主間のコミュニケーションはなかなか取られていない印象。 ・犬が他の犬を噛んだりする問題があった。

				び場が欲しいとは言いにくい。 ・獣医師会も巡回して欲しい。	
2DK (4 畳 半 × 2 + DK)	猫 1 頭	3 名	<ul style="list-style-type: none"> ・部屋が狭いので窓から外が見られるようにしてあげている。 ・窓等を開ける時は猫が脱走しないように気をつけている。 ・室内で放し飼いにしており、ケージは使用していない。 ・自宅よりも狭いため運動不足で少し太った。 ・仮設団地内の飼い主間の交流はない。 	特になし	特になし

② ヒアリング結果のまとめと課題

仮設住宅におけるペット飼養者の状況は様々でしたが、それぞれに仮設住宅でのペット飼養について課題を抱えている場合が多く見られました。特に室内でのケージ飼養や排泄、鳴き声などの問題について、多くのペット飼養者が課題として挙げていました。

《犬飼養における課題》

- ・排泄は室外でさせているケースが多く、排泄のために頻繁に散歩に行く必要がある。また、室外に出してもらうまでは排泄を我慢している犬が多く、我慢できない場合は室内のペットシート以外の場所で排泄してしまう場合もある。
- ・きちんと糞尿処理を行っていても散歩中の排泄について苦情を受ける場合がある。
- ・ケージになれていない犬の場合、ケージに入れると鳴いてしまう場合があり、鳴き声への苦情が出る可能性があるためケージに入れずに室内飼育している世帯もある。
- ・自由に運動させられる場所が近くにない。

《猫飼養における課題》

- ・外に出たがる猫も多く、人が家を出入りする際に猫が逃げ出さないように注意が必要。
- ・室内が狭く遊ばせる場所がない。

《犬・猫共通の課題》

- ・糞尿への苦情。
- ・鳴き声への苦情。
- ・室内が狭く、ケージを置くスペースを確保できない。
- ・ペット家族会または自治会が設置されておらず課題を挙げる場所がない。自治会等が設置されていない、もしくは設置されていてもうまく機能していないことで、一部の飼養者にペット飼養に関する相談や苦情が集中している場合がある。
- ・ペット飼養者どうしの情報交流の場（機会）がない。
- ・支援活動を行っている動物ボランティアどうしの連携がとれていないため住民が困惑する場合がある。

これらのペット飼養者の抱える課題については、ペット飼養可の仮設住宅を設置している自治体の把握課題にはほとんど挙がっていませんでした（「1.（3）③仮設住宅におけるペットの飼養」参照）。自治体では、苦情や相談が挙がってこないため課題はないと考えがちですが、実際には飼養者は様々な課題を抱えており、それを相談する窓口がないなどの理由で自治体が課題を把握するのが遅れている可能性が考えられます。ペット飼養者どうしの情報交流の場や家族会等を機能させ、仮設住宅におけるペット飼養に関する課題について自治体と飼養者、非飼養者が連携して課題の共有と対応を行っていくことが各仮設住宅設置地区において求められています。一方、飼養者から挙げられた課題の多くは、平時の飼養方法やしつけ等に起因するものも多いことが特徴です。飼い主責任において平時からきちんとしたしつけを行い、非常時に備えた飼養方法をとっていくことが飼養者側には求められます。



5. その他

5. その他

(1) 動物園・水族館の展示動物

① 災害に備えた動物救護体制の整備状況

(公社) 日本動物園水族館協会では、災害が発生した場合に備え、緊急時の動物輸送支援の方針を定めていました。また、同協会の安全対策委員会、事務局が主体となり当該園館の属するブロック内園館からの情報収集を行うなど施設間の連携に関する方針を定めていました。一方、熊本市動植物園では、災害(特に地震)が発生した場合に備えた展示動物救護に関する方針等は定めていませんでしたが、展示動物救護に必要な物資の備蓄を行っていました。

② (公社) 日本動物園水族館協会と熊本市動植物園における対応の経緯

熊本市動植物園では、4月14日の前震の時点で園内の地盤沈下、隆起、液状化、獣舎の破損、漏水、断水などの大きな被害を受けました。同園では多くの希少鳥獣を飼育しており、職員が動物の飼養管理のため自治体や(公社) 日本動物園水族館協会と連携して動物の救護活動を行っていたことが分かっています。

表 5-1-1

月日	(公社) 日本動物園水族館協会の対応	熊本市動植物園の対応
4月14日		<ul style="list-style-type: none"> ・ 21:30頃 震度7の前震発生。即座に緊急招集。施設損壊及び動物脱出等の状況確認 ⇒動物の脱出なし、死亡個体なし。 園内の地盤沈下、隆起、液状化、獣舎の破損、漏水箇所多数、上水道・井水ともに供給ストップ(停電なし)を確認したが、暗くてよく分からないため、詳細な損壊状況は明朝実施することとした。 ・ スタッフの安否確認、死者・負傷者なし。
4月15日	被害状況確認および支援の要不要	<ul style="list-style-type: none"> 早朝から園職員で手分けして園路、施設等の被災調査 ⇒園内の地盤沈下、隆起、液状化、多くの獣舎の一部破損確認
	支援物資の確認および手配	<ul style="list-style-type: none"> 断水発生。動物の飼養管理用のための取水用ポリタンク10個購入するとともに、(公社) 日本動物園水族館協会に支援要請(結

		果、ポリタンク20L24個、500L3個を夕方には到着)
		万が一の余震発生、動物脱走に備え職員による夜間園内待機開始(数名、最終的に4月28日まで継続)
4月16日	被害状況確認および追加支援物資の確認	1時過ぎ、震度6の本震発生。再度緊急招集。施設及び動物脱出等の確認 ⇒結果、動物の脱出なし、死亡個体なし。獣舎等の被災確認は明るくなる早朝から実施することに。その調査結果は下記のとおり。 ・園内の地盤沈下、隆起、液状化悪化、獣舎の破損増大、猛獣舎パドック(ユキヒョウ)飼養不可 ・飼料確保可能 ・スタッフの安否確認、死者・負傷者なし、家屋損壊により避難したスタッフ増加 ・上水道・井水ともにストップ、停電発生(4月17日未明復旧)
	被災獣舎からの動物異動要請の可否	・猛獣舎破損箇所増大による、アムールトラ、ユキヒョウ、ウンピョウ、ライオンの緊急避難移動の方針を決定。(公社)日本動物園水族館協会に移動先選定や移送の協力依頼。 ⇒後に移動日は4/23、北九州市到津の森がアムールトラ1頭、福岡市動物園がウンピョウ2頭、九州自然動物公園がライオン1頭、大牟田市動物園がユキヒョウ1頭の移動先として決定。
	九州各園館からの支援物資搬入	・停電による排水揚水機停止⇒発電機をリースで設置
4月17日	被害状況確認	・九州管内の園館よりスタッフ用食料品等の支援あり
4月18日	移動猛獣の引受先手配、支援物資の手配、移送準備	
4月19日	猛獣引受先との調整、輸送経路検討	
4月20日	引受先園館への依頼等後方作業	
4月21日	輸送部隊、熊本へ向けて出発	
4月22日	輸送部隊熊本到着、支援物資荷下ろし、移動猛獣積み込み	・移動猛獣の檻入れ作業実施。1日で完了。

		<ul style="list-style-type: none"> ・複数の園館からの支援物資を積載し、(公社)日本動物園水族館協会から1名と動物運搬業者1名来園。
4月23日	猛獣移送、移送完了	<ul style="list-style-type: none"> ・猛獣移動出発(2日間かけて4園に輸送完了)
		<p>被災ゴミ大量発生のためクリーンセンターへの応援業務開始。2~3名 (H28.8.17終了)</p>
4月24日	輸送部隊業務終了のため帰還	<ul style="list-style-type: none"> ・獣舎損壊が著しかったクロクモザル舎から動物を別舎へ移動する必要が生じたためホロホロチョウをクジャク舎へ移動。
4月26日		<p>夜間の避難所応援業務開始。当初は2~3名。後に1名(H28.8.14終了)</p>
4月27日		<ul style="list-style-type: none"> ・ホロホロチョウ舎にクロクモザルを移動:この移動により余震発生時の動物の脱出の可能性がほぼなくなったため夜間の園内監視終了。
		<p>罹災署名発行のためのり災調査応援開始 (H28.8.31終了)</p>
4月30日		<ul style="list-style-type: none"> ・獣舎損壊が著しかったワオキツネザル舎から動物を別舎へ移動する必要が生じたためコンゴウインコを管理センターへ移動。
5月10日		<ul style="list-style-type: none"> ・ワオキツネザルをコンゴウインコ舎へ移動
5月26日		<ul style="list-style-type: none"> ・出張型のふれあい移動動物園開始(地震による子どもたちの心のケアのため。対象は熊本市内の小学校、保育園、幼稚園。触れ合える動物はモルモット、ヤギ・ヒツジ、うさぎ、ムツアシガメ等)。 <p>12/8まで計48箇所を訪問した。</p>
地震発生後、随時		<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限りの獣舎への給排水設備の復旧作業(なお、現在でも給排水設備が寸断されたままで給排水が使えない獣舎多数あり) ・施設、遠路等の復旧、復興予算獲得のための国土交通省、文部科学省との折衝、またその査定のための業者委託



被災した熊本市動植物園の状況

[写真提供：熊本市動植物園]

③ 被災した動物園・水族館数

熊本地震では、熊本県内にある動物園 2 園が被災しました。なお、同県内にある水族館については大きな被害は確認されていません。

表 5-1-2

	動物園	水族館
熊本県内の施設数	2	-
被災した施設数	2	-

④ 飼養施設に被害があった動物園・水族館

熊本地震で被災した動物園のうち、熊本市動植物園において獣舎等の被害が確認されました。

表 5-1-3

飼養施設に被害が出た園館数	1
---------------	---

表 5-1-4

	施設名（所在地）	被害の内容
1	猛獣舎（熊本市動植物園）	地盤沈下、液状化などに伴い猛獣舎の一部に亀裂、檻接合部に損傷等がみられた。

⑤ 展示動物に被害があった動物園・水族館

熊本地震では、展示動物への被害はありませんでした。

⑥ 展示動物の移送

熊本市動植物園では、猛獣舎に地盤沈下、液状化などに伴い猛獣舎の一部に亀裂、檻接合部に損傷等がみられたため、県外の動物園に猛獣類の緊急移送を行いました。搬送した展示動物は4種6個体で、到津の森公園、大牟田市動物園、福岡市動物園、九州自然動物公園に速やかに移送されました。

表5-1-5

	施設名	移送した動物種	移送先の施設名	その後の対応状況
1	熊本市動植物園	アムールトラ	到津の森公園 (福岡県北九州市)	熊本修復までの約2年間 を目処に預かり
2	熊本市動植物園	ユキヒョウ	大牟田市動物園 (福岡県大牟田市)	熊本修復までの約2年間 を目処に預かり
3	熊本市動植物園	ウンピョウ	福岡市動物園 (福岡県福岡市)	熊本修復までの約2年間 を目処に預かり
4	熊本市動植物園	ライオン	九州自然動物公園 (大分県宇佐市)	熊本修復までの約2年間 を目処に預かり



展示動物移送の様子

[写真提供：熊本市動植物園]

⑦ 被災した動物園・水族館への支援

熊本地震では、震災による猛獣舎の破損が確認されたため（公社）日本動物園水族館協会として初めて猛獣の緊急移送を行いました。

また、発災直後から飼養に係る資材の支援や復興、保管管理に係る経費援助を行いました。

⑧ 今後の災害に備えて

熊本地震を踏まえ、（公社）日本動物園水族館協会では、緊急時の強固な連絡体制（衛星携帯電話の準備等）の構築を課題として挙げているほか、獣舎に大きな被害を受けた熊本市動植物園では、安定した地盤に強度のある施設を整備する（獣舎自体は被害がなくても地盤の液状化により建物と地盤の乖離が各所で起こった）ことや、地域、ブロック内の園館各々で備蓄をしておき、災害発生時にはいつでも支援できるようにしておく（一園館単独で物品、動物用飼料のストックをしておくことが望ましいが、予算的、その他貯蔵場所等の課題等から独自では難しいため）こと等を今後の課題として挙げています。

(2) 産業動物

① 国における産業動物への対応の経緯

農林水産省では、熊本地震における畜産農家への支援として、畜舎・農業用ハウス、共同利用施設等の再建・修繕への支援、営農再開に向けた支援等を行っています。

② 熊本地震における畜産関係の被害状況

農林水産省の発表によると、熊本地震における畜産関係の被害は、熊本県と大分県で家畜の斃死等 541,330 頭羽、被害額は 9.9 億円に上ったことが分かっています。

生乳については、発災直後は集乳できない地域が熊本県下で広がっていたものの、4月21日以降道路事情により集乳できない地域は解消されました。また、乳業工場の多くが操業を停止していましたが、順次、操業を再開しました。

酪農・肉用牛農家については、畜舎等の施設、設備が全壊又は一部損壊したほか、死亡牛も発生しました。

(農林水産省公表資料 <http://www.maff.go.jp/j/saigai/zisin/160414/kumamoto/taiou.html> より)

(3) その他

① 犬及び猫以外のペット

(ア) 避難所・仮設住宅等への避難状況

熊本地震では、ウサギ、フェレット、ハリネズミ、セキセイインコ等の犬及び猫以外のペットが避難所に同行避難していたことが分かっています。

(イ) 今後の災害に備えて

飼い主は平常時から避難に必要な飼養用品を準備して災害に備える事が大切です。特に温度管理が必要な爬虫類は、電気の供給が受けられない事を想定した準備が必要だと考えられます。また飼い主が飼養困難になる事を想定して、一時預け先を確保するなどの対策も必要だと考えられます。

② 特定動物（主に個人飼養のもの）

(ア) 発災後の状況

熊本市では、発災直後に電話で飼養者に確認を行い、約1週間後に直接訪問して飼養状況の確認を行いました。

表 5-3-1

自治体	特定動物の種類
熊本県	
熊本市	ワニガメ

(イ) 今後の災害に備えて

自治体は常日頃からの飼養状況の把握を行い、逸走時に備えて体制を整備することが必要です。飼い主に対しては、特定動物と施設設備を平常時から点検し、逸走を防止するよう指導し、飼養不可の状況になった場合に一時預かりができる場所を確保するよう指導を行うことも必要だと考えられます。また、非常事態対策要領の策定、非常事態対策用器具機材の整備、逸走時の保護、移動、保管を含め専門的な知識、技術等をもった関係各所との協力体制の整備が必要だと考えられます。熊本県では、今後、災害時の関係事業者からの現状報告（インターネットが使用できれば、その状況写真の報告）の周知が必要だとしています。

6. 各地の被災ペット対策における

対応事例・課題となった事例

6. 各地の被災ペット対策における対応事例・課題となった事例

(1) 同行避難及び避難所への受入れ

① 対応事例

<熊本市>

【避難所ごとに行っていたこと】

- ・避難所そばの屋根付き駐輪場をペット飼養スペースにしていた。
- ・避難所の一部を同行避難者専用の部屋にしてペットを受入れていた。

【熊本市動物愛護センターと動物愛護推進協議会が協力して行ったこと】

- ・動物愛護推進員によるペットの悩み相談。
- ・ペット用物資の無料配布。
(フード、ペットシート、ウェットティッシュ等)
- ・ケージ、キャリー、クレートの貸し出し。
- ・獣医師によるペットの無料健康相談。

<益城町>

- ・所有権明示を徹底するため迷子札の配布を行った。
- ・食欲がない動物に対し食欲を出させるアドバイスや飼主に対しペットのストレスケアや飼育者マナーなどを個別に説明した。
- ・長期化する中飼育マナー教室を開催した。

<南阿蘇村>

- ・動物飼育者とそうでない人の居住空間を分けた。
- ・ポスター掲示などの際にボランティアを活用し、効率的に進められた。

<八代市>

避難所のそばに動物専用スペースを設置した。

② 課題となった事例

<熊本県>

【今後求められる対応】

- ・ 飼い主への災害時に備えてやっておくべきことの啓発、同行避難訓練。
- ・ 市町村へのペット同行避難に対する意識づけを定着させ、避難訓練に同行避難も含ませる。
- ・ 可能であれば、ペット飼育管理施設の整備と併せて、適正飼養管理運営支援体制整備も含ませる。

<熊本市>

災害が起こった後の緊急時に、避難所の管理者（自治会長、校長等）が同行避難者の受入れを拒否することは現実的には困難で、受入れに関するルールが決まっていないまま、無条件で受入れて後にトラブルになるといった事例が多く見られた。

たいていはトラブルが起こった後に、住み分け等のルールを決めることで解決されていたが、「なぜ予めペット受入れのルールを決めていないのか」という指摘を、同行避難者、ペットを連れていない避難者の双方から数多く受けた。

今後は、災害時の避難所におけるペット受入れのルールを予め設定し、避難所の管理者となる方々に、平常時から周知を図ることが必要だと考える。（もしくは平常時に管理者と協議をし、避難所ごとのペット受入れに関するルールを決めて、センターも把握しておくようにする）

<玉名市>

【今後求められる対応】

- ・ ペットの連れ込み可能な避難所準備。
- ・ NPO法人との連携。

<高森町>

【今後求められる対応】

- ・ 啓発を含めた、リーフレットを作成する。

<山都町>

【今後求められる対応】

現状としては、避難所・仮設住宅へのペットの連れ込みを禁止しているのみである。本町では、今回の震災による被害は比較的に少なく、ペットの同行避難に関して大きな支障はなかったが、ペットを連れて避難者を受入れる基本的な体制について検討しておく必要がある。

また、地域が管理する施設（公民館など）へのペット同行避難も想定されるため、広報・普及啓発が必要だと思われる。

<益城町>

最初の1週間マンパワーが不足していたため、ほぼ睡眠がとれなかった。

同行避難はできていたものの、避難所での対応が後手後手で結局被災住居に戻し、つなぐ、閉じ込めるといった処置がなされており、ゲージ等の設置場所も少なく、避難所「ハピネス」「飯野小学校」2か所に5基ずつ、他「広安小学校」「広安西小学校」「中央小学校」「秋津小学校」「詫間東小学校」6カ所には1基ずつしか設置できなかった。

また、益城町総合体育館では12基のケージを体育館外に設置したものの2~3時間後にはすべてのケージが盗難にあうなどの被害もありました。

【今後求められる対応】

- ・初動が重要でその瞬時の対応ができず、結局避難所を後にする被災者が多く出たと察します。課題として、各避難所に動物が避難できるスペースを確保する、季節や規模によりますが、ユニットハウスなどの設置を事前に計画、マニュアル化が重要かと思います。
- ・被災現場の現状を確認するために動ける自治会の会長、総代、民生員や、今は組織にならない飼い主の会の会長などで避難所のすみ分けができれば最良だと思います。その後地域の専門性のある指定団体を選定して置き、災害発生後24H以内に避難所サポートに入り、現場状況を集約する救護本部を即座に立ち上げ、情報の集約を行い、被災状況「大規模災害」「中規模災害」「局所災害」の3段階程度、季節対応、「冬春、秋冬期」「春夏、夏秋期」の2種類、計6パターンと災害地の特色を踏まえたマニュアルを準備していれば即座に対応できると思います。が、机上の会議やマニュアルだけでなく、平常時の避難訓練の際にペット同行避難訓練を導入すれば、レベルの高い避難が可能になります。

(2) 自治体と民間団体との連携

① 対応事例

<避難所指定管理者>

- ・ 指定管理者はその場を設定するのが役割だと考えていたため、支援団体と町、団体と公的機関などの間を取り持つ（調整する）ことをメインだと考え活動した。
- ・ 比較的初期の段階でペット同行者との関係を考えるための関係者ミーティングを行った（支援団体、(独法) 国立病院機構、日本赤十字社、自治体、指定管理者）。ペットの衛生管理については支援団体が責任をもって対応することを約束。これにより全員が同行同居（しばらくの間）を了承した。お互いの立場で話し合いをして了承をとれたことが良かった。

② 課題となった事例

<避難所指定管理者>

- ・犬猫に対して過敏な避難者への対応には苦慮した。
- ・地元の愛護団体からはワンニャンハウスに対するクレームを受けることもあった。地元の団体がノーと言っている団体と手を結ぶことについて迷いもあったが、それ以上に支援団体のがんばりがすごかった。
- ・支援をしたいという団体は複数あったが、団体間の関係を顧慮して断った例もあった。こういった調整は役所では難しかったと思う。

【今後求められる対応】

最初はとりあえず避難者が入ってしまったが、後から考えればきちんとトリアージをしておけば福祉的な面でもいい対応ができたのではないかという反省はある。

(3) 獣医師会等の取組

① 対応事例

<動物救援本部等の構成団体として>

- ・当初の混乱の中、ペット救護本部の立ち上げが遅れていたため（一社）熊本県獣医師会では災害救護本部をいち早く立ち上げ、（一財）ペット災害対策推進協会が行う義援金の受取り窓口となり義援金の管理を行いました。その後ペット救護本部が本格始動した後に本部に移管しました。
- ・（一社）熊本県獣医師会災害救護対策本部における業務のうち、被災者と被災動物支援として、実施していた被災動物健康相談コーナー、診療可能な病院の紹介、電話による一時預かり相談等の業務をペット救護本部に移管し、獣医師会で主に担当した。
- ・県、市、動物愛護団体と協働し、仮設住宅入居ペットの健康相談を実施した。

<被災ペット獣医療支援>

- ・（公社）日本獣医師会と協議し準備した被災者と被災動物支援のひとつとして「熊本地震被災動物診療券」の利用を導入しました。

② 課題となった事例

<入院動物の避難>

・被害が大きかった動物病院では、預かっていた動物との同行避難の例はありませんでしたが、避難所と病院の往復に相当の時間を要した点やライフライン（特に飲料水）の復旧の遅れにより一時、飼い主に引き取ってもらったというケースがありました。比較的被害が少なかった一部損壊の病院でも、水などの確保ができなくて同じ様に退院を余儀なくされた病院がいくつかありました。

・通常、動物病院では入院治療中の動物が主であることから、一般の避難所での対応は困難であることが想定される。獣医療の提供が可能な被災地以外の地域の獣医師間との日頃からの連携、協力体制を構築しておく必要があると考えます。

<動物救援本部等の構成団体間の実施体制や役割分担>

・本部を設置するにあたり、県と獣医師会間では協定によりその体制や役割分担については、了解が得られていたものの、協定では熊本市を除く内容となっていたため、熊本市の参画が遅れたことが、救護本部立上げの遅れにつながった。（熊本市は、（一社）熊本県獣医師会熊本市支部と協定を締結していた。）

・県、市及び獣医師会のそれぞれが担当する被災動物救護活動の機能と内容は、そのまま存続させ、互いに協力できるところは協力するというところまでの体制が出来ました。

・県と政令市である熊本市の行政間の垣根が大きく、被災した住民からは、同じ県民でありながら、支援のあり方が違うのはおかしいのではないかという内容の苦情が多く寄せられ、その対応に苦慮しました。

<避難所・仮設住宅における受け入れ>

・災害の規模にもよりますが、支援する側の効率性、実効性を考えると避難所、仮設住宅では、ペット所有の有無による、ゾーニングは必要不可欠であると考えます。

(4) 一時預かり

① 対応事例

<熊本県>

- ・預かり施設が遠方で、飼い主がなかなかペットに会えない、新たな利用者施設の確認ができていく状況にあるため、飼い主や今後施設利用を検討している方を対象とし、救援センターを訪問するためのバスツアーを企画。
- ・飼い主とこまめに連絡をとり、ペットの状況報告を行い、今後の取り扱いについて意見交換を実施。

<熊本市>

長期預かりが必要な場合、その後に設置された熊本地震ペット救護本部を紹介した。

② 課題となった事例

<熊本県>

・急な施設立ち上げであったため、当初、需要に応じた施設整備が間に合わなかった。ワクチン接種等、預かり前に飼い主がやっておくべきことの説明について、理解が得られないケースもあった。

- ・連絡のとれにくい飼い主の意思確認。
- ・課題：近隣地での施設確保とその運営。

【今後求められる対応】

- ・飼い主：施設内感染症防止、繁殖防止対策（ワクチン接種・ノミ、ダニ駆除、避妊、去勢）実施、適正飼養、クレートトレーニング。
- ・施設側：受入れ方針・条件の提示、誓約書の提出。預かり前に聞き取りと飼育状況の確認を行い、飼育放棄の危険性がないかを確認する。

<熊本県>

【今後求められる対応】

- ・猫や屋外飼育の犬も飼育可能な仮設住宅やみなし仮設を十分に整備できる体制を作る。

(5) 保護活動

① 対応事例

<被災ペットの保護収容>

熊本地震では、熊本県、熊本市ともに行政による放浪・負傷動物（被災ペット）の保護活動を実施していました。熊本県、熊本市ともに保護収容活動は、市民等からの通報や職員による地域巡回により行っており、保護収容については通常の捕獲と区別していませんでしたが、震災後に保護収容された犬、猫等の動物について被災ペットとして扱い、元の飼い主を捜したり、一定期間たっても飼い主が見つからない場合には新たな飼い主を募集するなどの活動を行っていました。また、どちらの自治体も熊本地震以前より災害時の被災ペットの収容拠点を決めていたことで、被災ペットの保護収容活動を円滑に行うことができました。

② 課題となった事例

<熊本県>

猫は地域に定着しているため、保護してしまうと飼い主のもとへ帰れなくなる可能性が高い。保護せずに見守ることが必要ではないか？そのためにも、繁殖防止の避妊・去勢の徹底が必要。

【今後求められる対応】

- ・ 飼い主明示の徹底（迷子札の装着）

特に連絡先を記載した迷子札の装着は、保護された時点で飼い主へ連絡される可能性が高いため、有効性が高いと考える。

※鑑札・注射済み票・マイクロチップでは、関係機関等に問あわせする必要があり、即急に飼い主へ連絡ができるのは、連絡先が明示してある迷子札である。

- ・ 救護対象動物の明確化
- ・ 救護活動の組織体制整備
- ・ 飼育管理体制整備
- ・ 運営資金の確保
- ・ 活用方法の確立
- ・ 救護施設の確保

<熊本市>

【今後求められる対応】

- ・ MC 挿入、迷子札（犬の場合は鑑札・済票も）の装着。

・ 迷子犬猫や保護した犬猫の情報を、自由に書き込め、誰でも閲覧できるネット掲示板あるいはアプリのような物があれば、効果的であると考え（現状では、センターは迷子や保護の犬猫情報の窓口になっているが、個人情報保護などの観点から、情報は職員のみしか閲覧できない）。

(6) 返還・譲渡

① 対応事例

<熊本県>

県内の譲渡登録団体から県外の譲渡取扱団体への譲渡を可能とした。登録団体の譲渡前動物の一時預かり（収容）を可能とした。

<熊本市>

早い段階で北九州市動物愛護センターへ、また環境省の仲介により中国、四国、近畿の26府県市の自治体へ震災前に収容していた犬猫を多数譲渡することができた。

② 課題となった事例

<熊本県>

譲渡動物収容施設・設備・人的配置・感染症対策等が不十分な体制であったこと。

課題：被災ペット専用収容施設に関する一切のこと（施設確保、収容体制整備、運営費用確保）。

【今後求められる対応】

- ・譲渡推進体制の整備（愛護団体等との連携）
- ・情報発信方法の確立
- ・飼育管理体制整備の確立（収容施設・飼育者・運営資金等の確保等）
- ・全国自治体との連携

<熊本市>

【今後求められる対応】

- ・周辺自治体同士で譲渡できる体制作り。
- ・収容犬猫が譲渡されやすいよう、日ごろからしつけや衛生管理に取り組む。

(7) 情報収集、広報・普及啓発

① 対応事例

<熊本県>

ボランティアにより被災地域細部まで広報・普及啓発活動を行った。

② 課題となった事例

<熊本県>

人員不足のため、十分な情報提供ができなかった。

【今後求められる対応】

広報・啓発活動方法の検討（協力・支援体制整備）。

<熊本県>

【今後求められる対応】

あらかじめ災害時に避難所となる場所に、ポスター等を配布しておく。

(8) ボランティア活動

① 対応事例

<熊本県>

熊本県動物愛護協議会委員、推進員に対して熊本ペット救護本部への参加を依頼。

② 課題となった事例

<熊本県>

事前準備ができていなかったため、緊急時の人員確保ができなかった。

【今後求められる対応】

事前に登録制度を設け、研修会、活情報交換会、動訓練の実施を行うなど、緊急時に備えた体制整備。

<熊本市>

ボランティア自身が被災者だったため、活動が困難だった。

(9) 資金の確保、義援金の募集・配分

① 対応事例

< (一財) ペット災害対策推進協会と連携した義援金の確保 >

熊本地震では、(一財) ペット災害対策推進協会と行政、獣医師会等が連携して、熊本地震ペット救護本部立ち上げ後すぐにペット救護活動に係る義援金の募集を、ペット災害対策推進協会を窓口として行いました。ペット救護に係る資金の確保、義援金の募集・配分を(一財) ペット災害対策推進協会が窓口となって代行したことで、熊本地震ペット救護本部は被災地でのペット救護活動を円滑に進めることができました。

② 課題となった事例

<熊本県>

予算化が必要なため、必要なときに必要なものが準備できにくかった。

【今後求められる対応】

- ・ 緊急時に自由に出し入れのできる、仕組みや資金確保。
- ・ 公共性のある組織による災害地支援組織の結成。同組織による資金確保、運用等。

<熊本市>

【今後求められる対応】

自治体による基金等の設立。

(10) 物資等の受け入れ、提供体制

① 対応事例

<熊本県>

- ・ 支援を受けたい物資名と量を具体的に示した。
- ・ 受入期間を限定した。

<熊本市>

全国からの支援物資については動物愛護センターが物資の受け渡し拠点となって実施することで、物資の仕分けや要望に応じた物資の提供ができた。情報が行き届かない避難者や交通の便がない避難者等のために動物愛護推進員が各所を回って物資提供した。不足している物資については、動物愛護センターの HP に記載した。

<益城町>

避難所における同行避難動物が多く避難所にゲージ設置とフード、水、シーツ等の支援物資が全体に行きわたる様にする為すべての支援物資を小分けにして配布した。

② 課題となった事例

<熊本県>

一時期に支援物資が大量に提供され、保管場所の確保と仕訳作業員が不足した。

【今後求められる対応】

- ・ 支援物資保管施設の確保
- ・ 仕訳業者の確保
- ・ 物資在庫管理
- ・ 被災地における支援物資要求内容把握

<熊本市>

・ 上記に伴う電話対応、物資の受入れ・仕分け・提供、各所の巡回に要する人員が不足していた。

・ 車中泊等、避難所以外での避難者の状況が把握しにくかった。

【今後求められる対応】

ペット関係支援物資の体制について事前に計画し、周知しておく（停電の際の対応も考慮）。

7. 動物救護活動から見えた課題

本項は、平成 28 年に計 3 回にわたって行われた「熊本地震における被災動物対応記録集編集委員会」において、熊本地震における各主体の被災ペット救護活動の記録を収集、整理し、動物救護活動のあり方の検討を行った際に編集委員から課題として挙げられた意見をまとめたものです。そのため、本項の記述内容は平成 29 年 3 月末時点のものであり、その後、本記録集を基礎資料として平成 30 年 2 月に改訂が行われた「人とペットの災害対策ガイドライン」における記述とは、細かな表現や言い回し等が異なる部分があります。

7. 動物救護活動から見た課題

(1) 言葉の定義、表現について

① 「同行避難」

【同行避難】とは

災害発生時に、飼い主が飼養しているペットを同行し、避難することです。避難場所（避難所等）に避難した後のことまで言及するものではありません。

環境省のガイドラインでは「同行避難」を上記のように定義していますが、熊本地震では多くの一般の方が「同行避難」を避難先でもペットと常に一緒にいることとして誤った理解をしている場合が見受けられました。また、内閣府では「同伴避難」という表現を使用しており、このことが「同行避難」と「同伴避難」の定義を混乱させている要員のひとつと考えられます。熊本地震では、多くのペット飼養者が「同行避難」をしましたが、避難所でのペット受入れ方針の違いにより混乱が生じました。同行避難後の避難所での飼養体系については、人間とペットが同居できるのか、あるいは、人間とペットは住み分けを行うのかをわかりやすく誤解のない表現を使用して示していくことが求められています。

② 「被災ペット」

環境省では、東日本大震災時から「被災ペット」という表現を使用していますが、その定義については明確なものはありません。熊本地震では、地震によって逃げ出したペットの救護活動を行う際に被災ペットの定義が定まっていないことで対応に混乱が生じたことが分かっています。熊本地震では、発災後に行政が保護収容した犬猫全てを被災ペットとしたために野良犬、野良猫の区別がないまま救護活動が行われました。今後、環境省による定義づけが必要であり、明らかな野良犬や野良猫の救護については災害対応のくくりとは切り離して対応していくことが求められています。

また、「被災ペット」という表現そのものが、災害により負傷したペットのイメージも強く現状に即していないと考えられます。実際には被災した人間に飼養されているペット全般を指す言葉であるため、「被災ペット」の表現そのものの見直しも検討していく必要があります。

(2) 現地動物救護本部の立ち上げについて

熊本地震では現地動物救護本部の立ち上げに時間がかかったため、初動対応にも影響がありました。今後、災害時には人の災害対策本部の立ち上げに連動した現地動物救護本部の立ち上げや獣医師会との連携、他の団体との連携等についても災害の規模に応じて柔軟に対応出来るような仕組み作りが求められています。

(3) 初動対応について

① 初期の外部対応について

熊本地震では発災直後から国や関係機関による支援体制が敷かれ、比較的早い段階から被災地には多くの支援が寄せられました。一方で、自治体の機能自体も大きな被害を負っている中で初期の外部対応は被災自治体や被災地の機関にとっては負担となり、自治体のすべき初動対応に影響が出ていたことが報告されています。

② 災害時に被災地の行政を支援する専門チームの必要性について

熊本地震では被災地の自治体も大きな被害を受け、通常どおりの機能が働かない中で各自治体は災害対応に追われました。自治体では、対応できる人材の不足があったほか、外部からの新規雇用の余裕もなかったため救護活動等に支障があったことが報告されています。熊本地震を受けて自治体からは、あらかじめ対応できる人材のリストアップや災害時に本部の機能を運営することのできる人材の派遣などの現地の負担を減らす支援が必要だと言われています。

また、災害時には平時以上に外部ボランティアに対応することが職員に求められ、その結果、ボランティア対応に職員が取られてしまい、本来の事務的な業務に対応する職員がいない状況などが発生してしまいます。今後は、どこで災害が起きても支援できる専門のチーム等を整備し、災害時に現地が稼働できるまでの間、専門的なチームが初動対応を行うなどの被災地の行政を支える仕組み作りが求められています。

(4) 支援体制について

熊本地震のように県庁や市役所、獣医師会本部などの中核が直撃を受けた場合、その後の災害対応に苦慮することが考えられます。熊本県では、九州各県と山口県の間で既に協定を結んでいましたが、全国的に見ると広域での災害対応ネットワークが整備されている自治体は多くありません。今後の災害に備えて、近隣県との有機的な連携や広域の支援体制、日常的なネットワークの構築や連携主体間での訓練の実施などが必要だと考えられています。

(5) 災害時の愛護団体、ボランティアの活動について

① 災害時の行動規範の必要性

熊本地震では、発災直後から多くの愛護団体やボランティア団体が現地の被災状況や対応等について行政へ問合せを行った結果、職員がその対応に割かれ、結果的に現場の足かせとなり、思うように支援活動が進まなかったことが報告されています。

熊本地震のように行政の機能も大きな被害を受ける災害では、災害時の混乱の中で、行政だけでなく愛護団体やボランティアなどの支援者がどのように行動すべきなのかを規範として整備していくことが求められています。

② 支援の方法、タイミング

熊本地震では、発災直後の避難所において、ペットの一時預かりを謳った団体の活動がいくつか確認されています。しかしその中には、預かり費用を求めた上で預かり後はペットを県外の施設へ連れて行ってしまい、飼い主が返還を求めてもなかなか応じてくれなかったり、返還に係る費用を請求する団体もあったことが報告されています。それらの活動に違法性が認められるかどうかは定かではありませんが、発災直後の混乱の中ではペット飼養者自身も冷静な判断ができないことが考えられます。預かりや引き取りなどの支援のタイミングが早すぎると被災者はパニックできちんと契約内容を理解しないまま説得に応じてしまう場合もあることから、支援を行う団体には、被災地支援と通常の活動とを区別し、被災者に寄り添った活動をすることが求められています。

(6) 避難所、仮設住宅における避難生活について

① 車中泊について

熊本地震では、最大時に熊本県で 183,882 人、大分県で 12,386 人が避難しました。熊本地震の避難の特徴の一つに車での避難が多かったことが挙げられます。これは自宅から避難先が遠いことや日常的に車を生活に利用している車社会であることが考えられますが、熊本地震の際は車で避難した被災者により多くの避難先の駐車場が一時、避難者で溢れかえるような状態であったことが分かっています。また、本震発生以降も家屋の倒壊や長引く余震により長期にわたって避難先での生活を余儀なくされた被災者が数多くいました。他方、熊本地震における避難生活では、一部の被災者が車中泊を選んでいたことがその後の行政によるアンケート調査により分かっています。

車中泊については、新潟中越地震（2004 年）の際に車中泊に起因するエコノミークラス症候群が多発し、複数の方が亡くなったことで注目を浴びるようになりました。また、亡くなられた方の中にペット同行避難後に避難所内にペットを受け入れてもらえなかったため車中泊を選択していた事例があったため、一部ではペット同行避難により車中泊を余儀なくされエコノミークラス症候群につながったという解釈が広まりました。しかし、前述のアンケート結果によると熊本地震で車中泊を選択していた方の多くがペットとは関係なくプライバシー確保の観点から自主的に車中泊をしていたことが明らかになっています。また、災害後エコノミークラス症候群等循環器疾患発生分析（榛沢 2011）によると、エコノミークラス症候群は車中泊のみならず避難所でも発生しており、特に大規模避難所で多く認められたことが分かっています。同研究では、エコノミークラス症候群の発生には避難先での生活環境などが影響しているため単に避難所や仮設住宅などを提供しても予防できないとされており、予防には運動のほか心のケアなどを行い被災者ができるだけ早く日常生活を取り戻す支援が必要だといわれています。

これまで車中泊が、エコノミークラス症候群の発生の原因と考えられて来ましたが、エコノミークラス症候群について正しく理解し予防を行えば、車中泊は避難先でのプライバシーを確保には有効な手段の一つであると考えられます。車中泊を含めた避難生活とエコノミークラス症候群の関係性について広く啓蒙啓発を行うと共に災害時の避難生活の方法について議論していくことが必要です。

② 同行避難後のペットの飼養について

熊本地震では、多くの避難所でペット同行避難が確認された一方で、避難所や仮設住宅でのペットの飼養については鳴き声や糞尿の問題など多くのペット飼養者が課題を抱えていたことが分かっています。これらの課題の多くは、平時のペットの飼養方法、しつけ等に起因するものが多く、ペット飼養者は平時からのしつけや非常時に備えた飼養方法をとっていくことが求められています。また、受入れ側の自治体についても地域防災計画や被災動物救護条例などの整備が進んでいない場合が多く、避難所等でのペットの対応に関する事前の取り決めがされていなかったためにペットの受入れについて混乱が生じたり、対応が遅れる事例が見られました。そうした場合にも病気の発生や公衆衛生、鳴き声などの問題が発生する可能性があります。今後、避難所等でのペット飼養に関するルール作りやペット受入れ可能な避難所の設置、災害時の動物専用スペースの確保などの整備を進めていく必要があります。

他方、熊本地震では、同行避難後に安全を確認した上で自宅の敷地内にペットを戻して避難先から餌やりなどに通いながらの飼養を続けていた事例や、一時預かり施設などにペットを預けるなどの方法をとっていた事例が報告されています。災害時には必ずしも常にペットと一緒にいることだけを前提とせず、その場の状況に応じたペットの飼養方法に関する議論も進めていくことが必要だと考えられます。

(7) 飼い主への支援活動について

① 飼い主の自立支援について

熊本地震では、平時のペットのしつけや飼養方法が避難所や仮設住宅でのペットの問題行動へとつながり飼い主自身の負担になっています。平時から飼い主自身がペットのしつけや飼養方法を正しく行うのはもちろんのこと、災害時には動物福祉に配慮した飼い主責任をまっとうする被災者支援について考えて行くことが必要です。災害時に行われる人の自立支援と併せて飼い主の自立支援についても議論していくことが求められています。

② 家族会、自治会の整備について

熊本県では、仮設住宅での家族会や自治会について、被災者自身で暮らしをよりよくするために自主的に立ち上げてもらうことを想定していましたが、住民の多くは行政側が家族会等を作り、その中に自分たちは加入すればいいと考えており、住民と行政の考えが一致していませんでした。そのため、一部の仮設住宅設置地区では家族会が発足されず、仮設住宅でのペット飼養等に係る問題の把握、解決がなかなか進んでいない実状があります。

このような意識のズレが生じる背景には、どの時点までを被災者支援とするかの考え方の違いがあると考えられます。仮設住宅に入居している被災者は自宅から避難して仮設に入っており、仮設住宅での暮らしは避難生活のつもりでいますが、行政としては仮設を提供すればそこからは日常という考えがあることや、仮設を作るまでと作った後では自治体の担当者が変わり、引き継ぎがうまく行われない状況があるためです。

仮設住宅での生活は、災害によってコミュニティが破壊された状況で、一からコミュニティの再構築をする必要が生じるため、被災者自身の手でコミュニティの再構築を進めるのは困難な場合が多いと考えられます。被災者の生活再建を進めるためには、仮設住宅においても被災者自身の共助を後押しするようなサポートの必要性が課題として挙げられています。

③ 獣医師による支援体制

熊本地震では、(公社)福岡県獣医師会が全国に先駆けて作った「V-MAT」が大変活躍しました。熊本地震を踏まえ、九州地区獣医師会連合会でも「九州 V-MAT」の立ち上げが検討されています。獣医療の面でも広域での支援体制を構築することによって、現地の獣医師や獣医師会が被災して動けないような場合でも発災後すぐに人員を送り込めるような体制の整備が進められています。一方で、熊本地震では支援に必要な医薬品について、現場でのニーズと関係機関から提供されるものが合わなかったことが課題として挙げられています。熊本地震を踏まえ、動物用の医療品についてもストックしておける仕組み作りが求められています。

(8) 支援に係る費用について

① (一財) ペット災害対策推進協会による募金活動

熊本地震では現地動物救護本部の立ち上げに時間がかかったため、現地動物救護本部の立ち上げに連動する(一財)ペット災害対策推進協会の募金活動にも遅れが生じました。

(一財)ペット災害対策推進協会の規定では、現地動物救護本部が立ち上がらないと募金などの活動を始められないことになっています。災害時の動物救護支援に係る募金窓口を(一財)ペット災害対策推進協会が行う場合には、迅速に現地動物救護本部の立ち上げを行い、動物救護のための募金活動を急ぎ開始させることがその後の円滑な支援につながります。

② 費用弁済の課題

災害時には、被災した自治体が支援に係る費用を払い、その分を国に請求することになっており、費用を一度被災自治体で集約する仕組みになっています。しかし、熊本地震では支援を行った団体や組織がそれに係った費用についてどこに請求すればいいのかが整理されておらず、支援に係る費用の流れがわかりにくかったため混乱があったことが報告されています。背景の一つとして、動物救護に対して国からのお金が出せるのかという課題があります。被災県が国に対して支援に係る費用を請求できるかどうかは災害救助法の適用を受けるかどうかという大前提がありますが、災害救助法の適用を受けていても動物のための支援に係る費用は請求できない場合が多く、今後、その仕組みの中にペット関連の支援をどう組み込んでいけるかが課題になっています。

③ 獣医療支援での課題

熊本地震では、地域の獣医師や獣医師会が積極的にペット救護活動を行っていたことが分かっていますが、獣医師が支援を行う際の課題も挙げられています。災害時の獣医療支援は各地の獣医師会が自治体と協定を結ぶ形で体制作りが進められています。しかし、支援に係る費用面についてはきちんと決められていない場合が多いのが現状です。獣医師が行う救護活動は仕事と直結するため、その際の獣医療に必要な医薬品などは支援する獣医師の持ち出しになってしまうこともあります。災害に備えた支援体制を充実させていくためには、支援に係る費用弁済の仕組みについても整理していくことが必要です。

(9) ペット救護ガイドラインについて

東日本大震災を機に、平成 25 年に環境省が作成した「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の発行以降初めての大規模震災となった熊本地震では、ガイドラインに沿った対応が行われた一方で、ガイドラインの内容がどの主体に向けたものなのかが分かりづらく、混乱が生じたことが報告されています。

環境省では、熊本地震を踏まえてこれまでのガイドラインの改訂作業を進め、平成 30 年 2 月に「人とペットの災害対策ガイドライン」を作成し公表しました。

【参考資料】 平成 28 年熊本地震に関する

環境省のペット救護対策の経緯について

平成 28 年熊本地震に関する環境省のペット救護対策の経緯について ～被災者の心のケアのための被災ペット対策について～

1. 東日本大震災等を踏まえて事前に用意していた事項

- 動物愛護管理法に基づく基本指針や、各自治体が定める地域防災計画等において、災害発生時におけるペットの同行避難（※）に努める旨を記載。
 - ※ 飼い主が飼育するペットを同行し、避難場所まで安全に避難することであり、避難所へ行くことではない。
- 環境省が東日本大震災の経験を踏まえて策定・周知している「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」（平成 25 年）において、同行避難や避難所でのペットの受入れ等を推奨。

2. ペット救護対策において課題となった事項及び課題への対応（概要）

（避難所等における実態把握の必要性）

- 地震直後、避難所の状況、同行避難の実態について十分な情報が得られなかったため、環境省本省からの職員を派遣（4月19日～7月8日）（3.（1）参照）、九州各県等からの行政獣医師の避難所巡回（4月26日～5月1日）（3.（2）参照）等により、実態を調査。

（一時預かりのための体制整備（初期対応）の必要性）

- 一方、地震発生以降、ペットの飼育が困難な飼い主からペットの一時的な無償での預かりが必要となったが、本格的な運用開始までには時間を要した。
- 環境省の支援の下、
 - ・熊本市では、動物愛護センターが、健康上の理由等により飼育困難な飼い主を対象に（5月9日～10月31日）、
 - ・益城町では、新たに整備した避難者用のペット飼育専用施設において（5月16日～10月31日）、一時無償預かりを開始。（3.（3）を参照）
- なお、熊本県獣医師会では、災害救護対策本部を設置し、相談コーナーを設け、4月23日からペットの一時預かりについての相談を開始。基本的には有償だが、5月1日より、日本獣医師会が配布する診察補助券（1万円）を利用できる。

（仮設住宅におけるペット受入れの必要性）

- 中長期的には、避難者が仮設住宅においてペットと一緒に住める必要があるため、仮設住宅が整備される市町村に対し、ペットと一緒に住める仮設住宅の確保を直接要請（5月3日：環境大臣が熊本市長・益城町長に要請。5月12日～26日：熊本県と共同での巡回等により、13市町村）。（3.（4）参照）
- これらの市町村では、応急仮設住宅におけるペットの飼養が認められ既に入居が始まっているが、

みなし仮設住宅では飼育不可のケースが多い。

- 甲佐町に、入居者用に 11 基のケージを提供。

(一時預かりのための体制整備（中長期的対応）等の必要性)

- 一時預かり等のための体制強化に向け、熊本県、県獣医師会、熊本市による「熊本地震ペット救護本部」の設置（5月27日）を支援。（3.（6）参照）
- 同本部には、6月3日、（一社）九州動物福祉協会も加入し、大分県九重町にある同協会が運営する九州災害時動物救援センターが、被災ペットの預かり所として利用出来ることとなった（11月4日当時、犬16頭、猫12頭、計28頭預かっている）。

3. 被災ペット対策（詳細）

(1) 職員等の派遣

- 丸川大臣が、熊本市動物愛護センター、グランメッセ熊本、益城町総合運動公園を視察。熊本県知事、熊本市長等と意見交換（5月3日）。
- 井上副大臣、鬼木政務官が熊本県、福岡県を視察。熊本県知事、熊本副市長、福岡副市長等と意見交換（5月11日）。
- 環境本省の動物愛護担当職員等から延べ21名派遣（4月19日～7月8日）
 - ・熊本市及び益城町内の避難所、県動物管理センター、熊本市動物愛護センター等において同行避難の状況等を調査（日本獣医師会現地派遣チームとも協力）（4月20～22日）。
 - ・被災ペット対策実施のための現地調査、自治体等の関係者との意見交換等に従事。
- 熊本県庁内現地対策本部のリエゾンとして延べ4名派遣（4月28日～5月29日）
 - ・被災ペット対策に関し、現地対策本部との連絡調整等に対応。

(2) 避難所における被災ペット対策

- 福岡県獣医師会緊急獣医療派遣チーム VMAT が現地調査（4月17～19日）。これを踏まえ、日本獣医師会が益城町避難所等を調査（4月20～22日）。
- 大分県によれば、避難所等でペットの問題は生じていない（4月18日）。
- 環境省派遣職員が確認した限り（4月20～21日）、避難所で被災者はペットと同行避難し、敷地内へのペットの受入れが認められている（ペットを同じ室内に置くことまで認められるかは施設による。）（※1）。

※1 後述の九州山口災害時救護応援協定に基づく自治体派遣職員による調査（後述。4月26日～5月1日）においても同様。ただし、多くの避難所でペット同行避難者が車中泊等に移行したため、その実態把握は困難とのこと。

- 環境省派遣職員が確認した限り（4月20日）、益城町総合体育館（町内最大の避難所。）では、ペットは飼い主と共に屋内で生活。調査時点ではトラブルは生じておらず、ペットシートやフード等の資材も足りている。
- 日本獣医師会が全国の獣医師会に対し、被災した熊本県獣医師会や被災者のペット対策について支援を要請。
- 環境省は、「九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定」（平成25年締結。以下「九州ブロック

協定」。)の加盟各県に対し、事務局である福岡県を通じ、熊本県への応援職員(獣医師)の派遣を要請。これにより、九州沖縄各県及びその政令指定都市から派遣された獣医師の応援職員(1日当たり約16名。)が熊本の避難所を巡回(4月26日～5月1日)。ペット同行避難の状況確認、環境の改善、不足物資の調達等を実施。環境省派遣職員は全体調整やとりまとめを対応。

- 環境省派遣職員は、阿蘇保健所を通じ、南阿蘇村及び西原村の情報を収集。西原村は現地調査の結果、建物内にペットが入れないため屋外のテントにペットを収容している旨を確認。南阿蘇村では、特段の情報無し(5月9日)。
- 環境省は、熊本市が避難所を再編する際にペットの屋内受入れが可能となるよう、ペット用ケージ120基を同市に提供(5月11日)。
- 環境省は、益城町総合運動公園において、避難者のペット飼育専用施設の整備を支援(冷房付コンテナハウス3基、ケージ50基)。5月16日から10月31日まで受入れた。(1日最大で犬30頭、猫13頭受入れ)。
- 環境省は、益城町の新たな避難所である熊本県民総合運動公園陸上競技場(うまかな・よかなスタジアム)内におけるペット飼育専用施設の整備を支援。
- 他の避難所においてもペットの飼育用スペースの確保や適正な管理のため、必要な資材等があれば、その調達等を支援。

(3) 被災ペットの一時預かり

- 熊本県獣医師会は、「熊本県獣医師会災害救護対策本部」(以下「災害救護対策本部」。)設置(4月22日)。ペットの一時預かりを含め相談受付を開始(4月23日)。
- 環境省においても、災害救護対策本部による相談受付に関連する情報を、省のtwitterやFacebookを通じ発信(4月22日)。
- 日本獣医師会は、診察補助券を被災者に配布(5月～)し、一時預かりも実施(診察補助券は最大3000枚の発行を予定)。
- 環境省は、自治体等と連携し、緊急的な一時預かりのための体制を整備。
 - ・熊本市では、避難者の健康上の理由等により一時無償預かりするための体制を市の動物愛護センターと合同で整備。(5月9日～10月31日)。
 - ・益城町では、総合運動公園の指定管理者(YMCA)等と合同で避難者のペットの飼育専用施設での一時無償預かり体制を整備。(5月16日～10月31日)。
- 「熊本地震ペット救護センター」において被災者のペットの預かりを実施。

(4) 仮設住宅におけるペットの受入れに向けた対策

- 丸川環境大臣が、ペットと一緒に住むことの出来る仮設住宅の整備を熊本市長及び益城町長に直接要請(5月3日)。
- 熊本県と共同で同県内の市町村を巡回等し、ペット同伴が可能な仮設住宅の整備を直接要請。(5月12～26日。詳細：益城町・嘉島町・甲佐町(12日)、宇土市(13日)、西原村・宇城市・御船町(16日)、南阿蘇村(17日)、大津町・山都町(18日)、氷川町・阿蘇市(23日)、菊陽町(26日)。
- これらの市町村では、応急仮設住宅において、ペットとの同居を可能とする運用が行われた。
- 環境省は、甲佐町に、要望に応じてケージ11基を提供済み(6月3日)。
- 自治体から要望があれば「熊本地震ペット救護対策本部」と協力して仮設住宅入居時にケージ等の

資料を提供する旨、関係自治体に情報提供。

(5) 震災による迷子のペット等への対策

- 熊本県及び熊本市は、迷子ペットを保護し、ホームページ（HP）での情報提供により飼い主への返還等を実施（※2）。

※2 7月13日時点で、犬452頭中、返還173頭、譲渡147頭、死亡1頭。

猫715頭中、返還7頭、譲渡342頭、死亡29頭。

- 環境省は、省HPからこれらHPへリンクを設け、飼い主への返還を促進。
- 熊本市動物愛護センターは震災前から多数の犬猫を収容しており、迷子ペット収容のためのスペースを確保する必要。このため、環境省の調整の下、譲渡に適した約30頭の犬猫を近畿・中四国の自治体の動物愛護センター等に譲渡（4月27日・28日）。全国ペット協会及び全国ペットパーク推進協議会の協力を得て搬送。

(6) 被災地におけるペット対策の体制の強化その他の対応

- 九州ブロック協定に基づき、福岡県及び佐賀県から熊本県にペット用支援物資を搬送（4月16日・17日）。
- （一財）ペット災害対策推進協会は、寄附金を募集（4月20日～）。
- 環境省は、twitterやFacebookを通じ、ペットを連れ車中泊している避難者に、エコノミークラス症候群の予防について呼びかけ（4月20日・21日）。
- 環境省は、熊本県獣医師会から要請された仮設のペット相談所用テント2張りを、日本愛玩動物協会の協力の下、県獣医師会に提供（4月22日）。
- 災害救護対策本部がペット相談コーナーを設置し（4月23日～ グランメッセ熊本、4月24日～ 熊本市役所）、負傷した被災動物の応急手当、被災動物の一時預かり等の相談を受付（4月23日～）。環境省は、義援金の募集や物資の供給等が円滑に進むよう運営等を積極的に支援。
- 熊本市動物愛護センターでは多くの市民が支援物資の受取りに来ており、物資の整理に苦勞しているため、全国ペット協会の協力を得つつ、人材派遣、物資搬入等に対処（4月29日に物資搬入）。
- 一時預かり等の体制の強化に向け、熊本県、熊本市、熊本県獣医師会による「熊本地震ペット救護本部」の立ち上げ（5月27日）を支援、11月4日まで対策会議13回を開催し、一時預かり犬猫等の検討。

(7) 調査・ヒアリング等

- 今回の地震において概ね避難所までのペットとの同行避難は行われていたものの、その後の対応は避難所ごとに異なり、被災者が対応に苦慮したとの指摘があったことから、今回の地震の経験を今後の自然災害対応に活かすため、益城町でペット飼育専用施設の利用者及びNPOの設置したペット同伴テントを利用していた避難者等を対象に実態把握のためのヒアリング調査を6月29日から7月3日にかけて実施（回答48世帯）。また、仮設住宅で生活されている方に対するヒアリング調査を12月27日に実施（回答6世帯）。
- 熊本地震において、ペット同伴の被災者や被災ペットの受入れを行った施設の設置・運営に係る団体5団体についてヒアリング調査を実施（10月27日～平成29年1月19日）
- 熊本県内の被災自治体・団体等の協力を得て、熊本地震対応記録集の作成に着手。地元関係者や有

識者6名からなる記録集作成委員会を設置し、3回の検討会を開催し、記録集の草稿を取りまとめた。

(参考) 熊本地震発生から約2ヶ月間の経緯(主に環境省に関わるもの)

4月14日(木)	熊本県熊本地方を中心とする地震が発生(前震)
4月15日(金)	環境省が熊本県及び熊本市の被害状況の確認及び連絡体制を確保
4月16日(土)	熊本県熊本地方を中心とする地震が発生(本震)
4月16日、17日	九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定に基づき福岡県及び佐賀県が、熊本県にペット用支援物資搬送
4月17日(日)	福岡県獣医師会の緊急獣医療派遣チーム(VMAT)が現地調査を実施(19日まで)
4月18日(月)	環境省が(公社)日本獣医師会及び(一財)ペット災害対策推進協会と震災対応について情報交換
4月19日(火)	被災ペットの対応のため、環境省が動物愛護管理室職員を熊本に派遣開始
4月20日(水)	環境省と日本獣医師会の派遣職員が合同で、現地調査を実施(22日まで) (一財)ペット災害対策推進協会が寄付金の募集を開始 環境省がFacebook等を通じ、犬を連れて車中泊している避難者に対し、エコノミークラス症候群の予防について呼びかけ
4月22日(金)	熊本県獣医師会が災害救護対策本部を設置 環境省は日本愛玩動物協会の協力の下で、熊本県獣医師会からの要請による、ペット相談所用の仮設テント2張りを提供
4月23日(土)	災害救護対策本部がペットの相談窓口をグランメッセに設置し、ペットの一時預かり等の相談窓口を開設
4月24日(日)	災害救護対策本部がペット相談窓口を熊本市役所に設置
4月25日(月)	九州7県2市からなる、行政獣医師を避難所等の被災ペットへの対応ために熊本へ派遣するため、環境省が全体を調整
4月26日(火)	九州各県市より派遣された行政獣医師のチームが避難所の巡回を開始(5月1日まで)
4月27日(水)	環境省が熊本市の迷子ペット対策が促進されるよう、近畿中四国各府県市、全国ペット協会及びペットパーク流通協会の協力を得て、熊本市動物愛護センターが震災前から収容している犬猫約30頭の移送を開始(~28日)
4月28日(木)	熊本県庁内の現地対策本部のリエゾンとして環境省が職員を派遣し、被災ペット対策に関しては現地対策本部との連絡調整等に対応
4月29日(金)	避難所等において要望のあったペット用物資を全国ペット協会の協力を得て搬入
5月1日(日)	九州7県2市からの行政獣医師による避難所等の被災ペットへの巡回対応が完了 日本獣医師会が診察補助券を被災者に配布し、ペットの一時預かりも支援
5月3日(火)	丸川環境大臣が、熊本市、益城町において現地調査を実施。熊本県庁において熊本県知事と意見交換を行った他、熊本市動物愛護センター(熊本市長同行)、グランメッセ熊本、益城町総合運動公園において被災ペット対策の状況を確認し、関係者と意見交換。熊本市と益城町にペット同伴可能な仮設住宅の整備を要請
5月9日(月)	熊本市が被災ペットの緊急一時預かり(健康上の理由等による)を開始

益城町が総合運動公園の指定管理者と合同で、ペットの一時預かりのための施設整備に着手

環境省が熊本市の避難所再編にあわせてペットの屋内受入れを可能にするのを支援するため、ペット用ケージ 120 基を調達し発送

5月10日(火) 環境省が熊本地震・被災ペット対策の支援に関する第1回情報交換会を東京で開催(ペット関連16団体・協会等)

5月11日(水) 井上環境副大臣、鬼木政務官が熊本県、福岡県を視察。熊本県知事、熊本市長、福岡市副市長等と意見交換。

5月9日に発送したケージ120基を熊本市に提供。

5月12日(木) 必要な資材を支援するため、県と共に市町村を調査、同時に益城・嘉島・甲佐町でペットの受入れについて協議、以降10市町村で応急仮設住宅でのペットの飼育について要請(5月26日まで)

5月13日(金) 現地動物救護本部を立ち上げるための会議を熊本県獣医師会で開催(熊本市も参加して毎週金曜に情報交換会を定例化)

5月14日(土) 益城町総合運動公園のペットの飼育専用の一時預かりの施設が完成

5月15日(日) 益城町総合運動公園のペットの飼育専用の一時預かりの施設の内覧会を開催

5月16日(月) 上記施設(冷房付きコンテナハウス3基、ケージ50基)の運用を開始

5月17日(火) ペットの飼養が可能な仮設住宅の必要性を説明して建設を要請・依頼するため、県と共に市町村を巡回訪問

5月20日(金) 自治体、獣医師会と協力して現地支援のための調査・意見交換

5月25日(水) 自治体、獣医師会と協力して現地支援のための調査・意見交換(27日付けで熊本地震ペット救護本部の立ち上げを決定)

5月26日(木) 環境省が熊本地震・被災ペット対策の支援に関する第2回情報交換会を東京で開催(ペット関連16団体・協会等)

5月27日(金) 熊本県、熊本市、熊本県獣医師会が熊本地震ペット救護本部を立ち上げる

6月2日(木) 第2回熊本地震ペット救護本部打ち合わせ会議開催

6月3日(金) (一社)九州動物福祉協会は熊本地震ペット救護本部に加入し、同協会の運営による熊本地震ペット救援センターでの被災ペットの預かりが可能となる
要望により甲佐町の応急仮設住宅に11基のケージを提供

6月5日(日) 緊急預かりの犬4、猫3頭について、熊本地震ペット救援センターでの預かりを開始

6月9日(木) 緊急預かりのうち猫1頭を熊本地震ペット救援センターへ移送(同センターの合計飼養頭数は犬4、猫4頭)

6月10日(金) 第3回熊本地震ペット救護本部打ち合わせ会議開催(この会議から九州災害時動物救援センターの担当が参加、また熊本県動物愛護推進協議会の組織加入が承認された)

6月16日(木) 第4回熊本地震ペット救護本部打ち合わせ会議

6月17日(金) 熊本地震ペット救護本部が(一財)ペット災害対策推進協会との連携で募集した寄付金を活用して、(一社)ペット用品工業会の協力により、熊本県へ50基のケージと猫用トイレ30個を提供

※6月22日（水）時点までの取りまとめ

平成 28 年度 熊本地震被災ペット救護調査に関する記録集作成委員会
編集委員一覧（敬称略）

編集委員会座長

村中 志朗 （公益社団法人 日本獣医師会）

編集委員

江川 佳理子 （熊本県 健康福祉部 健康危機管理課）

村上 睦子 （熊本市 健康福祉局 保健衛生部 動物愛護センター）

平井 潤子 （公益社団法人 東京都獣医師会）

滝川 昇 （一般社団法人 熊本県獣医師会）

加藤 謙介 （九州保健福祉大学 社会福祉学部 臨床福祉学科）

熊本震災における被災動物対応記録集

平成30年3月 発行

発行 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室
〒110-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2
TEL: 03-3581-3351

編集 一般財団法人 自然環境研究センター
〒130-8606 東京都墨田区江東橋 3 丁目 3 番 7 号
TEL: 03-6659-6310

リサイクル適性の表示「紙へリサイクル可」

本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。